

に委託することが出来る。其の條件は荒地一方に付開墾費、農夫三人分食料、農夫居住家屋三間、洋犁一具代として小洋銀百八十元を豫納せしむる。右に對しては蓋平謙吉盛（錢莊）をして委託事務の履行を保證せしむることとする。又秋季に至り收穫せる穀物は地主小作人間に折半せしめ、事務所は別に委託料を取らない。

三、買主は先づ住宅として土壘草房三間を建築する必要がある。開墾用の牛は賃借の便宜があり、豫豐源でも一頭に付一年三石の割で賃借する用意がある。

尙ほ豫豐源から買主に與へた注意を見るに「若し荒地一方を有するものは牛四頭を借り、農夫三人、種子三石を準備するときは事足るべく、農夫には毎一人食料一石を用意し、報酬として賃銀を要せず。收穫の際地主佃戸兩者に收穫物を兩分するを豫約するを便とす。該地方は新開當年と雖も每响四、五石を收穫すべきも、假に二石を收穫するも、地一方の收穫高九十石にして、佃戸に給すべき四十五石、牛三頭の賃借料種子等十五石を除去し尙ほ三十石を剩すべく、一石の賣價六元とせば合計百八十元の収入を得べし。況んや次年以後耕地成熟して且つ種子食料の補助を要せず、每响五、六、七石の收穫あるに至らば、一勞永遠の利ありと云はざるべからず」（同書七四一、五頁）とあり、又前に洋犁とあつたのは「開墾に用ふる犁仗は露國製のものを便宜とす。每具價八十元にして牛四頭を附し、三人前後より之れを驅る時は毎日荒地二佃を拓くべく、一箇月に精算するときは六十响を聞くを得べし」（同書七五頁）と云へるがそれである。豫豐源が保留した二百五十方の荒地に如何なる方法を用ひたかは明かでないが、賣に出した分について見るに、自ら提出した條件を履行し得るだけの意志と能力とがあれば、開墾促進の方法として先づ有效なものだと云へよう。但し荒地の分譲に關する限りは假令彼が開墾事務を請負つたとしても、それは唯土地を改良して買主を誘引する爲の準備的なる一手段に過ぎないのだから、請負者を農業なる生産行爲の自營者と解釋することは出来まい。開墾の請負を職業とするものは個人にもある。東支鐵道經濟局員エ・ヤシイノフ氏の『北滿農村經濟』は一九二三—二四年に亙り吉林省三十七戸、黑龍江省三十三戸の農家につき其の經濟状態を調べたものであるが、以上の七十戸中に開墾の請負を副業とするものが一戸ある。但し其の住所や請負方法などに關しては何等記すところなく、此種の副業を有するものが多く存在するか否かも明かでない。

## (四)

以上は大地積を占有する自營地主の經營方法に關するものであるが、次には小地積の自營者に就いて考察しよう。小地積の自營者は原則として個人であり、其の多くは所謂地主兼自作農家である。茲で地主と云ふのは其の所有土地を小作に附するものを意味し即ち狹義の地主である。新開放地に行はるゝ小作方法が定納及び分益の二種を含むことは曾て述べたが、自營者たる小地積の個人地主は多く分益制に依り、而して此の方法を用ふる限り彼は不勞所得者にあらずして自營者即ち生産者と見做すことが出来る。第二種地主は關東州の例に依つて知られる如く、定納小作制を用ふることを原則とする。不在地主の中、大なるものは管理人を現地に常住せしめて有効に分益制を行ふことも出来るが、小なる者にあつては先づ不可能である。之れに反して自作農の場合に拂下土地の餘裕があれば、それを定納小作に附するよりも分益制に依る方に多くの利益を感じるであらう。定納制の利益



は地主側に經營資本を要せぬこと、管理の手數の省けること、原則としては其の収入の一定すること等であるが、分益制の場合には

- 一、小作料の高いこと
- 二、作物又は病穀の種類を指定して市場利益を増し得ること
- 三、定納小作の希望者が少いに反し、分益のそれは大概の地方に於いて供給過剩の状態にあり、此の事實から地主が受得る一切の利益を收得することが出来る。

分益小作人に對する管理の手數は左程面倒なものでもないから、多少の資本を擁し、且つ市場利益に興味を有する地主であれば、其の所有地を利用するに後者を擇むが人情であらう。然らば此種の地主は拂下土地の内何程を自作し何程を小作に附するを常態とするか。『滿蒙に於ける農業經營の研究』(滿鐵農務課、大正十二年)には「一戸一方地を單位とする。將來は漸次分割して小地積を集約的に經營することゝなるのは明かであるが、さしあたり一方地を單位とするにあらざれば小作農家が立つて行けぬ」とある。私も亦新開放地に關する限り此の單位を執るものである。該書は農業技術者なる横瀬花兄七氏の調査に係り、充分信頼し得るものである。横瀬氏は一方地を單位とするにあらざれば小作農家が立行かぬと斷じ、且つ分益制を豫想して居るのだから、之れよりも條件の好い定納小作及び自作にあつては、新開放地でも一方地の耕作に依つて年々相當の利潤を擧げ得る計算だと推測される。それと同時に新開放地の粗放農法にあつては、一戸當り一方地の耕作が大體に於いて技術上の限度であると考へられる。尙ほ人口稀薄地方の農家が實際何程の土地を耕し、それに依つて如何なる家計を營んで居るかを

觀察し、之れを基礎として新開放地に於ける一戸當り耕作面積に基準を推定しても略々同様の結論に達すると思ふ。エ・ヤシノフ氏の調査に依れば七十戸の耕作面積は一農家當り三七・三畝であり、左の如くに分類される。

| 未耕のもの       | 一戸  |
|-------------|-----|
| 一五畝以内を耕すもの  | 一三戸 |
| 一五—三〇畝を耕すもの | 二二戸 |
| 三〇—七五畝を耕すもの | 二二戸 |
| 七五畝以上を耕すもの  | 一一戸 |

此の調査は人口の比較的稠密な農村につき、且つ稍々上流農家に偏して居るとのことで、北滿洲農家全體の平均耕作面積に關しては「假りに吾人の觀察が眞に近いものであるとすれば、北滿の一農家には平均二人の農夫と可耕地二十デシヤチン(二九・六畝)とが割り充てられる」と推定して居る。又『滿洲農家の生産と消費』(滿鐵調査課、大正十一年)は大正十年から十一年に亘り南北滿洲三十戸の比較的富裕な農家に就いて其の經濟状態を調査したもので、各戸の状態を詳細に記述してある點に於いて頗る有益な資料である。但し取材の範圍が各鐵道沿線に限られて居る爲に、私の今の研究に直接役立つ様な實例を多く含まない。それで其中から比較的新しく開け、或ひは人口の稀薄な地方の數例を引出して考察を試みることにした。即ち左の如くである。

- 一、楊有隆 奉天省遼陽縣鄭家屯五道崗子
- 二、王有啓 同上



第二章 支那の農村及び農民問題

- 三、王 德 同上小二井
  - 四、張文有 吉林省德惠縣王家馬架
  - 五、曹德全 同 扶餘縣四家子
  - 六、崔德潤 黑龍江省龍江縣齊々哈爾
- 右各家族の人的組織は次の如くである。

| 家族     | 年 齡 |
|--------|-----|
| 一、戶 主  | 五四  |
| 妻      | 五二  |
| 第一子    | 一四  |
| 計      | 二〇  |
| 二、戶 主  | 四八  |
| 妻      | 四九  |
| 第一子(男) | 二〇  |
| 第二子(女) | 一七  |
| 戶 主 弟  | 四六  |
| 妻      | 四二  |
| 第一子(男) | 一六  |
| 計      | 四人  |

| 家族     | 年 齡 |
|--------|-----|
| 第二子(女) | 二一  |
| 第三子(女) | 一八  |
| 戶 主 弟  | 四〇  |
| 妻      | 三二  |
| 第一子(男) | 一四  |
| 第二子(男) | 一二  |
| 戶 主 弟  | 三九  |
| 妻      | 三〇  |
| 第一子    | 一三  |
| 戶 主 弟  | 三六  |
| 妻      | 二七  |
| 第一子(男) | 七   |
| 計      | 一五  |

| 家族     | 年 齡 |
|--------|-----|
| 第二子(男) | 二   |
| 計      | 四八  |
| 第一子    | 四四  |
| 妻      | 二六  |
| 第一子(男) | 二二  |
| 第二子    | 二二  |
| 妻      | 二二  |
| 戶 主 父  | 六八  |
| 戶 主 母  | 七〇  |
| 使用人    | 三人  |
| 計      | 十二人 |
| 四、戶 主  | 五〇  |
| 妻      | 五八  |
| 第一子    | 三一  |
| 妻      | 三〇  |
| 第一子(女) | 二   |
| 計      | 四八  |

| 家族     | 年 齡 |
|--------|-----|
| 第二子(男) | 一五  |
| 第三子(女) | 八   |
| 使用人    | 五人  |
| 計      | 十二人 |
| 第一子    | 五〇  |
| 妻      | 四八  |
| 第一子    | 二二  |
| 第二子(男) | 二〇  |
| 第一子(男) | 二   |
| 第二子(男) | 一八  |
| 第三子(女) | 一五  |
| 戶 主 父  | 七二  |
| 戶 主 弟  | 四七  |
| 妻      | 四六  |
| 第一子    | 二〇  |
| 妻      | 一九  |
| 第二子(女) | 一七  |
| 戶 主 弟  | 四二  |
| 妻      | 四〇  |
| 計      | 一八  |



第二章 支那の農村及び農民問題

| 第一子(男) |    | 第二子(女) |    | 第三子  |    | 第一子(男) |     | 第二子(男) |     |
|--------|----|--------|----|------|----|--------|-----|--------|-----|
| 戸主弟    | 妻  | 戸主弟    | 妻  | 戸主弟  | 妻  | 第一子(男) | 妻   | 第二子(男) | 妻   |
| 一五     | 三〇 | 三二     | 三五 | 二五   | 二二 | 三三     | 二六  | 二二     | 二〇  |
| 計      | 七人 | 計      | 六人 | 計    | 六人 | 計      | 十九人 | 計      | 十九人 |
| 六、戸主   | 妻  | 六、戸主   | 妻  | 六、戸主 | 妻  | 六、戸主   | 妻   | 六、戸主   | 妻   |
| 二十九人   | 六二 | 六〇     | 四一 | 六二   | 四一 | 六二     | 四一  | 六二     | 四一  |

次に右各農家の土地所有並びに耕作状態は左の如くである。

| 自作の別       | 所有地積  | 耕作地積  | 自作の別    | 所有地積   | 耕作地積   |
|------------|-------|-------|---------|--------|--------|
| 1 自作兼小作兼地主 | 七・二〇  | 七・二〇  | 2 自作兼地主 | 三二四・二〇 | 一二四・二〇 |
| 3 小作       | —     | 三六・〇〇 | 4 自作    | 五五・〇〇  | 五五・〇〇  |
| 5 自作       | 九四・〇〇 | 九四・〇〇 | 6 自作    | 六五・〇〇  | 六五・〇〇  |

右の六例中第一及び第三例を除いた外は、總て一方地(四五响)以上の耕作者であり、殊に第二例の如きは一

二四・二响といふが如き例外的な大地積を自ら耕して居る。然るに王有啓の家族組織を見るに戸主及び其の弟なる壯年者が五人ある。此の大家族が所謂同居同爨であるか或ひは同居異爨であるか明白でないが、若し異爨であるとすれば此の大家族は實質に於いて五戸の小家族に分裂したものであり、支那の習慣に依り分家の際は家産を均分するを原則とするから、各小家族はそれ〴〵二十响内外を耕作することとなる。假りに同爨制を保持して居るとしても、多分異爨の前提たる分異的經營が行はれ、何れにしても全耕作が一人の手で管理されて居るものは考へられない。此の推定は他の三例にも略々當嵌まる様である。即ち第四例は戸主及び第一子の二箇の管理即ち各二七・五响づゝを經營し、第五例は戸主及び其の弟なる三箇又は四箇の管理即ち各三〇响又は二三响づゝを經營し、第六例は二箇又は三箇の管理、即ち各三七・五响又は二二响を經營するものであらう。斯様なわけで人口稀薄農村にあつては、他の事情が許す限り三〇响内外を耕作することが便宜且つ有利であり、従つてそれが原則となつて居る様に見える。エ・ヤシイノフ氏の判断が如何なる基礎を持つかは知らぬが、一農家の耕作面積二九・九响としたことは上記の數字と略々一致する。

新開放地の單位耕作面積一方地即ち四五响の中には諸種の建物や牧草地と云ふが如き空地を要し、耕作に利用し得る面積は略々四十响見當である。即ち成熟せる人口稀薄農村の平均地積に比べて十响の差を生ずる。それだけ農法が粗放となるわけだが、實際上果してそれだけの必要及び可能性があるかどうか。南滿洲の人口飽和農村では一家族の耕地面積二〇响内外を適當とし、北滿洲では前記の如く一〇响又は五割増の三〇响である。それだけ南よりも北の方が粗放な經營を必要とし且つ有利とするのである。新開放地の場合は市場への距離の關係か



ら安く生産し高く生活せねばならぬ。安い生産で高い生活を與へる爲には多くの生産を必要とする。多く生産する爲には多く耕さねばならぬ。之れが新開放地に於いて成熟農村よりも廣い耕地を必要とする理由である。然るに新開放地は處女地又はそれに近いものだから施肥の手續が皆無なるか或ひは極く僅しかかゝらない。成熟農村に於いて農民の耕地を擴げ、或ひは同一地積を一層集約的に經營しようとする場合に、最も困難を感じるものは肥料の供給である。勞力の供給は豊富であり、資金の缺乏は不可避的な障害とはならぬが、採算可能の範囲内で肥料を得ることの困難が絶對的な界限となるのである。然るに處女地の耕作者が全然或ひは殆ど全く此の困難から免かれて居ることは非常な幸福と云ふべきである。處女地に於いて耕地面積を局限する唯一の絶對條件は管理能力のみで、其他の條件は經營者の資本及び努力の如何に依つて支配し得るものである。一經營者の管理能力の界限は、飽和農村の最も集約的な農法に於いて二十响内外、不足農村の稍々粗放なる農法に於いて三十响内外であるが、總てに一層粗放なる處女地經營に於いてそれよりも十响又は三分の一だけ擴げることの可能は多辯を要せぬであらう。茲に所謂管理とは申す迄もなく耕作の管理であり、自作農は經營者自らが農圃に立働きつゝ、勞働者を監督指揮することを原則とする。勞働者は概ね農事に熟練した者であるが、支那本部から移住して來たばかりの者には多少の訓練を與ふることなしには一人前の効果を期待することが出來ない。新開放地の勞働者には此種のもの少からず混在する。其のかはり成熟農村では飛地を一人の手で管理せねばならぬ場合が多いが、新開放地には此の不便が少いであらう。一般に大體如上の新開放地の地主たる一つの小家族が有利に耕作し得る面積は一方地内外である。然るに彼等の普通に拂下をうける荒地は前章に推定した様に約四方地であるから、残り

三方地を最も有利に活用する爲には分益小作に附するを適當とする。それには地主自ら開墾した後に希望者に引渡す場合と、小作人に開墾させる代償として三年間又はそれ以上の期間（定納小作には六年間を普通とする様である）小作料を免除する場合とがある。但し其のいづれにしても農事に必要な動産資本を地主から貸付けるばかりでなく、第一年には小作人の生活資料を無利子で融通する例も多く行はれる様である。斯くの如き關係は相當強固な對人信用の基礎あつて初めて設定されるものであるから、原則としては新開放地の自作地主は、同族又は同郷人を其の新生涯の伴侶として招致することに努め、止むを得ざるに及んで見ず知らずのものに貸與へることが常態であらうと想像される。

勞銀の高いことが新開放地の缺點であるが、それは耕作地積を容易に擴大し得ることに依つて補はるべきである。何となれば前記の如き技術的制限を除いては、耕作面積に略々比例する収入の遞増を妨ぐべき何等の事情も存在しないからである。

新開放地で荒地の拂下を受くるものは、其の面積及び件數に於いて投機者及び自營又は家産設定を目的とする個人が最も多數を占めるであらう。投機者は拂下土地の轉賣に依りて利鞘を収めることを目的とするのだから、契約不履行の爲に所有権を取消されるものを除いても、速かに消滅すべき運命を擔ふ者である。此種の土地の多くが第二次以下の投機者の手を潜りつゝ最後の所有主に落著く間には、地積は順次に細分され、結局自營又は家産設定を目的とする個人の手に入る場合が多からう。最初から投機を目的としたものではなくても、所有者が會社組織である場合は經營上の缺陷から投機者流と同じ徑路を辿るものも多からう。幸ひに開墾に成功しても株主



は其の經營を會社に一任するより自身の手元に引取つた方が安全且つ有利と考へ、之れを解散して多數の小地主に分裂する場合もあらう。斯くして新開放地の大部分は大小の個人地主の手に落ちる顯著な傾向があると思ふ。支那の社會は既に大家族制の時代を脱して小家族制の時代に入つて居る。父親の存命中はまだ同居同爨を原則として居る様であるが、其の死亡後はむしろ分産するが普通である。家産は男子の間に均分する原則だから、所有地積分裂の勢は案外速かである。此等の事實から見ると農村に於ける土地所有状態が漸次に小さくなり、滿洲の人口不足地方では尙ほ適當の大きさを保つてゐるが、飽和地方では既に過小に陥つて居る様である。

(一九二六年十一月『滿蒙』第七年第七十九冊)

### 第三章 支那資本家の特殊性

#### 第一節 支那資本家階級の發生的考察

##### 一 序 説

私は本年(一九二九年)の四月中を上海で過ごした。其の目的は共產黨組織の立直し及び左翼國民黨急進分子の地下行動を視察すると同時に、此の大工業都市に於ける新興資本家階級の種々相に觸れることにあつた其頃上海市政府は、市黨部と協力して「市花」の投票募集を行つた。三萬枚の用紙を配つて、四月一日から二十日迄の間に集つた票数が約一萬八千枚、其の中で棉花が五、四九六枚、次點なる蓮花の三、三〇六枚を抜くこと千餘枚と云ふ成績で當選した。斯くの如き優勢で棉花の選ばれた理由を綜合するに、「棉は主要農産品であり、花も麗はしく、實は工業原料として民衆の被服となる。殊に上海にあつては、該地方の土壤が棉栽培に適し、棉花及び加工品は貿易の大宗であり、今や棉種の改良及び紡織企業の擴大に力を注ぎつゝある。故に棉花を市花と指定して棉に關する各般の産業を奨励し、經濟壓迫解除の目的を達する一助としたい」と云ふにある(四月二十九日『申報』による)。私は之れを見て二つのことを感じた。第一は支那人——少くも上海の若い市民達の花に對する觀賞態度が著しく



變化したと云ふことである。申す迄もなく東洋人殊に支那人の花に對する觀賞態度は懐古的審美的、約言して靜的なることが久しい間の傳統であつた。斯かる態度から選ばれ來つたものが蓮や牡丹（一、五四六枚）や蘭（三五枚）や菊（同上）の花であつた。然るに一九一六年以來急調を帯び來つた産業革命は、支那國民、殊に上海の若い市民達の心を揺り撼かして、靜的な舊い傳統を棄て動的な新しい傳統を追求せしむる。且つ美が彼等を動かして得る爲には、それが單に動的であるだけではまだ充分でない。美はそれに實用性を伴ふことによつて、初めて彼等の心を惹きつけることが出来る。斯くて棉花が選ばれた所謂ブラグマチズムの哲學を基調とする資本主義的生活態度が、瞑想的な生活を樂んで來た支那社會の一角にも、其の力強い歩調を伸ばし始めたことがわかつて思ふ。

第二に感じたことは、上海及び無錫に非常な勢で擡頭しつゝある纖維工業、其の直接の結果として國內的には十餘萬の大産業労働者群が構成せられ、對外的には壓倒的であつた綿絲布の輸入が徐々に阻止されると同時に、一層弱い勢に於ては、逆に南洋方面に輸出さるゝに至つたこと、此等の新鮮なる現象が強く上海市民の興味を刺戟して居ると云ふことである。勿論支那國民の多數は資本家階級勢力の膨脹に好意を持ち或ひは利益を感じるものでない。殊に上海の若い市民達の多くは左翼國民黨の理論に耳を傾けて居るので、反動的な國民政府の有力なる支持者たる纖維工業資本家に反感を持ち、其の搾取の下にある産業労働者群に對して大なり小なりの同情を寄せて居るであらう。それに拘らず彼等の民族感情は、貿易年報の數字の上に年々確實に示されるより好き綿絲布輸出入の状態に對して淺からぬ満足を感じるであらう。棉花が彼等の人氣を吸収して市花に當選したと云ふことも、畢竟右の如き市民の民族感情に負ふところが多いであらう。

## 二 民族資本の集積過程

『中央公論』の八月號に「支那資本主義革命の現段階」と題する鈴木茂三郎氏の論文が載つて居る。支那の經濟發達過程を綜合的且つ動的に把握しようとの試みが日本の若い學徒の間に最近興つて居ると云ふ話は豫て聞いて居たが、日本人の支那論に馴染の薄い私が其の實物に接したのは、之れが最初と云つてよい。之れに反して支那では此種の試みが共產主義者によりて早くから行はれて居る。兩三年來は左翼國民黨系の人々が之れに参加し、餘り優れたものはまだ出ない様だが、それでも李達氏（左翼國民黨系）の『中國産業革命概観』の如きは充分推獎の價值があると思ふ。そこで此の二つの論文を紹介批評しつゝ私自身の見聞を交へて、簡単に支那の新興資本家階級とは如何なるものであるかを記して見よう。

鈴木氏は田中義一大將が蒋介石を赤に分類したと云ふ笑話を紹介した後「それが赤く見えるほど、帝國主義日本のアルヂョアジーにとつては、若き支那の成長即ち資本主義革命は、恐怖に値する對立物の出現」であると述べた。同じアルヂョアジーの代辯者でも、其の前の内閣は武漢政府を「信頼すべき新興政治勢力」と認めてそれとの提携を謀つた。蔣氏を中心とする南京政権が純白であることは正に鈴木氏の云ふ通りであるが、所謂幣原外交の相手だつた武漢政権は、之れを純白と見ることは出来なかつた。武漢政権は赤の力が相當強く働くところの小資産階級的政権であつた。平たく云へば左翼社會民主主義に立脚した政権であつた。内務大臣は國內の左翼、民主主義運動の彈壓に汗を絞りながら、同じ内閣の外務大臣は支那の左翼民主主義政権と握手することを急いで



列國の猜疑をさへ避けようとしなかつた。有名な南京事件の起る少し前、佐分利貞男氏が桃色の上海特別市黨部の指導者達と頻りに仲よく往來して居る頃、私も恰度上海に來合せて居た。それでよく承知して居るのであるが、佐分利氏は桃色の相手を桃色として信頼して居たのではなく、實は白色と見間違へて居たに過ぎない。幣原外交は再び世に出たが、今度は相手が純白だから、昔の様な色盲的失敗を繰返すこともあるまい。思はず餘談に走つたが、アルヂョアジの代辯者必ずしも支那資本主義革命の進展に驚き又は毛嫌ひするものでないことは、前記の道化じみた「外交祕話」によりても明かであらう。

鈴木氏によれば「蔣介石を政治的主権者とする支那資本主義革命の主動勢力が上海及び南洋の支那アルヂョア群であつたことは恰く知られて居る」と云ふ。此の見方は正しい。鈴木氏は南洋の支那アルヂョア即ち所謂華僑に關し「南洋には廣東福建あたりから押出した移民、所謂華僑が諸群島に支那人の南洋を形成するほどの勢力を持つ」と云つて居る。鈴木氏は更に此の華僑と支那内地のアルヂョアとを比較し「斯かる華僑に對比して、支那本土には巨大なアルヂョアがない。曾ては盛宣懷・張賽と云ふ巨大財閥があつたが、もとより資本主義日本に於ける三井三菱ほどの支配勢力はなかつた」と述べて居るが、之れには種々なる議論があらう。先づ華僑と支那本土アルヂョアとの比較である。李達氏も鈴木氏同様「華僑の經濟的實力は、國內の商業資本家と比べると、結局一段高い」と斷じて居る(『中國産業革命概観』一七五頁)。なるほど南洋の華僑根據地に於ける華僑の經濟的實力を、上海に於ける國內アルヂョアのそれと比較したら、鈴木氏等の主張は恐らく正しいであらう。併しさうした比較は今の我々に取つて閑事業に過ぎない。我々に必要なことは、例へば上海と云ふ大經濟都市を舞臺として、兩者の

うち孰れが大きい力を持つかと云ふことでなくてはならない。換言すれば、華僑の現實に支那國內に投資し、又は彼等の支那に於ける企業の爲に何時でも動員しようと思つた資本のみが、此の場合我等の視野に入るのである。私は本年四月の上海滞在期に、出來得れば大きな企業だけでも個別的な調査を試みたいと望んで居たが、遂に其の暇を得なかつた。但し大づかみに觀て華僑の資本及び企業が思つたよりも小さいこと、華僑は華僑としての獨立した勢力を形造ることなく、其の郷土關係から廣東及び福建商人の綜合的團結たる「廣東財閥」の構成分子として活動して居ることを知り得た。但し華僑の勢力が比較的低いのは彼等に祖國への投資又は居住の意思が無いからでは決してなく、主として國情の不安及び經濟組織の幼稚なことが之れを妨げて居る次第である。

次に盛宣懷や張賽の「巨大財閥」と三井・三菱財閥との比較である。三井・三菱財閥は日本の帝國主義的政治經濟機構の根幹を爲すところの所謂金融コンツェルンであるに反し、盛宣懷等の巨大財閥なるものは、李達氏の所謂官僚資本の特に大きいものに過ぎない。鈴木氏は支那資本主義發展の徑路を要約して「曾國藩・李鴻章の活躍によつて軍需品産業を興した一八六二年から一八八一年に至る發芽時代を経て、一八八二年から一八九四年に至る官營の國家資本産業の勃興、次いで一八九五年から一九一五年に至る『外資』産業の興隆、といつた特異的な段階をつくつて其の發達を跡づけて居る」と説き、同じことを李達氏は官僚資本の形成、商業資本の畸形的發展、銀行資本の形成、工業資本の形成と云ふ四段に分けて記述して居る。後者の取扱ひ方は明瞭である。

### 三 支那資本主義の萌芽期



支那資本主義の萌芽期を特色づけるものは、所謂官僚資本家及び買辦と稱する寄生的商業資本の發達である。李達氏の所謂官僚資本時代を鈴木氏の分類に割當てると、軍需品産業を其の内容とする發芽時代及び官營國家産業の勃興時代であらう。支那の官營企業の中で規模最も大きく、且つ或る時代には頗る成功的に經營されてきたものは鐵道である。鐵道經營の中から模範的な官僚資本家の現れたことは前記の事實から見ても當然であらう。「鐵道の敷設經營を擔任した官僚は、清朝で郵傳部、民國では交通部である。從來政府の財政は財政部と交通部との二方面に分たれ、鐵道・電信・郵便等の行政事項は交通部の掌るところであつたから、交通部は鐵道收入を擔保として内外債を募集し、財政権の一部を掌握して居た。官僚資本家の一派たる、所謂交通系は、こゝから生れ出たのである。初代の交通系首領は盛宣懷、其の衣鉢をついだものが梁士詒である。彼は曾て財神と呼ばれたほどの靈妙自在の勢力を揮ひ、交通銀行を根據として國家の財政を壟斷し、軍閥をすら思ふが儘に操縦し得た」(前掲書一五七頁)。

官僚資本の特色であり且つ弱點でもあることは、榮枯盛衰の常なきことである。官僚資本が安定性を缺く第一の理由は近代金融資本閥が政權の根據となり又は其の背景となると正反對に、却つて政權を根據とし又は背景として居る點にある。第二の理由は、組織及び經營の不合理、無能又は腐敗にある。梁士詒氏の所謂財神としての勢力は、彼が政權を離れると共に其の光彩を失つた。盛宣懷の事業は下野の後にも表面繁昌を續けたが、其實組織及び經營に於ける缺陷の爲に、白蟻に蝕ばれた老樹の様な存在に過ぎず、其の内幕は彼の死と共に暴露されて内外人を驚かしたのである。

盛宣懷—梁士詒の官僚資本は彼等自身の掌握する政權の中から發生したものであるが、今一つ、郷紳が独自の資本及び信用を基礎とし、政權を其の背景として發達したところの官僚資本がある。之れを假りに張謇型と名づけよう。張謇は清朝末期の大官僚であり、民國以後も屢々産業行政の首班となつたことはあるが、併し南通州(江蘇省)を中心とした彼の企業は、必ずしも彼自身が時々掌握した政權から發生したのではない。張謇は水利及び鹽務に關する豊富な知識と卓越せる識見とを有し、又國家の産業方針としては有名なる「棉鐵政策」を主張した。一九一三年に鹽務借款が成立すると前後して、張謇は鹽政討論會なる機關を指揮し、サー・リチャード・デーンを中心とする鹽政改革に對して有力な批判を行つた。一九一五年に淮河水利の問題が起り、米國赤字系統の實測作業や日米水利借款の交渉が進捗した際にも、彼は率先して淮河の治水干拓に關する權威ある論文を發表し、袁世凱の推薦によつて全國水利局總裁の重職に就いた。此の二つの事業は孰れも梁士詒型の官僚資本を構成するに適した地盤ではあつたが、張謇は遂に之れを實現する機會をつかみ得なかつた。棉鐵政策の主張者たる彼が農商總長となるや、一般新式企業の經營に障害となるところの法制や慣習を排除し、其の發達を促すに足る様な獎勵保護の幾多の方策を樹立した。就中棉栽培及び紡織企業の誘掖に力を注ぎ、其の効果は獨り彼れの根據地に於いてのみならず、廣く江蘇・河南・直隸・山西・陝西各省に於ける棉種の改良及び作付反別の擴大となつて現はれた。即ち張謇の官僚資本が直接に彼自身の掌握した政權から受け得た便宜は、僅かに彼れの農商總長時代に制定した法令が、全國の同業者に與へた普遍的利益の一部分に過ぎなかつたのである。然らば彼れの、當時の支那としては例外的に大規模なる官僚的産業資本は如何にして構成されたか。思ふに彼には地方の大郷紳



として累代蓄積された大きな土地資本があつたであらう。最近迄の支那の様な中世紀的社會では、富は商人や金融業者に向はずして、政治權力の掌握者たる官僚の手に集注した。「縣知事を三年やれば三代喰へる」と云ふ諺は此の事實を表徴する。次に中世紀的社會は申す迄もなく農業經濟の社會であるから、大きな富の最も安全有利且つ名譽ある形態は土地以外の何物でもなかつた。従つて官僚は必ず地主となり、又地主は必ず官僚の仲間入り企て、多くは其の目的を達した。大雜把に云へば、支那では官僚（郷紳）と地主とは同意語である。土地が張翥の官僚資本構成の一要素であつたことは前記によりて大體明白だと思はれるが、併しそれ以上重要な要素は彼の社會的地位や性格や學問に對して社會が彼に與へたところの中世紀的信用であつたと思ふ。彼の社會的地位が如何に高かつたかと云ふことは、事實上の皇帝となりました後の袁世凱が「嵩山四友」なるものを設けた際、此の名譽ある椅子の一つを張翥に頒ち與へたことによりても測り知られるであらう。且つ彼は盛宣懷や梁士詒氏の政治家的風格に對して、所謂儒者的風格を具へ、又それに相應した名譽ある學歴と該博なる知識とを兼備へて居た。之れだけの資格があれば、中世紀的なる支那人の社會が彼に對して最高の面子——即ち中世紀的信用を附與することに何の不思議もないであらう。彼れの支配人達は、其の主人の前記の如き面子を利用して富裕なる郷紳や商人を其の事業の仲間に入れたり、資金の融通を交渉したりするに絶大の便宜を得たであらう。張翥の官僚資本構成の最後の要素は、中央及び地方官憲から容易に其の事業の創設及び開展に必要な便宜又は援助を引出し得たことである。

支那資本主義は資本家階級發生の初期に於ける特色の一つたる「官僚資本」とは大體前記の如きものであるが盛宣懷型たると張翥型たるとに論なく、より小なる官僚資本は全國の到るところに今尙ほ多く存在する。其の比較的大的なるものに關して、李達氏は次の如く述べる。

官僚資本家は又地方軍閥の搾取した管下人民の膏血を化して生産資本とする。現代の稍々大なる少數商工業は多くは直接又は間接に官僚・軍閥と關係がある。此等の有力な官僚・軍閥は一面に機關新聞紙を發行すると同時に、他面には機關銀行を持つて居る。例へば梁士詒の交通銀行、新華貯蓄銀行、五族商業銀行や王克敏の中國銀行や張作霖の東三省官銀號の如きである。此外彼等は外國資本との合辦事業にも少からず投資して居り、官僚資本の特徴は外國資本と不可分離的である。

李氏の注意は専ら梁士詒型官僚資本に限られて居るが、其實支那資本主義の現階段に於いては、それよりも寧ろ梁士詒型官僚資本とアルデオ資本との中間に位し、前者から後者に移る爲の過渡的形態たる張翥型官僚資本に對して、少くも理論的又は經濟史的立場からすれば、一層鋭い注意を向ける必要があると思ふ。實際「現代の稍々大なる商工業」は、李氏の云ふ通り「直接又は間接に官僚・軍閥と關係のあるものが多い」と同時に、大企業の一及び中小企業の大部分は張翥型官僚資本と直接又は間接の關係に立つのである。故に張翥型官僚資本に對して今少し深い考察を下すことは至つて有益且つ興味ある問題であるが、茲では省略に従つて次の問題、即ち官僚資本と共に支那資本主義萌芽期の立役者たる買辦資本の考察に移ることとする。

#### 四 買辦資本の構成



クーリングは、コムブラドア即ち買辦を定義して「外國商人が其の購買及び販賣を行ふ爲に使用する支那人エジエント」(Encyclopaedia Sinica)と云つて居るが、此の定義はエジエントの意味が明かでないだけ空漠の譏りを免れないかほりに、事實上買辦なる言葉の持つ多邊的な内容を包括し得ると云ふ便利もある。先づ買辦と云ふ支那語の本來の意味は手数料収入を目的とする諸官廳の出入商人であり、御用商人が社會の尊敬を受けて居たに反し、買辦は大體惡質にして不信用のものとして居た。外商關係の買辦の發生は、モールスによれば廣東貿易時代まで溯ることが出来る。但し其の時代の買辦は支那特許商(Heng Merchant)の推薦により、取引の範圍も嚴格に特許商に限られて居た。「降つて一八四二年の南京條約は、此等一切の獨占權を打破し、外國商人は條約によりて指定された場所に於いて、その望むところの相手と自由に賣買し、彼等の買辦及び從僕の掣肘なしに取引し得ることゝなつた」(Morse, International Relation of the Chinese Empire)。今日の買辦制度はそれ以後の發達に係るものであり、「事實上支那に於ける各外國商社は買辦を抱へて商社に對して凡ゆる契約の保證に當らしむる。一般に買辦は地方に於ける富裕且つ巧慧な支那商人であり、外人の商務を取扱ふことによりて利益を收めんことを望むものである。彼は外國商社と支那人との取引に關して一切の責任を負ふ。外國商社の買辦は彼が外國商社に紹介した凡ゆる支那商店の商業道德及び資産状態に對して責任を負ふことを根本原則とする。普通買辦と外國商社との間には成文契約が取結ばれ、それが一切の取引の基礎となる。…契約條項中には普通買辦から一定額の現金保證を提供する旨が規定される」(United States Department of Commerce, China, p. 188)。即ち買辦は一外國商社に專屬し、商社の爲に支那商人を紹介し且つ取引せしめ、其の範圍内に於いて商社に對し一定度の

保證を與へる義務を有する代りに、少額の俸給と一定率の手數とを受け、且つ該商館内に賬房と稱する事務所を與へられる。米國商務官ジュリアン・アーノルド氏は一九二六年の報告中に、買辦の機能及び重要性の變遷に關して有益なる報告を書いた(前掲書三八四—三九一頁)。彼によれば一九〇〇年を分水點として、支那貿易の狀勢に見遁し難い變化が起つた。此の變化は、第一に外國人及び支那人の双方がよほど相手の事情に明るくなつて來たこと、第二に國內交通の發達、第三に支那人側に於ける外國品需用の量的變化等に起因したものである。此の變化は同時に買辦の地位にも或る程度の變化を與へねば止まぬ。アーノルド氏は此點に關して「内外商人間の仲介機關は、それが曾て把持して居たよりも低い地位に引下がらなければならなくなつた」と云ひ、「曾ては買辦達は其の事務を電信や電話で進行させる代りに、茶館や烟館に夜晝となく入浸つて、そこで支那商店や仲買人やブローカーを相手としつゝ外國貿易商品の取引を行つて居た。斯かる時代に於いて、買辦は資本家として、商賣上の知識の持主として、支那商人間に勢力を揮つて居た。…然るに此の十年以來支那に於ける優秀な外匯商館の多くは、從來ほど彼等の買辦にたよらなくなつた。多くの場合に於いて、買辦は支那商人との金錢取引に對し全額保證の責任を負ふ必要がなくなり、僅かに二五パーセント程度の保證で足りる例も珍しくなつた。…又「近來の著しい傾向として、支那商人の一部は外國の製造業者との間に直接取引を開始する様になつた。此の事實は強く買辦の機能に影響する。即ち買辦は外國商社と支那商人との間の仲介機關であるよりも、寧ろ外國商社の信用鑑定人、支那人顧問乃至助手の地位に落ちつゝある」とも述べて居る。序でに今一つ附加して紹介して置きたいことは、アーノルド氏が買辦の持つ缺點の一つとして、彼等の民族的乃至郷土的なる偏狹な態度を



指摘して居ることである。曰く「一般支那人の民族的精神と關聯して、買辦達も其の友人や同族や同郷者の徒黨をつくり、此の小さな範圍内に自身の仕事を局限したがることから、自然に彼れの代表する商社の活動範圍を狭める傾きがある」と。

以上は普通に所謂買辦の機能及び重要性を、出來得る限りその動態に於いて叙述したものであるが、共產主義者及び其の影響を受けた左翼國民黨員の觀かたには餘程特殊なものがある。支那の共產主義者は好んで「買辦階級」と云ふ言葉をつかふが、此の用語に對する彭述之氏の解説は次の如くである。

我等は先づ資産階級の發生及び發展の歴史から明かにしてかゝる必要がある。此の階級の發展も支那の本國資本主義經濟と等しく、帝國主義的經濟侵略に隨伴しつゝ發展したものであり、換言すれば此の階級は帝國主義の侵略下に形成されたものである。帝國主義が支那に商品を賣込み、原料を買入れ、洋行・銀行・鑛山其他種々なる實業を起すについては、買辦を雇うて其の手先としなくてはならない。茲に於いて所謂コムブラドア即ち買辦が發生したのである。ところで帝國主義は又支那に投資（鐵道・郵便・電信等及び種々なる政治借款）し、或ひは支那の封建政府を利用して其の人民を搾取する爲に、別の仲介者をつくらなくてはならない。茲に於いて「官僚買辦階級」又は「官僚資産階級」が發生した。官僚資産階級をば財政資産階級と名づけてもよい。何となれば支那銀行の大部分は彼等の手にあるからである。孰れにしても此の階級が又一種の「買辦」であることには變りはない（彭述之『中國革命の根本問題』四八頁）。

即ち共產主義者の所謂買辦階級には、前述の買辦の外に、第三節に述べた梁士詒型官僚資本家をも含むのであ

る。瞿秋白氏は彼等の所謂買辦階級の範圍を明かにする爲に「買辦階級は只經濟的最高權を掌握するところの大商人・軍閥・大官僚・大地主に限られる」と述べて居る（瞿秋白『中國革命之爭論問題』二二頁）。而して瞿氏の所謂大商人は、事實上主として買辦（狹義の）出身者である（同書一五頁）。

瞿氏によれば、「洋行買辦」なる稱呼は清朝時代、帝國主義が初めて支那に侵入した時代には、龜・奴・賊・屁と全く同じ意味の罵語であつた。それが追々と資本を集積して先づ經濟的、次に社會的勢力を揮ふに至つたことは、前に紹介したアーノルド氏の言葉の通りである。最近迄の支那は中世紀的社會經濟組織に停滯し、社會は支配者たる士紳と被支配者たる庶民との二大層に分れ、庶民は其の上層たる特權商人——例へば鹽商、票號即ち大金融業者等——を除いては、士紳と席を同じくすることが出来なかつた。況して社會から所謂龜奴の待遇を受ける買辦が其の雄厚なる經濟的勢力に加ふるに、「洋行」を背景とした事實上の治外法權を振りかざして、一躍して士紳と其の社會的地位を競ふに至つたことは、それが清朝時代に起つた出來事であるだけ、誠に驚くべき變化と云はねばならぬ。買辦と士紳との社會的地位の競合に關しては、光緒二十九年（一九〇三年）に書かれた『官場現形記』の第七、八及び九卷に巧みに描き出されて居り、實はそれを引用しようとして豫定したのであるが、餘り長くなり過ぎるから割愛した。

## 五 結論の一

之れを要するに支那資本主義又は支那資本家階級の發生的考察に當りて、先づ我等の視界に浮び來るものは官



僚資本及び買辦資本である。官僚資本はまた官營企業の中から發生した梁士詒型と、主として民間資本——其の基底を爲す財産形態は土地である——を集積して独自の道を拓いた張謇型の二つに別れる。官僚企業が支那資本主義の初期に於いて其の發達に貢獻したことは明白な事實だが、併し官僚資本自体には幾多の缺陷が伴ひ、其の原形を長く社會に止めて置くことは不可能であつた。幾多の缺陷の中で根本的と見做されるものは、其の企業に従事する大小官僚各自の持つ中世紀的な生活態度そのものである。楊銓氏は『五十年來中國之工業』に繰返し此のことを指摘して居る。今それを引用することは初期の支那資本主義を研究する人々にとつて極めて有益なことだと思ふ。支那に於ける新式企業の最初の形態は、一つの例外もなく「官辦」であり、それが失敗に終つた爲に「官督商辦」となり、再び失敗して「商辦」となつた。楊氏によれば「官督商辦の工業は總て失敗に終り、その變形たる商辦工場も官習を排除し得なかつた爲に弊害百出で、利益を擧げることが出来ない。其の原因は、第一に官紳の萬能を頼みとして専門の人材を重んじなかつたこと、第二は外人を信頼し過ぎた爲に技術方面が彼等に專攬せられたことにある。而も當時の外人技師なるものは概ね熟練労働者程度のものであつた。官紳とは官僚及び郷紳のこと、官習とは官僚及び郷紳即ち所謂士紳階級の持つ傳統的な惡習を意味する。即ち企業が如何なる形態の下に行はれるにもせよ——假令所謂商辦であつても——苟くも其の内部に官紳の強い發言權が残り、且つ厭ふべき官習が排除されぬ限りは、到底健全な發達を望むことが出来ない(註二)。官營企業が今日も尙ほ各軍閥の根據地其他に多く殘存して居ることは、李達氏が『中國産業概論』中に指摘した通りであり、其の内部には官紳の勢力や官習の弊害が充満して居ることは申すに及ばず、上海や無錫や唐山等極めて少數の工業都市を除いては、

今日の商辦企業の中にすら官習や官紳の勢力が未だ其の腐蝕作用を逞しくしつゝある。

併し清末以後に勃興した官僚資本の動機を、彼等の卑賤なる利己心のみに歸することは正當でない。殊に梁士詒型官僚資本にあつては、企業上の責任を政府に轉嫁して其の利益のみを自ら收めると云ふ便宜もあるが、張謇型の官僚資本になると、損益ともに自己の責任に歸することは原則上アルチョア企業と異ならぬ。然らば門地高き大地主として安逸且つ尊貴な生活を營み得る郷紳達が、何故自ら進むで危険多き「士族の商法」に手を出さねばならなかつたか。之れは決して利己心のみで説明し得られる態度でない。清末に於ける朝廷の産業政策を顧みると、それは光緒二十四年(一八九八年)の獎勵新學新法章程(註三)に端を發し、次いで光緒二十九年(一九〇三年)の商律及び公司註冊章程の公布となり、三十一年(一九〇五年)の工藝總局(天津)、勸工陳列所(北京)及び各省實業學堂の設定となり、翌三十二年の獎勵商勸章程及び工商科進士制度の設定となり、三十三年の華商辦理實業爵賞章程(註四)となり、最後に宣統二年(一九一〇年)の南京勸業博覽會開催となつて、間もなく帝政が其の幕を閉じた。朝廷に於ける此等の獎勵が郷紳達の名譽慾を刺戟したことは明かだが、併し法制の効果は申す迄もなく士紳階級に止まらずして、同時に富裕なる庶民にも及び得る。結局何が士紳の企業を刺戟したかと云ふと、それは恐らく利用厚生及び變法自彊なる當時に於ける二つの流行語が示す通り、新しい時代の衝動を受けた儒教精神の發揚に外ならぬ。厚生利用は尙書・大禹謨中の言葉で「政は民を養ふにあり」と云ふ所謂王道政治の根本原理に對する方法論的部分にあたる。蔡沈の解釋によれば、利用は商工業によりて「民の用を利する」ことを意味し、厚生は農業によりて「民の生を厚うする」ことを意味する。蔡沈の解釋は朱子派に採用されて清代に於ける



官學の定説となり、従つてそれは士紳階級の準則となつた。所謂變法自強の心理的基礎は民族精神である。變法自強なる成語の起原は日清戦争後の康有爲の有名な上奏文にあり、従つて比較的新しいものではあるが、併し其の心理的基礎を爲す民族精神は、論語を讀むものゝ容易に看取し得る通り、儒教思想の最大要素の一つである。清末の士紳達は儒教の傳統たる民族精神に刺戟されて、一面には滿洲人排斥を目標とした政治革命に共鳴し、同時に外國の壓迫に抵抗する爲の變法自強運動に参加したのである。即ち支那の「士族の商法」には支那官僚に特有な卑賤なる利己心以外に、儒教精神が案外有力な動機としてはたらいいたものである。

## 六 結論の二

再び鈴木茂三郎氏の論文に戻る。鈴木氏は支那資本主義の發生過程に於ける買辦の地位を正當に認めて居ないらしく、それに就いては「只買辦に對しては三井物産が率先之れを廢止したことがあるが、現在は稍々變形して復活して居る。併し支那資本主義經濟に於ける買辦の地位は今日甚だ振はない」と述べて居るに止まる。穆偶初氏の『中國棉織發達史』に、上海に於ける外國人紡織企業の發生に關して次の如き記述がある。「一八九五年即ち日清戦争が終ると間もなく、外國商人の紡織工場が上海に興つた。獨逸人の瑞記、米國人の鴻源、英國人の怡和及び老公茂は皆此の年に設立されたものである。後に鴻源は英人に遷り、歐洲大戰の爲に瑞記も亦英人の所有となつて東方と改稱され、鴻源は更に日本人の手に入つて日華と改稱された」。鴻源は三井物産が其の當時持てあまして居た英人から引取つて經營したものである。それ迄は絶望的だと云はれて居た上海の外人紡織企業に全く異な

つた觀念を與へたものは、實に此の鴻源紡織の新經營者の鮮かな手腕であつた。何故三井物産が斯くも顯著な業績を示し得たかと云ふと、それは只從來買辦任せであつた工場經營及び製産品の賣捌きを、上海支店の直接管理に移したと云ふに止まる。換言すれば、從來とて或る程度には氣附かれて居た買辦制度の弊害が、此の一例によつて根こそぎ暴露さるゝに至つたのである。外國商社の側から見た買辦の重要性が、此頃から衰へた事情に關しては、前に紹介したアーノルド氏の報告を参照されたい。支那資本主義經濟に於ける「買辦」の勢威が今日甚だ振はないことはまことに鈴木氏の指摘する通りであるが、振はないのは買辦制度であつて、各買辦達は過去半世紀に互る外國商社の寄生生活から吸取つた資本の功德によりて獨立し、今や所謂民族資本家中に最高の地位を得て彼等の自由と名譽とを享樂しつゝあるのである。買辦が其の獨立性を獲得して所謂民族資本家の仲間入りをした徑路に就いて、支那共産黨の理論家瞿秋白氏は次の如く述べて居る。

帝國主義の支那侵略過程が益々發展するにつれて買辦制度の中にも益々著しい資本集中原則の作用が現はれる。例へば外國商社は、最初は只上海でそれに附屬した買辦の手を通してのみ商品を買附けることが出来た。買辦は奥地小都市の間屋を通じ、問屋は又農村の土豪や富農を通じてそれ〴〵注文に應じて來た。然るに外國商社の經營方法が進歩し資本が擴大されると、彼等は直接奥地に出張所を設けて自ら原料産地と接觸する様になる。其の結果、外國商社の買辦に對する必要は益々減少し、又有力なる買辦は彼れの集積し得た資本を以て獨立せる自身の商店を開く。此等の大買辦は漸次に其の獨立性を増すと共に、彼れの經營を工業化し、益々大なる資本を集積することゝなるが、此の趨勢に順應し得ない買辦達は、淘汰を受けて破産し没



落する(『中國革命中的爭論問題』二頁)。

支那資本主義の發達するにつれて、官僚資本及び買辦資本中に淘汰作用が行はれ、其度毎に緩漫なる資本集中及びブルジョア化の作用が行はれる。其の程度に應じて官僚及び買辦資本家が所謂民族資本家の範疇の中に溶け込んで行くのであるが、今尙ほ資本主義發達段階の初期にある支那では、官僚及び買辦資本の形跡がまだ顯著に残存して居る。之れに關して彭述之氏は次の如く觀察する。曰く、此等の買辦及び官僚資本家は、帝國主義及び封建政府が人民を搾取する過程の中から、凡ゆる種類の方法を用ひて彼等の資本を蓄積し、漸次に獨立企業を組立てることによりて所謂民族的資産階級を形成するに至る。此外に尙ほ國內の大商人や國外の華僑や資本主義化した大地主も勿論資産階級に屬する。此等の資産階級は純粹なる買辦又は官僚に比較して經濟上の獨立を主張し得るものであるが、而も彼等の總ては多少とも買辦官僚的性質を帯びて居る。何となれば彼等は直接又は間接に、大なり小なり帝國主義及び軍閥の影響下に立つものであるから(『中國革命的根本問題』五〇頁)。又曰く、民族資産階級の内容は甚だ複雑である。其の大部分は買辦又は官僚資産階級から分化したばかりのもので、まだ買辦官僚の殻を抜け切れずに、片足は民族資産階級の中に踏入れつゝも、残る片足は尙お里から抜けきれないで居る。他の言葉で云へば、まだ帝國主義及び軍閥との關係を完全に脱却し得ない(同書五五頁)。

(註一) 資本家的企業組織内に於ける官紳の發言權及び官習の害毒が如何にはげしいものであるかに就いては、紡績企業界の先覺者として此の方面で苦勞した穆偶初氏の『中國棉織業發達史』中に最も適切なる記述がある。因に穆氏は歐洲大戰直後の好景氣時代に支那の紡績王と謳はれ、其後此の名譽ある稱號を無錫の榮宗敬氏に讓渡したが、それでも上海の工業

家を代表して現に工商次長の顯職にある。穆氏曰く「此の時代(一八九五年以後)には外人の紡績工場も經營困難であつたが、支那人工場の腐敗に至つては一層甚しいものがあつた。腐敗の大原因は官辦の流毒である。各工場の總辦は總て候補道又はそれに相當する官位の所有者で、官場に應酬することは巧だが、工場經營には何の知識も興味も持合せない。どうしたら好い品物を造り得るか、どうしたら冗費を省き得るか彼等の全く關知せざるところである。要職は總て私人に委ね、總督・巡撫の如き高官の推薦さへあれば、如何に無能でも高給を拂つて之れを雇入れる。此等の人々を當時一般に洋房師爺と呼びなはした。之れを要するに此の時代の商辦紡績工場の上級職員は其の大半が官僚であり、無責任にして私囊を肥すことばかり心掛ける爲に、管理は行届かず冗費のみが嵩んで行つた。

(註二) 凡そ軍用船械を發明するものには特費を賜ひ、專利五十年の特權を授く。日用の新器を發明するものには工部郎中の實職及び專利三十年の特權を授く。西器を仿造し、其の製方の未だ中土に傳入せざるものに對しては工部主事の職及び專利十年の特權を授く(『楊銓五十年來中國之工業』)。

(註三) 一十萬元以上の實業を辦するものには男爵を授く。二十萬以上のものには子爵を授く(同書)。  
(一九二九年十月『外交時報』第五十三卷第一號)

## 第二節 上海資本家階級の靜態的考察

(11)

上海總商會が支那資本家階級の持つ階級的組織の最高頂であり、同時にそれが支那産業革命の進行を指揮する



大本營であることは、思ふに讀者周知の事實である。ところが去る四月二十三日（一九二九年）、總商會は左の如き通告を發して突然門戸を閉鎖した。

四月二十二日、國民救國會は多數人を指揮し、本會常用の應接室の扉を壞はして任意占用し、且つ室内の器具を抛り出し、本會役員之れを阻止するものに對して侮辱を加へた。斯くの如き行動は國民政府が屢々下した人民の財産權保護の命令を無視するものであり、本會は暴力の脅迫下に於いて職務を行使し能はざるにより、止むを得ず二十四日以後當分事務を停止して、靜かに政府の依法解決を待つ（昭和四年四月二十四日申報）。

越えて五月二日、國民黨中央執行委員會常務會議は、

- 一、上海特別市に統一せる商人團體を組織すること
- 二、在來の總商會・商民協會・閘北商會・南市商會等の商人團體は總て其の事務を停止すること
- 三、虞洽郷等三十四人を上海特別市商人團體整理委員會委員に任命し、虞洽郷・王曉籟・葉惠鈞・秦潤郷・王延松・陳布雷・葉琢堂の七名を常務委員に指定すること

を決議し、即日之れを關係商人團體に通告した（五月四日申報）。四月二十二日の總商會事務所攻撃は、上海市黨部の指揮の下に商民協會及び救國會（即ち前の反日會）が暴動の形式で行つたものであつた。五月二日の中央黨部の命令から推斷すれば、さすがの總商會も市黨部の二撃に脆く滅びたと云ふことになるのであり、世間も一般に斯く解釋して上海ブルジョアジの爲に其の前途を危ぶんだものである。併し事實は必ずしもさうでなく、

私の見るところでは、上海ブルジョアジの勢力は一般の推測と正反對に、此の出來事の爲に却つて増大する傾きがある。そのことは後日委しく述べるが、茲には先づ上海總商會の歴史を尋ね、且つ此の偉大なる團體が内包する特殊性を明かにして見よう。

上海總商會は昨年八月『上海總商會概況』と題する小冊子を上梓した。其の第一頁に上海總商會の使命と功績とを強調して次の如く主張する。

上海總商會は全國商會の領袖である。關稅率の改正、裁兵の主張、大總統賄選の否認、法權の回收、勞働者の救済及び屢次の經濟侵略反抗運動に關し、商人を指導して政治に參與せしめ、之れによりて古へから商人の頭に巢喰つて居た「在商言商」の卑屈な傳統を滌除した。實に此の二十年來支那商人がよく團結して進化を促がし今日の如き革新の大業を成就し得たことについては、本會による漸進的なる訓練も亦其の一因でなかつたとは云へない。

之れは何等の誇張なき事實である。昔なら所謂「在商言商」で、商人としては致命的な非難を受けたであらうところの此等の言葉を、今日では萬人が異議なく承認することと思ふ。時代の激變もさることながら、商人の社會的地位の向上の速かなるに今更驚かれる次第である。

(11)

此の小冊子には上海總商會の略史が收めてある。それによれば光緒二十四年四月（一八九八年）に勅令を以て



商務局なる機關が各省城に設けられたが、其の幹部には例によつて「候補人員」が任用せられ、「商董」は除外された。候補人員とは非役官吏を意味し、其の時代此等の悪質な官僚豫備軍が盛んに新式の機關や企業の中に潜り込んで、清末の所謂「新政」を蠱毒したものである。商董とは各都市に於ける商人仲間の首領株である。従つて折角新設された商務局ではあるが、小冊子によればそれは「外國の商業會議所と、全く其の性質を異にするもの」であつた。そこで當時の上海通商銀行總董嚴信厚及び絲業董事施則敬は、商人本位の機關を組織する必要を感じ、同志の贊助を得て外國式商業會議所制度及び各省商務局章程を斟酌して六箇條の規約を作り、兩廣總督劉坤一の理解を得て「上海商業會議公所」を創設した。光緒二十八年正月十五日（一九〇一年）のことである。之れが後の上海總商會の原形であつたと同時に、初めて朝廷の公認を得た商人團體でもあつた。光緒三十年に上海商務總會と改稱せられ、又此年に商部の駐滬接待商會處なるものが其の中に附設されたので、上海商務總會は單に其の實力を以て當時各省に設立された百三十餘個の商會の首班となつたばかりでなく、最高商務行政機關即ち商部の全國商人團體に對する統制も亦其の事務所内から行はれることとなつた。民國元年一月（一九一二年）に上海總商會と改稱された。

茲に紹介したところによりて明かなる如く、上海總商會の創立者たちは、最初から意識的に官僚的商人機關を排斥して、所謂商董中心の商人機關を主張し、官僚萬能の清末時代にありて、兎にも角にも或る程度に其の初志を貫徹し得たのである。尙ほ小冊子によれば民國八年（一九一九年）以後、總商會内の空氣に注目すべき變化が起つたらしい。このことに關しては「五四及び六三の二大運動を経て力強い革新の要求が起つた。其の結果「新

學の士」たる田世澤・馮少山・方椒伯・袁履登・趙晉鄉等の人々が肩を並べて初めて會董に選出された」と述べて居る。民國八年は支那に於ける民衆勢力の發展史上に一時期を劃した年であつた。今でこそ資本家は士紳即ち地主と聯合して支配階級を形造つて居るけれども、十年前の資本家たちはまだ嚴格な意味での階級構成を持たず、士紳階級（軍閥・官僚及び郷紳）の壓迫の下に、庶民階級内の上層を占めて居たに過ぎない。換言すれば彼等も亦民衆の一部分であり、支配階級及び帝國主義に對抗して眞剣に革命の要求を懷いて居たことは、共產主義者も亦明かに之れを認めたところである。斯くの如き一般的氣運が上海總商會内部にも影響して「新學の士」を勢力づけ、そして此等新人物の指導によりて、上海總商會も亦革命的聯合戰線中の一重要部隊となつた。

## (11)

上海總商會の革命性に關しては解説を後に譲り、茲では先づ總商會の構成内容に關する考察を試みよう。光緒二十八年に創立された上海商業會議公所は、總理及び提調なる職員の下に各幫の間に連絡をとることを職分とした（東亞同文書『院續上海研究』二二六頁）。『上海總商會概況』には、「上下を通じ、群情を聯ね、利弊を陳ぶる」ことを宗旨とするとしてあるが、大體同じことであらう。光緒二十九年新設の商部は、二十六條より成る商會簡明章程を公布したが、それによれば「支那全體の公議會・商務公所の類の團體は商會なる名稱を有して、諸外國の商業會議所の行へる職分に加へて其の所在都市の産業保護・金融政策・物價調節・商業記帳の統一・商業登記・版權・意匠權・特許權の管理・商事仲裁裁判に任すべきものと定まつた」（續上海研究二二七頁）。初期の商會



は、外國の商業會議所制度に倣つて設けられたとは云ふものゝ、其の構成は實際上所在都市の商人ギルドの聯合體であり、又其の職能も前記の如く廣汎で、それ自體が上級ギルドたる作用を營んだ。商會の過大なる職能を縮小する爲の立法が宣統三年（一九一二年）、民國四一五年（一九一五—六年）及び民國十八年の三回に亙りて行はれ、民國五年に完成した商會關係法規に於いては、其の構成及び職能とも、形式上外國のそれと合致することゝなつた。抑々商會の構成要素は申す迄もなく其の會員であり、而して商會の職能は形式上如何に規定されてあらうとも、其の運用に至りては事實上會員の素質如何によりて左右されざるを得ない。それで私は上海總商會の社會的本質を把握する最上の手段として、専ら會員の素質を觀察することゝしよう。先づ民國四年の商會法は、會員の資格を左の如く規定した。

一、該區域内の中華民國の男子たること

二、左に列擧する資格の一を具有すること

イ、公司本店又は支店の經理人

ロ、獨立して商業を經營し商店の經理人たるもの

ハ、各業（同業組合）の代表者にして當該業に屬する商店又は公司の經理人たるもの

即ち此の制度では各企業が組合と對等の資格で會員となり得るのであるが、本年七月二十日立法院を通過して其後間もなく公布された新商會法によると

一、商會の設立は、該區域内の五箇以上の工商同業公會之れを發起し、工商同業公會なき場合は、商業上の法

人又は商店五十戸以上が之れを發起することを要する（第六條）。

二、商會會員を左の二種に分つ

イ、公會會員

ロ、商店會員（第九條）

第六條に於いては公會の一は商店の十に當り、又第十一條及び十二條に於いて、一公會から選出し得る代表者數は二十一人を最高限とし、之れに對して商店は三人即ち七分の一に止まることを規定して居る。單にそれ許りでなく、公會會員の總ては同時に商店の經營者でもあるから、商會内に於ける公會會員の勢力は、公會に屬せざる商店會員に比して遙かに強いことゝなる。今之れを上海總會の實例に徴するに、錢業公會は二名の代表者を出した外に、十九戸の錢莊が所謂商店會員となつて居る。

従つて商會の構成を明かにするには、現行法令から優越な地位を保障されて居るところの所謂工商同業公司の性質を窺ふ必要がある。

(四)

抑々同業公會とは何か。支那に公會が発生したのは民國以後のことにかゝる。發生といつても一部は前身なしに新しく設立せられたが、多くは公所（註）を素地として出現した。公所を素地として出現したものゝ中に就いても、或るものは其の成員を一箇の公所より部分的に仰ぎ、若くは之れを數箇の公所より部分的に又は全部的に仰



ぎ、或るものは一箇の公所より全部的に仰いだ。前者にありて、公會は公所と成員に就いて交又は包攝の關係を以て發生し、後者にありては公會は公所と成員に就いて重複の關係を以て發生した場合、公會は多くは公所の換骨奪胎乃至單なる改稱に止つた。〔續上海研究』一一〇頁〕。公會が單に上海のみならず全國の各都市に續出したについて、政府はそれを統制する必要から民國十二年四月に修正工商同業公會規則を制定し、更に本年（民國十八年）八月工商同業公會法を公布した。その要點は次の如くである。

一、同一區域内で各種の正當なる工業又は商業を經營するものは、總て本法に従つて同業公會を設立し得る（第一條）

二、工商同業公會は、同業の公共利益を維持増進し、及び營業の弊害を矯正することを宗旨とする（第二條）

三、同一區域内の同業公會は一箇に限る（第五條）

四、同業に屬する公司又は商店は總て同業公會員となり得る（第七條）

五、本法施行前から存在する工商各業同業團體は公所・行會・會館其他の名稱を用ゆるもので、其の宗旨が本法第二條の規定に合するものは、總て本法によりて設立せる同業公會と見做す。但し本法施行後一年内に本法に照して改組することを要する（第十四條）

同業公會はつまり外國の所謂同業組合に外ならぬのであるが、茲に問題となるのは第十四條の規定である。民國十七年度上海總商會會員錄によれば、加入同業公會七十四、代表會員百十四名となつて居る。之れを總員數の四百八十名に較べれば僅かに二割五分に過ぎぬけれども、前に述べた様に公會所屬の大商店の單獨名義で加入し

て居るものが多いから、結局公會所屬會員が總體の大多數を占めて居ると云ふことになる。次に歐羅巴に於けるギルドの歴史を顧みると、其の全盛時代には、如何に有力な商人でも團體に結附いて居なければ其の存在を維持することが出来なかつた。然るに所謂マーカンテイリズムの時代が開けて來ると、個人又は商社の勢力が勃興してギルドの埒を打壞はす様になつた。そして個人主義が團體主義を克服した後に、再び個人又は商社が彼等の自由意志を以て同業組合に結附くこととなつたが、併し此の新たな團體が昔時のギルドと根本的に其の性質を異にするものであつたことは申す迄もない。ところで上海總商會に加入する七十四の同業公會を見るに、純粹な意味で近世的即ち自由主義的同業組合と見做されるものは、新式の組織又は業務を持つた企業に限られ、従つて今日迄のところでは、それ等を代表する公會の數が甚だ少い。大多數即ち恐らく八割までが昔の儘のギルドであるか、又は濃厚にギルドの傳統を残して居る。

## (五)

上海の如き一見近代的なる經濟都市に於いてすら、其の經濟界に如何に根強くギルド精神が働いて居るかを立證する爲に、私は銀行公會の内容を少し許り調べて見たい。凡そ支那の企業の中で上海の銀行業ほど新穎な經營振りを發揮して居るものはあるまい。其の團體たる銀行公會は、單に勢力の偉大なばかりでなく、其の事業及び態度ともに中々鮮かなところを見せて居る。然るに此の銀行公會の事業の中に上海公棧の經營及び公共準備金の設定と云ふものがある。公棧とは共用倉庫である。最初は中國銀行を中心とした六行の經營であつたが、民國八



年五月に之れを公會の所有に移し、株式組織として公會自ら之れを經營することになった。但し此の事業は民國十年の火災で烏有に歸した。次に公共準備金の設定である。「支那に確固たる中央銀行なき爲に、支那銀行は一旦緩急の場合、頼るべき貸元を持たぬと云ふ脅威を受けて居る。そこで上海銀行公會會員銀行は共同にて不慮の備をなしおく必要を感じ、公共準備を設定することとした。即ち七年に公共準備金規則と云ふものを定め、其の下に會員各自、極少限を一萬兩として、自ら相當と認むる金額を醸出して三十萬兩だけ取纏め、現銀のまゝ公推により會員銀行の一が之れを保管しておいて會員各銀行の爲の不慮の備へとすることとした。即ち會員銀行中突然必要を生じたる銀行が其の存亡の危機より免かれむ爲、利用し得ることとした。實行したのは民國八年三月、時の會員数は僅かに十二行であつたが、即時定額三十萬兩が集まり、先づ中國銀行の手に保管せられた。然るに民國十三年秋、恰も銀の引締つた際、公會は市場金融を維持するの責任を感じ、事前に準備を爲すべきを思ひ、十一月の會員會の決議により、金融討論委員會を組織し、諸般の研究の中に公共準備金に就いても研究をなし、同業にして緊急の需用に遇はば會員會議を招集するを待たずして、董事が機を見て公共準備金の融通の行ふてもよいことに決定し、尙ほ融通額にもゆとりをつけることに決定した。今日會員銀行が二十六にも増加したるに拘らず公共準備金額が依然三十萬兩なるまゝに、本制度がとにかく會員の爲に保險的機能を盡せる所以のものは右の改訂に負ふところ少くないであらう」(『續上海研究』二一七—一七八頁)。上海公棧の經營にせよ又公共準備金の設定にせよ、幼稚なそして法制の不完全な支那から云へば恐らく止むを得ざる自衛手段であり、其の意味に於いて同業公會法又は銀行公會章程の旨趣に副ふものとは思はれるが、併し斯くの如き危険多き事業が同業組合の

責任の下に行はれることを、格別の疑念又は危惧なしに組合員たちが承認して居るのは、我々の常識から見ると一寸不思議に感ぜられる。これは思ふに彼等の頭の中に、ギルド精神即ち團體主義的イデオロギーがまだ有効にはたらいて居る爲であらう。最も有力且つ新穎なる銀行公會すら之れである。従つて上海總商會なる大組織の戸す暗い半面に理解を待ちたいと志すものは、何より先きに支那商人の公私生活を規制するところのギルド又はギルド精神の正體をつかまねばならぬ。

## (六)

そこで先づ上海に於けるギルド又はギルド精神の理論的及び實際的意義から考へて見よう。大谷孝太郎氏の「上海に於ける同郷團體及び同業團體」(『上海研究』二五五頁以下)に「幫には凡そ三義あり。一には同郷部類を云ひ、二には同郷部類内の同業部類を云ひ、三には流氓・匪賊・乞食を下位の極限とする労働者のギルドを云ふ」とある。幫の原義は廣く仲間を意味するが、大谷氏の場合は前資本主義なる支那社會に於いて、社會生活上の重大要件(即ち同郷・同業及び同階級)を齊しくする人々が彼等の共通利害を防衛又は増進することを目的として形づくるところの團結である。大谷氏は第一類を郷幫、第二類を業幫と名づけ、第三類を單に幫と呼んで居り、私も便宜上此の稱呼に従ふこととする(註三)。右の中で郷幫は之れをギルドと見るわけに行かない。『支那のギルド』の著者H・B・モールズ氏は郷幫のことを同郷俱樂部と呼んで居る。モールズ氏の命名は政治都市の郷幫の内容を示すに適するが、商業都市の郷幫は必ずしも單純なる俱樂部に止まらず、所在地に於ける同郷同業者ギル



下の親團體たる機能を持つ場合が多い。業幫に關して大谷氏は「同郷部類内の同業部類」と説明するが、此の説明では業幫内に二以上の地方出身者を包含する場合を包括することが出来ない。第三類即ち勞働幫に就いては、本論文に關係がないから省略する。私は只今業幫に關する大谷氏の説明の缺點を指摘したが、併し支那の現實に就いて云へば、各商人ギルドは同郷及び同業と云ふ二つの紐帶の重なり合ひであることが原則となつて居ると云つても差支へがない。此の現象に關して大谷氏は「郷幫に包攝せられながら如何なる業幫が上海に群がつてゐるか。極限として上海に人口を供給した限りの各地の産業部類とそれに由來する上海の業種とに應じて居る。かゝる極限を概念し得る所以のものは、支那には封建制度瓦解以來各地方に經濟的自足を全うせんとの努力なく、原則として全國を打つて一團の經濟區域となし、交易を通して國內的分業が各地方の特性に應じて自由に發達するまゝに委せられてありたるに存する」(同書)と述べて居るが、支那の國民經濟組織が大體に於いて宋代(九六〇—一二七六年)迄に成立したと見る私としては、全然此の見解に同意せざるを得ない。ギルドが同郷同業の二重紐帶に沿うて組織されることを原則とする結果、上海には次の如き幫關係が成立した(同書二六〇頁)。

- 山東幫——繭紬幫、勞働者幫
- 徽寧幫——茶幫、墨幫
- 江西幫——藥業幫、磁器幫、夏布幫、紙業幫
- 四川幫——藥業幫、白蠟幫
- 無錫幫——絲業幫

- 金華幫——火腿幫
- 錢江幫——綢緞幫
- 紹興幫——錢莊幫、酒幫
- 寧波幫——棉花幫、雜貨幫、煤炭幫、錢莊幫、藥材幫、魚業幫、貿易幫、勞働者幫
- 福建幫——木材幫、漆器幫、烟幫
- 廣東幫——綿布幫、雜貨幫、糖幫、買辦、貿易幫
- 徽寧は安徽、無錫は江蘇、金華・錢江・紹興・寧波は共に浙江である。

(七)

右表に掲げた十一の郷幫は、大谷氏によれば上海の郷幫中著しきもの、例であり「中に就いて著大なるは寧波幫と廣東幫とである。勿論寧波幫以外の浙江諸幫、江蘇各幫も中々優勢である」(同書、二五八頁)。右に述べ來つた様に、支那商人に對し最も強くはたらき掛ける團結要素は、同業關係から生ずる共通利害よりも寧ろ同郷意識から發生する共通感情及び之れに伴ふところの共通利害である。約言すれば彼等の團結意識の内容は職業主義的であるよりも寧ろ地方主義的である。民國十七年度上海總商會會員錄に、會員の出身地別統計表が掲げられて居る。他の國々には恐らく例のないことと思ふが、支那では之程重要な分類はないのである。それによると

- 浙 江 二三五
- 江 蘇 一四四
- 廣 東 五五
- 安 徽 一九



|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 東 | 四 | 四 | 川 | 五 | 湖 | 北 | 四 | 湖 | 南 | 四 |
| 江 | 西 | 四 | 直 | 隸 | 二 | 福 | 建 | 二 | 貴 | 州 | 一 |
| 廣 | 西 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

即ち浙江・江蘇・廣東・安徽が特に多い。

今日の國民黨政權が上海資本家階級の覇權下にあることは一般に認めるところであり、中にも浙江財閥が優位を占め、之れに次ぐ廣東財閥が華僑及び外國資本の助を借りて浙江財閥に對峙して居るとは、我々の常に聽かされる消息である。即ち前資本主義時代に商人社會を支配して居た地方主義的團結意識が、其儘に資本家階級覇權の成立した今日に持越され、且つ獨り經濟界のみならず政治社會に迄も強い影響を與へて居る。従つて私共は支那資本家階級の大本營たる上海總商會の靜態的考察に當り、それを構成する地方主義的團結體の最大限として、所謂浙江閥及び廣東閥の内容を把捉し解剖する必要がある次第である。

上海は南京條約（一八四二年）によりて開放されたのであるが、當時全國に亘つて金融界、従つて經濟界の覇權を掌握して居たものは所謂山西票號であつた。江蘇省内の各都市例へば南京・蘇州・鎮江・無錫等の商人が上海なる一小港の開放に無頓着であつた間に、獨り寧波人が盛んに移住して先づ其の勢力の基礎を築いた。主なる職業は錢莊であり、山西票號の融通を受けて漸次に彼等の地歩を固めていつた。上海の市場が膨脹するにつれて、山西票號の覇權に動搖が生じた。それは保守的な彼等の經營が新たな趨勢に順應し得なかつたことによるが、直接の打撃は系統を異にする有力な競争者が金融界に出現したことから起つた。即ち李鴻章の出資にかゝる義善

源票號や楊州鹽商の經營する大規模な票號が、楊子江下流沿岸の政權と結託して釐金其他の租稅收入を取扱ひ、豊富な資金を擁して低利で錢莊に貸付けた。新票號の勢力も、次で現れた大清及び交通の二銀行に押されざるを得ず、此等の銀行を通して鎮江人と云ふ新しい郷土的勢力が崛起した。斯様なわけで上海金融界の上層には慌しい浮沈があつたに拘らず、下層即ち浙江人を中軸とする錢莊業は清佛戰爭（一八八二年）迄順調の發達を遂げた。清佛戰爭、營口過鐵銀の破綻及びゴム株の暴落と云つた様な事件が禍ひして、一八八二年から一九一三年に至る約三十年間は上海錢莊業者の受難時代であつたと云ふことが出来る。但し此間に外國銀行の支配的勢力が確立し、外國銀行は借款及び賠償金の取扱、支那人預金から生ずる餘剩資金を有利に運轉する方便として所謂チヨツプ・ローン（注四）の短期貸付を錢莊相手に行ひ、錢莊は之れによりて資金難から救はれると共に、其の營業は全然外國銀行に隸屬することゝなつた。錢莊の創痕が回復すると間もなく一九二四年の歐洲大戰となり、外國銀行はもはや前記の如き便宜を錢莊に與へる餘裕がない。他面外國銀行の疲弊に乗じて支那人の經營する銀行業が飛躍的の發達を遂げたので、錢莊は更に轉じて其の庇護の下に立つに至つた。今日では外國銀行の勢力も舊觀に復したとは云ふものゝ、支那銀行の上海の支那金融界に於ける支配的地位を覆へすことは出来ない。而して銀行界及び錢莊界を通じ、浙江人は著しく高い地位を占め、それに續く廣東人及び江蘇人の勢力は尙ほ前者と拮抗し得るに至らぬ（注四）。

(八)



次ぎには發達の順序に従つて商業・工業・交通業に於ける地方的勢力の分野を考察しよう。支那の初期の發達は専ら外國貿易に負うたので、此の市場で取扱はれる重要商品も亦總て輸出入を目標とするものであつた。先づ輸出商品に就いて云へば生絲及び茶を大宗とする。生絲商として最高の地位を占めたものは浙江省の中心市場たる湖州人、之れに次ぐものが廣東人であつた。江蘇省の中心市場たる無錫は、當時尙ほ長髮賊亂の打撃から回復せず、上海に乗出す力がなかつた。上海に製絲工場の出來たのは一八九〇年以後のことで、初めは湖州人の獨占であつたが、第一革命(一九一二年)前後から無錫人が擡頭し、今日では後者が優勢である。但し支那の繭絲界には企業組織・生産技術・取引習慣及び行政税制上の缺陷と云ふが如き障害が重なり合つて居る爲に、檜舞臺たるアメリカの市場で日本品と太刀打することが出來ず、國內の需用を充たす以外、辛うじて里昂の工場に供給して居るに過ぎない。近年來はアメリカ生絲商の刺戟によりて輸出生絲の検査機關を設けたり、日本の組織や技術を研究したりして居るから、今後は相當の進歩を見せることであらう。茶は廣東及び安徽人を第一とし、浙江及び江蘇人が之れに次ぐのであるが、生絲の場合と同じく錫蘭及び印度に起つた大量生産に壓倒され、且つ十月革命及び一九二七年十二月の露支斷交以來、第一の得意なるロシアへの販路を失つて非常な窮境に陥つて居る。重要輸入品としては綿絲布・砂糖・金屬製品・染料・器械・石炭等がある。先づ綿絲商は江蘇・浙江・廣東の順位である。歐洲大戰後外國絲に對する支那絲の地位が急激に上昇し、而して國內に於ける紡績工場の生産力を出身地にすれば、日本人經營工場を除いては大體前記の順位と合致する。上海市場に於ける綿布の供給は相變らず日本を以て第一位とする。従つて綿布商も日本商社との關係が最も密接である。杭州及び寧波出身者の勢力が特に

目立つて居る。砂糖は寧波人と福建人とが大體五角の勢を示し、鎮江幫(江蘇)之れに次ぐ。金屬製品及び器械類の覇權も亦浙江人に屬し、廣東人が僅かに之れに追隨する。染料も浙江が首位で、鎮江之れに次ぐ。石炭も浙江省の寧波及び紹興出身者が優勢である。

上海の商業界に於いて稍々注目し値するのは、廣東系華僑が大規模且つ新穎なる組織を具へて百貨店又は罐詰製造販賣と云ふが如き近代的企業に従事し、それ／＼成功を遂げて居ることである。百貨店では有名な先施・永安・新々の三公司があり、罐詰業では泰豐餅乾罐頭公司の如きがある。

最後に取引所に就いて簡単に記録することも強ち無益であるまい。歐洲大戰中日本の企業家に刺戟されて、數十の取引所が濫興したが、其の殆ど全部は戦後の反動時代に消滅し、總商會會員錄に名を列ねて居るものは僅かに券證物品(浙江・江蘇及び廣東)、華商證券(浙江)、紗布(江蘇)、金業(江蘇)、麵粉(浙江)の五に過ぎない。目下此等の商取引所を整理合併して一又は二の基礎安固なる大機關たらしめようとする計畫が、財政部長宋子文氏を中心とする企業家の間に起つて居る。

工業では燐寸・器械・製粉・製絲・紡織・製糖・煙草等を擧ぐべきであらう。燐寸工場で上海總商會に加入して居るものは三戸、即ち裕昌(四川)、榮昌(江蘇)、中華(江蘇)がある。器械工場四戸の内、浦東招商及び内河招商は共に招商局の經營するもので、支那最大の汽船業者たる招商局は從來江蘇系と見做し得べきものであつたが、最近即ち八月下旬に浙江系の大汽船會社三北輪船公司總辦虞洽卿氏を首班とする整理委員會の手に引渡された。それだけでなくさへ招商局には浙江出身の高級職員が多く、現に前記の二工場を上海總商會に代表するものも亦



浙江人である。他の二工場が何系に属するかは判らない。製粉工場は裕通(安徽)、阜豐(安徽)、泰來(浙江)、福新(江蘇)、立大(江蘇)、申大(江蘇)の六戸で、最も有力な福新は無錫の紡績王榮宗敬氏の經營するところである。上海には五十餘の製絲工場があるが、其中總商會の名簿に載つて居るのは六戸に過ぎない。地方別にすれば無錫第一、湖州之れに次ぐことは前に述べた。工場能力は二百五十釜から五百釜の間にあり、五萬兩から十萬兩の運轉資本で經營し、不足分は主として浙江人の經營する錢莊に仰ぐと云ふのだから、おしなべて小規模のものに過ぎない。一層悪いことは、古くからの習慣で、經營者の多くは工場を所有せず、資本家たる持主から賃借して居ると云ふ状態にある。上海製絲業者の信用及び經營技能が發達しない一つの原因は、慥かに茲にあるであらう。新興工業の中で其の發達の最も著しいものは紡織である。此の方面に關しては信用すべき多くの書籍や報告や論文が出て居るから贅説せず、茲には只各工場の地方別を記すに止める。工場として總商會會員錄に名を列ねて居るものが十二、別に個人會員名簿中一工場の代表者があるから併せて十三工場となる。

統益(江蘇)、緯通(廣東)、華豐(浙江)、民生(江蘇)、永安(廣東)、大豐(浙江)、三新(江蘇)、申新(江蘇)、振華(浙江)、華成帆布(浙江)、第一織造(江蘇)、第一毛絨(不詳)、統一(江蘇)

右の中で廣東系の永安及び江蘇系の申新が最も有力と云はれて居る。製糖業は廣東系華僑の國民製糖公司、歐州戰爭中に出來た儘久しく作業を停止して居たが、近頃經營者を換へて南洋方面から經驗者を呼び寄せ、復活の計畫が進められつゝある。煙草製造は廣東系の南洋煙草公司が嶄然として頭角を抜いて居る外、浙江人の經營する小規模の工場は生死の巷にさまよつて居る。

總商會會員に名を列ねた交通業者の中、重要なのは先づ汽船業及び「水電業」であらう。上海の支那街を三區に分ち、水道・電燈及び電車のモノポリを有するところの企業である。汽船業では大達(浙江)、招商(江蘇)、浙江)、和豐(浙江)、宏生(浙江)、寧紹(浙江)、同益(浙江)、三北(浙江)、裕青(江蘇)、平安(浙江)、康鎮記(不詳)、聯益(浙江)、水電業には開北(江蘇)、華商(江蘇)、南市(浙江)がある。

讀者は茲で今一度(七)に挙げた上海總商會員の出身地別表を顧みられたい。私が(七)及び(八)に記した重要職業の地方別に於いて、其の勢力の順位が大體表中の數字と一致して居ることを見られるであらう。ところで上海の資本家達が先づ同郷兼同業と云ふ二重の紐帯に沿つて結附くものであることは大谷氏の指摘した通りであり、其の場合は勢ひ地域の限定されることを免れない。例へば江蘇省の生絲商は無錫と云ふ一都市を其の團結の範圍とし、浙江省の酒商は其の産地たる紹興の名に於いて團結し、廣東省の阿片商人は潮汕幫として團結する。潮汕とは潮州及び汕頭を意味する。但し彼等が職業を經營する上に、右の如き狭い範圍に其の活動を局限することは不可能であり、少くとも不利益である。例へば無錫の生絲商又は製絲業者が田舎に出掛けて彼等の商品を仕入れる場合、彼等は蘇州出身の錢莊又は鎮江出身の銀行業者から資金を引出す必要を感じるであらう。單にそれ許りでなく無錫の榮宗敬と云ふが如き大企業家になると、金融の爲には數戸の銀行、三十餘戸の錢莊と對して取引關係をつけて置く必要がある。そして榮氏の如き大口の金融は江蘇省出身の金融業者だけでは間に合はず、現に此の方面に於ける彼れの取引の大部分は、浙江系の金融業者を相手として行はれて居る。斯様なわけで上海の資本家たちは彼等の經濟行爲の範圍内に於いてすら、少くとも全省、少しく手を擴げるものは更に進んで他省



のものとも常住且つ密切なる接觸を保たねばならぬ。郷土紐帯は右の如き職業上の必要に導かれつゝ或る程度に擴がつて行く。但し今日の經濟發達階段に於いては、郷土紐帯の擴がりは無限ではあり得ず、且つ其の必要も切實には感じられない。然らば其の局限は何處にあるかと云ふと、それは江浙皖絲廠繭業總公所・山東河南絲綢業公所（上海總商會會員録による）、又は三江會館・閩粵會館の名稱が暗示する様に、楊子江下流地方の出身者は江蘇・浙江・安徽を地域的單位とし、南方人ならば廣東・廣西・福建及び三省出身の華僑を打つて一丸とすることが出來よう。三江會館（註五）は前者を表象し、閩粵會館は後者を表象しつゝ、清朝時代から用ひられて來た名稱である。今の所謂浙江財閥及び廣東財閥なる觀念は、其實右に述べた郷土紐帯の局限に於いて經濟的及び政治的に相拮抗するところの二つの勢力である。

之れを要するに、曾て上海商人を其の樊籠中に閉込めて居たギルド組織は外國から推しつけられた資本主義的即ち個人主義的經濟システムの爲に破られたが、一千年來の古き傳統たるギルド精神は最も新穎なる職業に従事する人々の頭からさへ尙ほ排除し盡されぬ。郷土意識乃至地方主義思想も亦ギルド精神の一支柱に外ならず、資本主義經濟は其の本質上地方主義と兩立しないものではあるが、支那ではまだそれが後者を克服する程まで進んで居ない。遮莫、所謂「在商言商」で、經濟行爲の軀殼の中に自らを押し込めて居た資本家達がいつの間にか支配階級たる地位に上り、好むと好まざるとに論なく政治に對して重大な發言權を獲得するや、曾ては社交的及び稀薄なる經濟的意義をしか持たなかつた三江及び閩粵の名稱が、俄かに切實なる經濟的意義と共に政治的色彩をすら帯ぶる様になつた。今日蔣介石・宋子文・王正廷等の所謂浙江派と胡漢民、孫科等の所謂廣東右派との微

妙なる對抗を考ふることなしに、吾人は國民黨政權を動的に捕捉することは出來ないのである。

（註一） 觀念的には公所はギルド、會館は同郷俱樂部を意味する。私も此の用語例に従つたのであるが、本年八月公布の工商同業公會法第十四條中に、所謂會館は其實公所であるのを習慣上斯く呼びなすものである。

（註二） 民國十七年四月の上海總商會會員録、各業團體一覽表によれば、同一業にして二以上の公會に分れて居る例が相當多い。中にも米穀商團體の如きは公所二、公會三、即ち合計五箇の團體に分屬して居る。其の主たる理由が例の地方主義思想に根ざすものであるから、工商同業公會法第五條の制限は容易に實行され難いであらう。而も此の規定の實行される度合は、自由思想即ち資本主義精神即ち地方主義思想を克服し行く度合を示すものとして、興味深き研究對象となるであらう。

（註三） 大谷孝太郎氏は東亞同文書院教授（上海）で、支那社會の社會學的研究者として一家をなす人である。そのマスタース・ピースたる『上海に於ける同郷團體及び同業團體』は『支那研究』及び『續支那研究』（東亞同文書院、大正四年發行）に連載せられたもので、内外人の同種の著書及び論文中最上且つ最新のものである。

（註四） 金融及び關係企業中上海總商會會員録に登録された各商社に、同會個人會員によりて代表された各商社を添加し、それに出資者又は經營者の地方別を附して次の如く表記して見た。其の中で全國に支店を有する大銀行の如きは、支店によりて經營者の地方別的所屬を異にするものがある。交通銀行はその最も著しい例證であるが、茲では専ら上海に於ける事實に即して分類することとした。

|    |       |
|----|-------|
| 銀行 | 業     |
| 中央 | 浙江    |
| 東山 | 東(浙江) |
| 江蘇 | 匯業    |
| 湖南 | 湖南    |
| 江蘇 | 江蘇    |
| 浙江 | 浙江    |
| 中國 | 中國    |
| 廣東 | 廣東    |
| 通  | 通     |
| 知  | 知     |
| 江  | 江     |
| 蘇  | 蘇     |
| 中國 | 中國    |
| 實業 | 實業    |
| 山東 | 山東    |
| 中  | 中     |
| 南  | 南     |
| 福  | 福     |
| 建  | 建     |



第三章 支那資本家の特殊性

二三四

|      |    |      |    |      |    |      |    |
|------|----|------|----|------|----|------|----|
| 典業   | 江蘇 | 中孚   | 安徽 | 四明   | 浙江 | 信通   | 浙江 |
| 香港國民 | 廣東 | 浙江實業 | 浙江 | 中法工商 | 江蘇 | 大苦興業 | 浙江 |
| 百匯   | 浙江 | 永亨   | 江蘇 | 鹽業   | 江蘇 | 上海   | 江蘇 |
| 運通   | 江蘇 | 煤業   | 浙江 | 大陸   | 江蘇 | 華海   | 江蘇 |
| 南市通商 | 浙江 | 虹口通商 | 浙江 | 匯豐   | 江蘇 | 中華   | 江蘇 |
| 浙江興業 | 浙江 |      |    |      |    |      |    |
| 信託業  | 浙江 |      |    |      |    |      |    |
| 中央   | 浙江 | 通易   | 浙江 |      |    |      |    |
| 保險業  | 浙江 |      |    |      |    |      |    |
| 華安   | 浙江 | 先施   | 廣東 | 保家   | 江蘇 | 聯保   | 貴州 |
| 福安   | 廣東 | 金星   | 廣東 |      |    |      |    |
| 錢莊業  | 廣東 |      |    |      |    |      |    |
| 安裕   | 浙江 | 兆豐   | 浙江 | 安康   | 浙江 | 義生   | 浙江 |
| 隆泰   | 浙江 | 裕成   | 浙江 | 恒祥   | 浙江 | 怡大   | 浙江 |
| 衡吉   | 浙江 | 裕盛   | 浙江 | 長盛   | 浙江 | 元姓   | 浙江 |
| 鴻豐   | 廣東 | 匯裕   | 浙江 | 泰康   | 浙江 | 同春   | 浙江 |
| 永聚   | 浙江 | 慶成   | 江蘇 |      |    |      |    |

(註五) 三江は江蘇・浙江・安徽、閩は福建、粵は廣東・廣西を意味する。

(一九二九年十月『滿蒙』第十年第十號)

第三節 上海資本家階級の動態的考察

(一)

私は曾て上海總商會なる巨大なブルジョア團體を對象として、上海資本家階級の靜態的考察を試みた。右の考察に於いて私は上海資本家階級の内部に、今尙ほ濃厚に残存するところのギルド精神及び地方意識を指摘し、此の二つの資本主義的遺物を念頭に置くにあらざれば、決して上海資本家階級、從つて又支那資本家階級の實體、又は之れと關聯して發生する凡ゆる經濟及び政治現象を正しく把握することば出來ないと主張した。今度は進んで上海資本家階級の動態的考察を試みようとするのであるが、動態的考察には、經濟方面と政治方面とを分割した方が便利の様に思ふ。但し經濟方面は既に其の最初の部分を第一節「支那資本家階級の發生的考察」に發表し、尙ほそれに引續いて商業資本・銀行資本の發生成長から進んで工業資本の成立に至る迄を一つの系統の下に纏めて記述する豫定である。從つて茲では只政治方面だけの考察に限ることとする。

(二)

「上海資本家階級の靜態的考察」中に私は上海總商會の前身たる上海商業會議公所成立の動機が、當時(一九〇



二年、光緒二十八年）勅令によりて各省に開設された「商務局」の純官僚的機關なるに不満を抱き、商人自身の管理する商人團體を獲得するにあつたことを述べたが、彼等が其後に開展した政治行動には、或ひは消極的又積極的に一貫して此の精神が流れて居る。「上海總商會史」に記された彼等の政治行動は、（一）民族運動、（二）裁兵理財、（三）民治運動、（四）平和運動の四種に大別し得る。

先づ民族運動に就いて云へば、上海總商會史の擧げた第一例は光緒三十一年（一九〇五年）の對米ボイコットである。それには「米國が支那労働者入國條件を設けて渡航労働者を虐待したることに不満を抱き、米貨の抵制を主唱して之れに報復した。米人は止むなく團匪賠償金の一部を返還することによつて御機嫌を取結んだ」とある。第二の擧例は民國十年（一九二一年）に、總商會内に法律研究會を設けて政府の上海會審衙門回収を援助したことに關するものである。上海總商會史によれば、上海總商會は民國五年九月及び八年三月に政府に對して會審衙門の回収を主張したが行はれず、十年九月法律研究會を組織して會審衙門回収計畫書を作成し、上海の六十餘の公認團體を糾合して外交・司法兩部に提出したが、之亦失敗に了つたので、翌年十月更に二十六箇條から成る回収意見書を練り直して再び當局に建議した。此の建議に對しては多少の反響もあつたが、併し總商會の主張は第一に非合法的なる外人司法機關を回収して主權の保全を計ると同時に、回収後の法官を民選によりて任用せねばならぬと云ふにあつた。第二項の理由とするところは「民選にあらざれば會審衙門を改造して其の積弊を除くことが出来ない」と云ふにあつた。思ふに上海會審衙門で取扱はれる民事事件に關し、外人の壓迫に對抗して支那商人の利益を手落ちなく主張する爲には、支那商人團體の支持する自國法官でなくてはならないと云ふ見地

から、法廷の構成に關して斯くの如き民主主義的主張が現はれたのであらう。上海總商會の法官民選論は、外交團は勿論支那當局の一顧をも得るに至らなかつた。總商會は尙ほ民國十三年四月及び十年六月以後にも熱心に回収運動を繰返し、遂に十五年末に至つて其の目的を達成した。茲に聊か注意すべき點は、目的達成の直接原因となつたものは有名なる五卅事件であり、而して五卅事件及び之れと關聯して起つた民衆運動の中心勢力は左翼國民政黨及び共產黨の指揮した所謂工商學聯合會であり、上海總商會は其の一部分たる商人團體中の更に一部分として此の運動に参加し得たに過ぎないと云ふことである。會審衙門回収事件に對する世評に就いては、總商會當事者の間に相當深い不満があるらしい。會史には此の不満を表白して「人情は目前にとらはれて既往を忘れ易い。今日各方面の人々は我こそ回収の元勳であると誇つて居るが、而も總商會が率先してこのことを發議し、具體的方策を立て、屢々當局に建議し、前後十年の久しきに亙つて熱心な運動を繼續し來つた事實を抹殺するわけにはゆくまい」と訴へて居る。會審衙門の回収に最大の利益を感じるものは申す迄もなく上海の大商人連であるから、其の意味で吾人は彼等の運動の眞剣味を肯定することが其來る。併し問題が「十年の久しき」に亙つたに拘らず、其の解決が何故必ず五卅事件の刺戟を待たねばならなかつたかを考へるとき、吾人は民族運動の主體としての上海總商會の威力に對して若干の疑ひを挿まざるを得ないのである。

會史の掲げた第三例は關稅改正の問題である。それによれば總商會は、現實五分率を獲得する目的から、華盛頓會議の決議に刺戟されて民國十一年二月に稅率修正委員會を組織した。それには輸入品を取扱ふ各業の代表者を委員とし、各業の關係する範圍内に於いて、民國八年から十年に至る三箇年間の卸賣相場から一割二分の費用



を差引いたものを物價標準と定め、それを基礎として現行物價表を作成して政府の参考に供した。同年十月公布、十二月一日から實施された所謂海關新稅則は斯くの如くにして制定されたものであり、此の改正に對する上海總商會の技術上の貢獻には洩し難いものがある。

## (三)

次には所謂裁兵・理財の運動である。會史によれば「民國十一年十二月、總商會は裁兵理財制憲委員會を設け、内外の名士二九人を委員として北京參衆兩議員・各省巡閱使・督軍・總司令・軍務督理・都統及び總商會・商會に宛て、國家動亂の原因が軍備の膨脹にあることを論じ、従つて之れを救ふ方法は裁兵・理財・制憲の三途の外に無い旨を主張した」。會史には簡單に其の理由を記録して居るが、別に事新しい思想なり方策なりを含んだものでなく、強ひて云へば商人團體が大聲疾呼して國政を論議し、而も世人が深く之れを怪まなかつたところに時勢の變化を見ることが出来る。ところで右の如き主張が軍閥や其の手先たる議員たちに對して手答へのあらう筈はなく、若し上海總商會にして自己の主張に何等かの權威あらしめようと望むならば、彼等は單なる言論から一步を進めて彼等の敵の行動を有効に拘束し得る様な何等かの具體的方策をとらねばならぬ。抑々上海の商工業及び銀行資本家たちは歐洲大戰の影響を受けて、此頃迄に餘程彼等の經濟的實力を養つてゐる。従つて彼等は際限なき軍閥の壓迫に對し、資本家たる立場から革命を欲望し、且つ此の欲望を或る程度の實行に移し得る階段まで到達して居た筈である。會史に曰く、十二年一月、當局に總商會の冀望を容れる意志がないので更に各省の銀行及

び錢業公會並びに各金融機關に通電し、今後政府又は各省軍民官廳の借款又は公債募集に應ぜざらむことを勸説し、同時に外國の各商業會議所に對して、支那の統一されるまで政治借款を行はず且つ軍需品の賣込を中止して支那の亂源を斷たんことを乞うた。會史によれば此の運動にはさすがの北京政府も幾らかこたへたものと見え、當時の上海護軍使何豐林氏に命じて緩和に努めたが、總商會は之れを拒絶して運動を繼續したとのことである。十二年一月の國內金融業者に對する通電は、同年五月吳佩孚氏の根據地たる漢口に開かれた第一次全國銀行公會聯合大會に於ける借款及び公債應募拒絶の決議によりて具體化され、而して此の決議は北京及び蚌埠（安徽）の如き特殊の地方を除いては大體に於いて有効に維持せられ、前資本主義的勢力に對する新興資本主義勢力の立場を初めて政治的に表現する注意すべき出来事となつたのである。

同年六月更に上海資本家の間から突然「商人革命」の聲が起つて、各方面に轟然たる物議を惹き起した。此の興味ある出来事に關して會史は曰く

六月十三日、直魯巡閱使曹錕は黎大總統に迫つて下野せしめ、議員に行賄して自ら總統となつた。此際馮培熹（字少山）が商人革命を主唱し總商會員の大會を招集し、會員霍守華は「六月十四日以後の北京政府の行爲をば、國民は一切之れを否認する」旨の通電を發することを主張した。而して上海總商會は最後まで曹氏との間に公文書を往復せず、大總統の名を以て彼を呼ぶことを避けた。當時曹氏に對して斯くの如き態度を一貫したものは、廣州の國民政府と上海の總商會だけであつた。暴力支配の下にありながら正義の旗を掲げて、赤手空拳能く軍閥の膽を寒からしめた我が總商會の奮闘精神は買つて貰はなくてはならない。此の運動の爲



に總商會内には民治委員會なる特殊組織があつて盛んに活動したものである。然るに世人は總商會が自ら政府を組織する野心ありと疑ひ、其の民治運動は四面楚歌の裡に失敗に終つたところから、民治は實に今に至つて尙ほ擧がらない、之れは果して總商會が國民に背いた爲であるか、或ひは國民が總商會に背いた爲めであらうか。

會史は所謂商人革命の辯解として次の如くも云つて居る。「上海總商會は當時國民の前に立つて前人の敢て言はざるところを言ひ、前人の敢て行はざるところを行つたものである。其の功罪是非は識者間に自ら公論があらう」と。全く其の通りである。馮少山氏等が所謂商人革命の旗印を掲げた眞意は、勿論商會で政府を組織すると云ふ意味ではなく、之れを通用語に直せば民主主義又は資本主義革命の主張に外ならぬ。抑々支那は上海を中心として、其頃迄に既に相當急速度の産業革命時代に踏み込んで居た。之れは何人も疑ふことの出来ない明白なる事實である。民國七年から十二年に亙る約六箇年間は、支那産業革命過程に於ける第一次の高潮時代である。此の高潮時代の末期に當つて、資本家の一部から資本主義又は民主主義革命の叫ばれることに、抑々何んの不思議があらう。保守主義者は勿論之れに反對する。然るに進歩主義者の一部例へばアングロ・サクソン流の思想的傳統を受けた自由民主主義者は此等を支持するが、他の一部即ち共產主義者は申すに及ばず、當時既に大きな潛勢力を上海に植ゑて居た孫文主義者も、彼等の非資本主義立場から強く之れに反對した。馮氏等の主張が理論的乃至歴史的には時代に適したと思はれるに拘らず、それが忽ち四面楚歌の苦境に陥つたのは前記の如き事情によるものである。今日の資本家の政治的地位は民國十二年時代の比でないが、併し彼等の地位には見かけによらず不

安定な點があり、而して此の不安定性の原因も亦大體に於いて商人革命を葬つたと同じ所にある。之れに就いては別に委しく述べる積りである。

## (四)

第四には平和運動。上海總商會史は此の問題に關して民國十二年の所謂江浙皖閩四省和平公約、十三年の江浙皖閩四省和平公約を掲げ、更に本年三月の湖北事變及び五月の河南事變に關しても戦争防止の運動を試みたが、併し上海總商會の平和運動なるものは、其の結果から見ると遂に一種のお祭り騒ぎに過ぎなかつた。上海資本家階級の政治的行動にして、會史では全然觸れて居ない重大現象が二つある。第一は民國十四年五月の所謂五卅事件から十六年四月の總工會解散に至る迄の資本家労働者の覇權争奪戰、第二は本年三月の國民黨第三期全國代表大會を機會として起り、直ちに今日まで續くところの大商人對小商人の覇權争奪戰である。前者は上海總商會と支那共產黨との決闘であり、後者は國民黨内部に於ける右系對左系勢力の對峙である。

先づ資本家對労働者の階級戰から述べよう。五卅事件までは、勞資とも未だ階級意識を取得せず、相互の間に統制と組織とを具へた階級的對立を認めることが出来なかつた。十四年六月一日に、主として支那共產黨の努力により、上海總工會なる有力な労働者團體が眞に一夜の内に出来上つた。それは廣東の全國總工會に屬し、名義上國民黨の統制下に立つものであつたけれども、共產黨は意識的且つ計畫的に、國民黨勢力が此の有望なる労働者階級の組織體内に滲み入ることを拒否した。上海に於ける五卅運動の最高機關は名義上工商學聯合會であり、



それは總工會・學生聯合會・商民協會・總商會閩北及び南市商會、各碼頭商界聯合會・國民黨及び共產黨の大同團結體ではあつたが、併し其の實權は共產黨の牙城たる總工會に集中されて居た。會吏は五卅運動に對する總商會の貢獻に關して次の如く述べて居る。

五卅事件が起ると、總商會は霍守華等を擧げて委員とし、會務に参加して交渉を援助した。十四年六月六日から翌年七月迄に總商會の手を経て收受した寄附金合計銀二百四十餘萬兩、之れを上海市内の各慈善機關及び工商學の各團體が臨時に組織した濟安會を通じて勞働者救濟費に當てた額が合計二百五十萬兩、差引不足十萬兩は總て總商會から立換へた。

五卅運動に對する上海總商會の財務上の功績は、他の點で資本家の弱腰を嘲けり裏切を惡んだ左翼の人々と雖も、率直に之れを認めざるを得なかつた。總工會の勢力が飛躍的に増進し、且つ其の組織及び基礎が強固を加ふるにつれて、共產主義者達の之れに對する政治的期待も亦加速度的に膨脹した。彼等は上海市政府を建設する目的を以て民國十五年十月二十四日に第一回の政治的暴動を行つた。民國十六年度上海總工會報告書によれば「本會の豫定方略は夏超軍が松江に進出するを待つて行動を開始し、本會の自衛團を基礎とし國民黨の鈕求建等と協力して高昌廟及び龍華を奪取し、續いて上海を占領するにあつた」と述べて居る。當時孫傳芳軍は江西に破れ、浙江省が夏超等の名に於いて獨立を宣言した機會に乗じたものであつたが、此の計畫は脆く失敗した。同年十二月一日發行の共產黨機關紙『教育雜誌』第三號に記された該事件の報告を見ると、第一次暴動に参加した勢力は、

一、工 人 派

二、國民黨左派（國民政府特派員鈕永建・吳稚暉）

三、商 人 派（進歩的資産階級例へば虞洽卿・王曉籟等）

であつたとのことである。但し實際暴動にたづさはつたものは工人派及び國民黨左派のみで、商人派は逃げ廻つて居た。「之れは支那資産階級の幼稚にして脆弱なる心裡を表明するものである」と註釋して居る。虞及び王氏は今日の所謂浙江財閥の巨頭であり、それが國民黨特派員たる鈕及び吳氏等を通じて國民革命總司令蔣介石氏との間に密接な聯絡を保つて居たことが想察される。此の暴動以後、上海の共產主義者達は、江蘇・浙江・安徽出身の士紳及び資本家の自治運動に望みをかけ、それと或る程度の諒解をもつて居た。此の自治運動は上海に於ける資本家階級對共產黨の關係を知る爲に、必ず明かにして置かねばならぬ事實の一つである。

士紳及び資本家團體の自治運動は、第一回の暴動が失敗して間もなく即ち民國十五年十一月に孫傳芳が九江から南京に引上げると同時に起つたものである。民國十六年二月九日發行『教育雜誌』第五號（共產黨機關紙）に「上海自治運動中の蘇浙皖三省聯合會」と題する記事があるが、之れを見ると當時の共產主義者が、如何に此の士紳及び資本家團體の行動に深い興味を抱いて居たかを知ることが出来る。當時の上海は勞働者及び學生團體は申すに及ばず、中小商人の組織する各碼頭商界聯合會までが上海市民自治宣言並びに市自治政府組織大綱草案を發表すると云ふほどに一般の形勢が緊張して居た。共產主義者によれば「全上海蘇浙皖三省聯合會は此の機運に乗じて起つたものであり、實に此の數月來の上海自治運動中、最初に結成された社會的地位ある政治團體であり、上海の自治運動も此の有力な一部隊を加へて初めて生氣を生じたと云ふべきである」と稱賛して居る。三省聯合會は新



蘇公會・全浙公會及び安徽公會的聯合體であるが（蘇共產主義者によれば發起者たる新蘇公會は「比較的右傾し且つ研究系の色彩を帯び、全浙公會は有力であると同時に比較的左傾し、安徽公會は左傾的ではあるが無力である」。

（註）

新蘇公會 楊千里、張君勳、沈思孚、黃炎培、董康、袁希濤、朱淑源等

浙江公會 蔡元培、褚補成、沈衡山及び商界總聯合會に屬する王曉籟、鄧志豪等

安徽公會 許世英、王龍廷、李次山等

三省聯合會の態度は、最初は保守的な新蘇公會の意見に引きづられて、三省を民治區域として奉天軍及び北伐軍の侵入を拒否すると同時に、孫傳芳氏の統治權は自治を妨げない程度に於いて之れを認めると云ふにあつた。然るに進歩的なる全浙及び安徽公會の人々は此の態度に不満を抱き、輿論も亦盛んに攻撃の鋒を向けたので、第一次委員會の決議により、（一）孫傳芳の統治から脱離すること、（二）奉天軍の南下に反對し、三省を民治區域と定めること、（三）三省の軍隊を促して三省民治の主張を擁護せしむることとした。共產主義者は三省聯合の此の態度を批評して「慥かに民衆の意志を代表する」ものだとした。三省聯合會に團結した士紳及び資本家たちは、更に一步を進めて「積極的に民衆を連絡した。例へば労働大衆の自治運動に於ける重大作用を認めて上海總工會代表者の發表する意志を尊重し、又國民黨市黨部に對しては、純民衆的立場に立つて國民黨と協働することを誓つた如きである。十一月二十八日市民大會及び十二月十二日の市民代表大會には蔣元培、褚補成等を正式代表として出席講演せしめ、上海特別市市民公會に加入し、公然納稅抗拒を主張した。之れを要するに聯合會は慥かに

三省民衆の最も有力にして且つ明確なる政綱を有する團體である。我等は之れに對して特別の注意を拂ひ且つ之れと協働する必要がある」（「上海自治運動中の蘇浙皖三省聯合會」と述べて居る。

（五）

抑々支那共產黨は民國十二年（一九二三年）の結黨以來引續き十六年四月の上海クーデターに至るまで、（一）社會革命の基本勢力たる無産階級の組織と發展とに努力しつゝ、（二）進歩的なる資本家階級及び小資産階級と聯合して、（三）資本家民主主義革命を遂行することを其の大方針として居た。第二及び第三の目標に就いて言へば、進歩的な士紳（地主）及び資本家の團體たる三省聯合會は、明かに彼等の味方であつた。故に共產主義者は三省聯合會に對して次の如き態度を決定した（「上海自治運動の蘇浙皖三省聯合會」第五節）

- 一、該會を利用して民衆運動宣傳の中心とし、我等の民衆運動を擴大する。
- 二、該會が三省の地方軍隊に運動して、自治の實現に關し民衆を援助させるやう誘導する。
- 三、該會の内部に左派的民衆勢力を形成することに努力する。
- 四、我等に屬する團體及び個人は出來得る限り彼等と接觸し、彼等を利用して我等の聯合戰線を擴大する。
- 五、我等が三省又は其の一部分に自治を實現せしめた場合、其の内部の左派的政治首領をして、我等の爲に或る程度の活動の自由を保障せしめる。
- 六、我等の民衆團體は常に彼等の行動を監視し、彼等の右傾及び軍閥との妥協を阻止せねばならぬ。



之れによりて吾人は、當時の共產主義者が士紳及び資本家の團體なる三省聯合會對して抱いて居た期待及び信用の程度を大體測知することが出来る。軍閥なる共同の敵を目前に控へて居る間、共產主義者は士紳及び資本家團體を味方として軍閥に對する自らの戦線を強める必要を感じる。但し資本家は本質的に無産者の敵であり、殊に士紳(地主)は其の本質上至つて軍閥と妥協し易い存在である。故に彼等は三省聯合會と共同戦線を張り「彼等を利用して我等の聯合戦線を擴大する」ことを冀望しつゝも、同時に彼等は「聯合會の内部に左派的民衆勢力の形成」を策し、且つ「常に彼等の行動を監視して彼等の右傾及び軍閥との妥協を阻止する」と云ふ攻勢及び警戒の用意を忘れない。共產主義者に取つての重要問題は決して之れのみには止まらなかつた。大經濟都市たる上海は支那に於ける無産者階級運動の沃土であると同時に、資本家地主の政治運動の牙城でもある。五卅事件以後上海總工會を基礎とする共產主義勢力の進展は著しいものであつたが、併し労働者の組織は尙ほ脆弱であり、殊に労働者の訓練に至つては、僅かに經濟闘争の範圍内で多少の進歩を示した外、政治闘争に至つては全く閉却されたと云つても過當でない。共產主義者の側に於ける此の缺陷は民國十五年十月二十四日の第一次暴動によつて遺憾なく暴露された。然るに一方、それと時を同じくして上海に發生した資本家地主團體の三省自治運動は、前に記した通り共產主義者と雖も稱讃せざるを得ない程度の實力及び組織によりて、一躍して社會の指導的勢力となつた。上海を舞臺として起つた勞資間のすさまじい争覇戦は、已に民國十六年十一月に於ける三省聯合會及び上海總工會の對立に其の萌芽を發したと見てよからう。

尤も三省聯合會の勢力は、餘り長くは續かなかつた。それは聯合會の成立と相前後して三省及び上海に於ける

國民黨の政治的勢力が、江西に於ける孫傳芳氏の敗戦の結果著しく増大した爲であつた。全國の民主主義的統一を目標とする國民黨の立場からすれば、特に三省と限定された自治運動と云ふことは意味をなさぬばかりでなく、三省聯合會の構成分子たる新蘇公會の牛耳を執る人々の中には多くの研究系を交へて居り、又全浙公會の首領たる蔡元培氏は當時の中央執行委員であり、褚補成氏も國民黨系の政客であつた。前者は國民黨に席を譲らねばならず、後者は當然國民黨と合流する人々であるから、蒋介石氏の率ゆる國民革命軍の進出につれて、三省聯合會は自然に其の存在理由を失はざるを得ない。國民黨の安徽・江蘇・浙江三省黨部及び上海特別市黨部は同月十四日附の宣言書を發表して三省聯合會を批判し、眞の自治運動は「決して地方軍閥の爲に緩衝的勢力を作ること」ではなく、又「決して少數の郷紳や官僚や政客が軍閥に媚びて利權をつかむ名義に悪用さるべきもの」でないと断定し、進んで左の如き民主主義的政綱を約束した。

一、主權在民の義に基き、三省及び上海の軍民政權を地方人民に返還し、人民は省民或ひは市民會議を召集して一切を管理する。

二、奉天・山東軍の南下を拒絶する。

三、人民の集會・結社・言論・出版の自由を保證し、一切の惡税を廢止する。

四、國民會議を召集して國是を解決する。

此の約束は單に三省聯合會の政綱を越えて民主主義的なものなるのみならず、當時の國民黨は此の約束を文字通り履行すると云ふ信用を持ち、殊に國民黨の實行能力はその優越せる武力によりて充分に保障されて居た。



従つて此の宣言以來、三省聯合會の存在理由は三省及び上海の民衆の前に消滅した道理である。ところで三省聯合會の指導勢力中、士紳（地主）は兎も角とし、資本家の立場はどうなつたか。王曉籟及び鄧志豪氏は上海の所謂浙江財閥中の有力者である。又共產黨の彭述之氏によれば、「江蘇・浙江、殊に上海に於ける左傾的資産階級者等は孫傳芳氏と兩立し難い關係に立ち、上海市民暴動事件に對して表面回避的態度を執つたとは云へ、内實は積極的に參加して居る」（民國十五年十一月四日『嚮導』第一七七號）とある。上海市民暴動事件とは同三月二十四日の第一次暴動を指し、虞氏等が孫傳芳氏と兩立し能はざる關係に陥つて居ると云ふのは、多分浙江財閥の一首領たる傅筱庵氏と結んで虞洽卿氏の敵手となつて居た關係を意味するのであらう。虞氏を中心とする上海の浙江財閥と國民革命軍總司令蔣介石氏との因縁は、遠く民國初年、蔣氏が上海で落魄して居た當時まで溯ることが出来るのであるが、近くは國民黨の長老なる浙江出身の張靜江氏を介し、兩者の間に財政問題を中心として或種の妥協の成立して居たことは疑ひ難い事實である。單に浙江財閥の郷土關係による接近のみならず、民國十二年に所謂商人革命を唱へた廣東出身の馮少山氏等上海總商會の少壯分子も亦民主主義の主張の上に國民黨との思想上の共通を認めて之れに接近した。但し右に列擧した上海資本家の國民黨接近は、主として蔣介石氏を目標としたものである。然るに蔣氏は民國十五年三月の所謂中山艦事件以來、共產主義者から右傾の可能性ある危険人物として睨まれて居た。同年七月の北伐開始以來、蔣氏及び張靜江氏の行動は、日を経る毎に共產主義者の豫想を裏書した。上海資本家は斯くの如き意味に於いて蔣氏と結びつたものである。茲に於いて共產主義者の階級的敵手は、民國十五年十一月頃の吹けば飛ぶ様な三省聯合會から、恐るべき右翼國民黨及び上海資本家階級の聯合勢力

に變化した。彼等の戦備も亦従つて緊張せざるを得ない。

(六)

眼を轉じて共產主義者の陣營を見やる。民國十五年十月十七日附で、當時の共產黨中央黨部總書記たりし陳獨秀氏から各級黨部に宛てた組織擴大方針によれば「我黨は明年春の全國大會以前に、黨員を四萬人以上に發展せしめねばならぬ」と説き、又支那共產黨構成分子の現狀に關しては、「我黨は申す迄もなく労働者及び農民出身の黨員を基礎とする。然るに上海・武漢・天津・唐山・香港の四個の工業區、山東・湖南の鑛山及び各省の鐵道労働者を除いては苦力及び手工労働者が多數を占めて、近代産業労働者は至つて少いと述べて居る。當時の共產黨の制度では上海は江浙區に屬し、陳氏の擴大豫定表では、江浙區の割當では労働者及び知識分子七千人、共產主義青年團員は其の二倍となつて居る。此の命令を受けた江浙區委員會では其の繩張りなる上海に七千五百人、江蘇・浙江・安徽の三省に三千人、合計壹萬五百人の黨員を作る計畫を立てた。因に同年九月の現在黨員數は上海七千二百一人、三省八百二十四人、合計二千五百四十四人であつた。即ち江浙區の全體に就いて云へば四倍弱、上海のみに就いて云へば約五倍の擴張を目標として、茲に飛躍的努力を開始することゝなつた。江浙區委員會の擴大計畫説明書によれば、上海に於ける黨の組織は極めて不安定な状態にあつたらしい。曰く、上海では黨員數の増減が一箇月間に七、八百人に達することがある。即ち或時は突然七、八百人を増し、他の場合には又七、八百人を減ずる。黨組織の不安定なることに實に驚くべきものがある。政治的に云へば我黨の發展は疑問の餘地なきところであるが、併



し現在の組織が斯くも不安定であるのは、畢竟我等の努力の不足から来て居ると。又曰く、我々は黨員達から屢々次の如き訴へを聞く。新たに加入した知識分子は、早くから加入を望みつゝも接近することが出来なかつたとこぼし、労働者及び農民は、自分は之迄全く斯様な道理を知らなかつた、諸君は何故早くそれを我々に傳へなかつたのかと責める。労働者居住区域内にある黨の支部會又は少組會は黨員以外に對して秘密を守り、折角我等に接近しようとする黨外労働者に對して疑惑の眼を注ぎかける爲に、彼等は我等に近寄る機會を持たない。當然抱容し得べき人々を離反せしめるのは果して誰の罪であらうか。總て我々自身の罪ではないか、と。之れを要するに支那最大の工業都市たる上海で千七百二十人の黨員は餘りに少い。而も全黨員の約四割に當る數が一箇月内に動搖するほど、黨の組織は不安定である。加ふるに黨は好意を抱いて接近して來る人々を秘密主義で追拂ふ。江浙區委員會は此等の缺陷を除去することによりて、近き將來に前記の豫定數を獲得することが出来ると主張した。

上海資本家階級に對する爭覇戰の開始された直前に於ける上海共產黨の内容及び計畫は大體前記の如きものであつたが、更に進んで彼等の階級的基礎構造たる上海總工會の状態はどうであつたか。一九二六—七年度上海總工會報告書によれば「上海の労働者組織は最近一年間に非常なる發展を遂げ、労働組合數は七十六箇から五百二箇に増加し、所屬員數は四萬から八十二萬人に増加した。上海の労働大衆中には尙ほ幫・同郷・義兄弟等の陋習があり、且つ労働運動者の經驗及び技術の缺乏の爲に組織上の活動を完全に科學化することが出来なかつたが、それでも最近一年來の鬭争訓練によりて労働者の組織的意識を増進せしめ、労働大衆内に於ける労働組合の物質的及び精神的地位を向上せしめた。數字の上に正確に表現することは出来ぬが、事實上上海の労働者組織は既に

安固なる基礎の上に立ち、反動派は最早之れを破壊する力を持たない」とある。民國十六年四月十二日のクーデター直前に於ける上海總工會の勢力は正に報告書の主張する通りであり、其の組織も亦表面的には「安固なる基礎」を獲得したかの如く見えた。上海總工會所屬組合數は民國十五年六月以後の僅か一箇年間に約七倍し、労働者數は同期間に約二十倍した。上海に於ける共產主義勢力の此の驚くべき増進は如何にして行はれたか。上海總工會は民國十五年六月に始まる新年度の劈頭に、先づ活動の新陣容を整へた。即ち最高統制機關たる執行委員會の下に祕書・宣傳・組織の三部を置き、更に其の下に三箇の地域別的統制機關及び八箇の産業別的統制機關を設けた。即ち全上海を小沙渡——曹家渡區、楊樹浦——引翔港區、南市——浦東區の三區域に分けて各區域毎に一つの工會聯合會を設け、又産業を碼頭・印刷・鐵路・海員・手工業・店員・製絲・郵電の八種に分けて各産業毎に一つの産業總工會を置き、運動員六十六名、技術員二十二名、合計八十八名の責任者を任命した。同年十月には共產黨中央執行委員會から前述の如き擴大命令出で、十一月になると之又前に詳説した様な環境の激變が起つたので、同月運動員及び技術員に淘汰を加へ、其の結果運動員四十一名、技術員十一名、合計五十二名に減じたが、其の活動振りは却つて以前に倍加した。但し共產黨江浙區委員會及び上海總工會の右の如き活動準備が全幅的に其の効果を發揮したのは民國十六年一月以後であつた。「本年一月に至り、活動範圍は日に擴大し労働争議が益々激烈になつたので、常務委員會は從來の三部の外に經濟鬭争部及び自衛團總指揮部を増設し、産業總工會は八個から十三個となり、工會聯合會は三個から六個となつた」(註)。總工會統制機關の行つた此等の施設及び努力が如何なる効果を獲得したかを數字の上に徴する爲に、總工會の調製した次の統計表を引用しよう。



第三章 支那資本家の特殊性

| 産業別  | 一九二六年    |        | 一九二七年  |        | 一九二八年   |         |
|------|----------|--------|--------|--------|---------|---------|
|      | 九月       | 十二月    | 二月     | 三月     | 四月      | 五月      |
| 食料   | 三、五九六    | —      | —      | —      | —       | —       |
| 手工業  | 三六、九〇〇   | 二、三四〇  | 六、三三〇  | 五、〇〇〇  | 一六、九〇〇  | 一三、三〇〇  |
| 華洋服務 | 六六、六七七   | —      | 六〇〇    | 二、〇〇〇  | 二、〇〇〇   | 三、七、一七  |
| 煙草工場 | 三六、〇〇〇   | —      | 五〇〇    | 四、一三〇  | 四、〇〇〇   | 一、九、六〇〇 |
| 地方運輸 | 六、五〇〇    | 二、〇〇〇  | —      | 四、二五〇  | 三〇、三〇〇  | 一、七、〇〇  |
| 市政   | 一四九、四〇〇  | 一、九一〇  | 二、一五〇  | 九、二五〇  | 二、六六〇   | 二、九、四八四 |
| 鐵路   | 六、七四〇    | —      | 一、五〇〇  | 一、五〇〇  | 三、五〇〇   | 三、五〇〇   |
| 紡織   | 二四一、三九〇  | 二七、二六〇 | 三〇、四〇八 | 七四、四四〇 | 一七五、三八〇 | 一三三、九〇〇 |
| 印刷   | 三六、四四五   | 五、八八〇  | 五、七九〇  | 四、七九三  | 四七、八三〇  | 三六、四四五  |
| 化學   | 三三、七〇〇   | —      | —      | —      | 六、三六〇   | 一、一〇〇   |
| 金屬業  | 三九、六〇〇   | 四〇〇    | 四〇〇    | 二、四〇六  | 一五、三〇〇  | 八、六〇〇   |
| 藥界   | 三九、三〇〇   | —      | —      | —      | 三、三〇〇   | 二、〇〇〇   |
| 店員   | 三二、三四〇   | 三、〇一四  | 三、〇一四  | 二、一五〇  | 七九、九五〇  | 八、〇七〇   |
| 海員   | 六、八〇〇    | —      | —      | 四、五〇〇  | 五、〇〇〇   | 六、八〇〇   |
| 建築   | 一〇、八三〇   | 三五〇    | 三五〇    | 五〇〇    | 一、一〇〇   | 一〇、八三〇  |
| 總計   | 一、二五三、三六 | 四三、一〇〇 | 四三、一〇〇 | 七六、三四五 | 二八、九一〇  | 八三、三六二  |

(註) 經濟闘争部は専門的に工場内に於ける日常闘争及び經濟罷工を組織並びに指揮する機關であり、自衛團とは上海總會の武裝的自衛組織である。新たに設けられた産業總會は鐵工場・紡績工場・電氣工場・木材工場・煙草工場の五個で、

地域別工會聯合會は楊樹浦・曹家渡・小沙渡・引翔港・浦東・吳淞の六個となつた。更に三月下旬の所謂第三次暴動の結果上海工會の組織は其の全盛期に入りて更に擴大し、産業總會は手工業・華洋服務・煙草工場・地方運輸・市政・藥業・鐵道・紡織・印刷・化學・金屬業・藥界・店員・海員・建築業・食料の十六個となり、工會聯合會は滬東・滬西・南市・浦東、閘北、吳淞・法華・虹口の八個となつた。法華は佛租界及び龍華である。

(七)

右表によりて知られる通り、上海總會所屬會員數は民國十六年一月末迄漸増の歩調を辿つたものが、二月末に至つて俄かに約四倍の躍進を示して居る。共產黨上海支部の同年一月十五日附指令『上海職工運動新方針』はこの異常なる現象の原因を知る上に好個の手がかりとなるものである。それによれば北伐軍の勝利に伴つて上海労働者の氣勢が高まり、彼等は争つて自治運動に参加する爲に總會の傘下に馳せ集つた。英・日帝國主義者及び小孫傳芳系の文武官廳も、労働運動に對して従前の様に無遠慮に振舞ひ得なくなつた。左傾的なる資産階級及び小資産階級者は自治の要求に共通點を認めて労働者階級と聯合することを望んだ。上海總會は斯くの如き環境の下に其の社會的地位を著しく發展せしめ、労働者・商人及び學生團體の聯合組織たる市民公會の中で、總會は極めて重要な地位を占むるに至つた。其の結果國民黨及び三省聯合會は申すに及ばず、上海の阿片取扱者たる土豪流民さへ上海總會に近づかうとし、多數の黃色労働者は時勢の變化に伴うて自發的に總會への加入を申込むだ。所謂時勢の變遷が民國十六年一月から二月にかけて、上海總會の組織及び勢力を増大させるに役立つた。



とは、正に共産黨上海支部の主張する通りであらう。但し其外に尙ほ上海總工會自體の努力に負ふところも亦看過すべからざるものがある。それは経済的及び政治的罷工の繰返し及びルンペン・プロレタリアの大秘密結社たる所謂青帮に對する恐怖政策であつた。私は今不幸にして此の二つの興味深き出来事を詳説する暇を持たぬ。それで細かいことは本章第二節『上海總罷工及び其の意義』に譲ることとし、茲では只抽象的説明を加へることに満足して置きたい。先づ第一に經濟罷工であるが、共産系労働運動の意義及び利益を労働者に體得せしめ、無自覺且つ散漫なる労働者に組織を與へて之を無産階級勢力の陣營内に引入れる方便としては、經濟罷工の實施にまさるものはないであらう。民國十四年六月に上海總工會が生れて以來、其の指導の下に行はれた多くの經濟罷工の結果、労働者の一部は失業や迫害の爲に犠牲となつたが、併し大多數のものは單により善き生活條件を獲得したばかりでなく、徐々ではあつたが而も確實に彼等の社會的地位を高めていつた。次に政治的罷工であるが、其の顯著なるものは上海總工會創立後四回行はれた。第一回は五卅事件に於ける民族主義的政治罷工、第二及び第三回は自治權獲得の爲の對軍閥政治罷工で、それは民國十六年二月下旬及び三月下旬に行はれ、就中三回目には直隸・山東軍に對する労働者の軍事行動を伴ひ、其の結果遂に上海市政府を建設することに成功した。以上三回の政治罷工は總て資本家階級との聯合に於いて戰はれたものであつたが、第四回即ち民國十六年四月中旬に行はれた最後の上海總工會政治罷工は、從前のそれとは正反對に、共産黨及び上海總工會に對する國民革命軍總司令蔣介石氏のクーデターに反抗して戰はれたもので、蔣氏のクーデターは、前にも少しく説き及んだ様に虞洽卿氏等を中心とする上海資本家階級との結附きの下に行はれたものであるから、四月十一日に起つた此のクーデ

ター及びそれに反抗する爲の上海總工會の政治罷工は、之れを要するに上海を舞臺としての勞資階級闘争の最後的一幕であつたと云へよう。其の結果が共産黨及び無産階級側の總敗北に終つたことは周知の事實である。

最後に共産黨及び上海總工會が民國十五年冬から翌年春にかけて敢行した恐怖政策であるが、其の對象が主として青帮であつたことは前述の通りである。何故に共産主義者が青帮を其の仇敵として取扱はねばならなかつたか、何故に彼等は青帮と戦ふに必ず恐怖手段に訴へねばならなかつたか。周知の如く支那には南北及び都鄙を通じて多くの大規模な自衛的秘密結社が貧民の社會に存在する。而して百萬を下らない上海のプロレタリア及びルンペン・プロレタリアの社會に覇權をふるつて居たものは青帮である。此の偉大なる結社組織の内部で特に大きな勢力を擁するものは、ルンペン・プロレタリアにあつては阿片及び鹽密賣者、プロレタリアにあつては市政及び紡績労働者である。全體的に見てルンペン・プロレタリアの地位はプロレタリアよりも高く、密賣者の収入は勿論労働者のそれを凌駕して居るので、青帮内部の最高權力は常に密賣者たるルンペン・プロレタリア首領例へば黄金榮・吐月笙の手に歸する。彼等は又其の雄厚なる勢力及び財力によりて租界及び支那街の警察機關と密接の聯絡を保つて居る。警察官憲は犯罪の豫防及び檢舉の便宜の爲に、企業者——殊に市政又は紡績等の如き外國の大資本家達は、労働者の反抗を押へる爲に好んで彼等と接近する。之れを共産系自治運動又は労働運動者の側から見れば、先づ第一に斯くの如き御用的反動的勢力を先づ掃蕩するに非ざれば、決して彼等の目的を達することが出来ない。第二に労働者を斯くの如き強大な傳統的拘束から解放するに非ざれば、彼等を其の陣營内に引入れることが出来ない。第三に、青帮の會員達は親分子分の緊密なる紐帶によりて相互に結附けられ、死を最後の



手段とするところの嚴酷なる制裁によりて結束されて居るから、外部から此の團結を打破する爲には暴力に訴へる外に道がない。共同租界の市政労働者は五卅事件直後の總同盟罷工にすら影響されなかつた程で、其の理由は専ら租界當局が青帮首領たる労働監督と結託し、それを通じて數萬の従業員を押へて居たことにあつた。然るに共産主義者の恐怖手段が一朝此等の青帮首領を見舞ふと、さすがの金城鐵壁も將棋倒しにたはれていつた。恐怖政策がクライマックスに達したのは、第二回即ち民國十六年二月十九日から二十二日に至る總罷工の直前であつた。一九二六―七年度上海總工會報告書によれば之れに参加した労働者數は第一日十餘萬人、第二日二十五萬人、第三日二十萬人であつた。そして二日目には市政・電車・電氣・水道等の従業員をも之れに参加させることが出來た。之れは慥かに恐怖政策が青帮の市政及び交通労働者に對する傳統的の統制力を破壊した直接の結果であつた。但し二月下旬の總罷工は二月二十一日に行はれた所謂第二次暴動の一部分であり、北伐軍の進撃に呼應して上海に市民政府を設立することを目的とし、國民黨・共産黨及び所謂左傾資本家階級の協力によりて起された第二次暴動は脆く失敗に終つたが、總罷工の成績は前記の如く優秀であり、近き將來に必ず繰返さるべき革命行動に於いて、上海總工會換言すれば上海の無産階級が指導的勢力を揮ひ得る見込が、此の經驗によりて確實となつた次第である。果せる哉、第三次暴動（即ち第三次總罷工）は三月二十一日正午總工會の罷工命令によりて開始せられ、罷工團は直ちに上海及び郊外の諸要地を占領し、殊に閘北區では罷工團と直隸・山東軍との間に激烈な市街戦が起り、交戦二晝夜の後、後者の勝利に歸した。其の結果出現したものが所謂上海臨時特別市政府であつたが、此の新政權に對する上海總工會の地位に關し、上海總工會報告書の語るところは次の如くである。曰く、

本會は労働者階級が政權を奪取したことの重要性に鑑み、本會の公開（三月二十二日）以來、直ちに民主政權建設の爲の闘争に努力し、純潔なる革命政策を以て上海各階級中の革命的民衆の聯合戰線を張り、民衆の勢力を發展せしめて革命の基礎を強固にすることを謀つた。

又曰く

政治上に於いては、市民會議によりて上海臨時特別市政府を組織した。其の組織方法は完全に民主主義の原則を適用したもので、工商學聯合會から總ての政府委員が選出された。市政府委員十一名中本會の執行委員が三名即ち全數の約三分の一を占めて居る。

共産主義者の誇りであつた上海市政府は、誕生後僅かに半月にして、四月十二日に下された大鐵鎚の爲に、共産黨及び上海總工會と共に忽ち霧の如く消え去つた。

(八)

民國十五年十一月、殊に十六年一月以來共産黨及び上海總工會が前記の如き驚天動地の大活動を試み、其の結果として彼等の理想たる無産者階級中心の民主主義的市民政府を兎にも角にも實現し得た間、上海の資本家階級は果して何をして居たであらうか。士紳（地主）と資本家との聯合體なる蘇浙皖三省聯合會は政局動搖の間に自然消滅に歸し、其の中の研究系分子は沈黙に還り、國民黨分子は其の本流と結附いた。上海資本家中、虞洽卿氏を首領とする浙江系の一團は、同郷出身者にして孫傳芳氏と結附いてゐた傅筱庵氏に對する勢力争ひから、又資



本家中の急進分子は將來の政治的立場を顧慮する點から、更に一般の資本家達は時世の強い流れに揺られつゝ、淺からぬ不安を抱きながらも、共產主義者の指し示す方向に向つて動く外なかつた。殊に勞資關係に就いて云へば上海労働者總數の五分の一強を占むる店員、六分の一を占むる手工労働者がそれ／＼一つの産業總工會に組織されて、上海總工會即ち共產主義者の指揮下に入込んだことは、幼稚な資本家達に取つて此上もない脅威であつたに相違ない。併し彼等は必ずしも其の前途を悲觀しはしなかつた。何となれば彼等の首領たる張靜江氏は現に北伐軍總司令蔣介石氏の同郷の先輩として、又國民政府主席代理の名義を負うて南昌に右翼的政權を樹立して居り、殊に虞洽卿氏は黃金榮氏と共に蔣氏の恩人と云ふ特殊な關係がある。而して此の三人の間には早くから一つの默契が成立して居ると云ふことが一般に信ぜられて居た。蔣氏としては北伐軍の費用を捻出する爲にも、政敵たる武漢の左翼政府に對抗する爲にも、上海資本家階級と握手することが唯一の活路であると考へられた。又上海資本家の側から云へば、獨り上海の共產主義者及び總工會の跋扈が彼等にとりて堪へ難い脅威であるばかりでなく、若し將來武漢政府の手で支那が統一されたならば、其の政策は決して資本家にとつて利益あるものではない。従つて右翼國民黨勢力を代表する浙江省出身の張靜江及び蔣介石氏が楊子江下流を席捲し、更に進んで武漢の左翼政權を控制し得たならば、其の時こそ彼等は初めて枕を高くすることが出来るであらう。約言すれば蔣氏等の右翼政權と上海資本家との利害は、當時から既に完全に近いほどの一致が意識されたのであつた。三月下旬の物凄い暴動やそれに引續いて起つた總工會覇權下の市民政府と云つた様なものが資本家の膽を寒からしむる出事ではあつたとしても、それと時を同じくして彼等の救世主たる蔣氏麾下の北伐軍は既に長江下流一帯を占領

し、南京政府樹立の準備さへ整つて居た。斯くて四月十二日のクーデターとなり、無産者階級の覇權が消失せて、資本家階級の覇權が一夜の内に之れに代つたのである。(一九二九年十一月『滿蒙』第十年第十一號)

#### 第四節 廣東財閥論

(一)

政界に於ける所謂浙江派と經濟界に於ける所謂浙江財閥とが結附いて中央政權内に覇權を振ひ、其の結果國民黨内で最も歴史の古い政治團體たる廣東右派が中央政權から追ひ出され、遂に南京と廣東との對立と云ふ昨今の不安な形勢を孕み出したのであるが、此の場合廣東右派の支持者たる所謂廣東財閥は如何なる立場にあるか。内外人の多くは廣東右派が廣東財閥や華僑資本家の後援を得て財政的には南京よりも寧ろ樂だらうと觀察したものである。ところが斯かる樂觀説は忽ち裏切られ、廣東政府の發行した一十萬元の内債は賣行き甚だしく不振であり、紙幣價值は下落の一途を辿り、財政難の爲に政治的にも軍事的にも其の行動は至つて不活潑である。それが今日迄無事に生存を維持し、將來とても急に變化の起りさうな模様は見えず、兎も角小康を保つて居るのは、政治的には南京政府としても餘り強硬急激な解決策に出ることの出来ない事情にあり、軍事的には「紅軍」が兩者間に介在して南京側の廣東に對する軍事行動を邪魔して居る爲に外ならぬ。斯様なわけで廣東財閥と今日の廣東



政府との間には積極的な関係はないのであるが、さればと云つて廣東政府の中堅たる廣東右派が經濟團體たる廣東財閥の政治的代辦者であると云ふ實質的關係を否定することは出来ない。従つて支那の經濟界の現状を明かにし、其の發展の方向を推測する爲には勿論、政界殊に國民黨内の各派の動きを知る爲にも、廣東財閥の内容を考察することは極めて緊要なる事項の一つである。

(1)

經濟團體たる廣東財閥が政治的にも如何に重要な地位を占めて居るかを明かにする爲に、私は最近上海の證券市場に起つた大波瀾と廣東財閥との關係を考察して見度い。廣東脫離が公然の事實となつたのは去る四月二十八日（一九三一年）のことであるが、それより少しく遡つて同月二十五日以後、上海證券市場に於ける六種の標準的債券の各週の相場を表記すれば左の如くである。

| 債券名     | 四月二十五日 | 五月二日  | 五月八日  | 五月十六日 | 五月二十三日 | 五月二十六日 |
|---------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 十八日關稅庫券 | 五九・三〇  | 五六・四〇 | 五八・一〇 | 五五・〇五 | 五四・八五  | 五一・二〇  |
| 編造公債    | 六一・七〇  | 五四・八〇 | 五九・一〇 | 五五・〇五 | 五四・五〇  | 五一・〇〇  |
| 裁兵公債    | 七九・五〇  | 七四・三〇 | 七七・七五 | 七四・〇〇 | 七四・〇〇  | 七一・二〇  |
| 十九年關稅庫券 | 七七・〇〇  | 七二・七〇 | 七五・六〇 | 七〇・〇〇 | 七〇・四〇  | 六七・〇〇  |
| 十九年善後公債 | 七八・三〇  | 七二・六〇 | 七五・四五 | 六九・七五 | 六九・八〇  | 六七・〇〇  |
| 二十年煙草庫券 | 七四・四〇  | 六九・三五 | 七四・〇〇 | 六六・〇〇 | 六六・〇〇  | 六四・五〇  |

内債價値の斯くの如き動搖及び下落の原因は、廣東脫離といふ政治的事情以外、尙ほ多くを數へ得るのであるが、それ等の諸原因中特に注意を要するものは、上海に於ける廣東系の金融業者其他による大規模な賣出動である。其の中心は和豐銀行であつた。和豐銀行は一九一九年の創設、シンガポールに本店、香港・上海及び南洋の五都市に支店を有し、總資本金シンガポール貨幣二千萬弗、内拂込金四百萬弗である（『ウッドヘッド』『支那年鑑』一九二九—三〇年版三三二頁）。華僑の合資組織に係り、最大の株主は林秉祥、林秉懋の兄弟である。林氏はシンガポールの著名なる資本家で、銀行の外に汽船及び榨油工場を經營して居る。上海支店は民國十六年二月の開設で、黃漢樸氏を支配人として外國爲替を取扱つて居る（徐寄廬『最近上海金融史』一〇二頁）。金融史は民國十八年出版であるが、其後昨年何時頃であつたか、黃氏は南京政府鐵道部長孫科氏に引かれて該部長となり、此の關係から和豐銀行は鐵道部の外債と呼ばれる様になつた。

(11)

孫氏が政治家として廣東右派の首領であり、同時に資本家として廣東財閥の一巨頭であることは周知の事實だが、此の孫氏が廣東政府に合流したに就いて和豐銀行は時局に對して如何なる役割を務めたか。何應欽氏等の高級將官九名の連署で去る六月二日附孫科氏に宛てた通電の中に次の言葉がある。『足下が廣東に赴いて反蔣の仲間入りをしたに就いては種々なる口實もあらうが、併し其の重要な動機は純經濟關係に據ると批評する者もある。即ち此の兩三年來鐵道部が各鐵道から取立てた送金額は二千萬元を越えて居る。而もそれが如何に保管せられ如



何に使用されたがに就いては全然秘密に附せられて何等の報告もない。足下は廣東に逃出すことにより此の責任を塗抹しようとするのではないか。足下は自らが起した廣東の事變が深刻な影響を公債市場に與へることを豫期し、足下の外庫たる和豐銀行をして盛んに公債投機を行はしめ、數日中に數十萬元を贏ち得たとのことである。廣東事件がどうならうと足下の懐る勘定は大當りである」と。此の非難の何處迄が事實であるかは知る由もないが、併し和豐銀行を初めとして華僑及び廣東系の投機者達が、政治的及び射利的の二つの動機から盛んに公債市場の攪亂に従事し、それが著しい効果を示したことは想像に難くない。昨年四月から十月に互つた南北戦争に於いても幾度か公債市場の動搖を経験したのであるが、それは専ら戦線の状況や公債の新規發行などに影響されて起つたもので、今度の様に廣東財閥の政治的動機に基いた賣叩きといふが如き計畫的攪亂は全く見られなかつた。南北戦争の方が廣東事件よりも軍事的政治的に遙かに重大であつたと思はれるに拘らず、市場の動搖は却つて今度の方が激しい様である。其の原因は唯今も少し説き及んだ様に、上海資本家階級の最大構成要素たる浙江財閥と廣東財閥との——部分的ではあるが——内訌から生じたものと見るべきであらう。廣東財閥が廣東事變に關して積極的に廣東政府側を援助すると云ふ一般の想像は事實と反するが、併し上海で内債市價を賣崩すことによりて南京政府の資金調達を困難に陥らしめ、消極的に廣東政府を援助した事實は大體前記の如きものであると思ふ。

(四)

抑々廣東財閥なる名稱は浙江財閥に對して起つたものである。而して兩者の對立は主として上海を舞臺とする

ものであるから、廣東財閥なる觀念の内容を明かにする爲には先づ上海經濟上の各部門に於ける浙江財閥との對立關係から調べてかゝる必要がある。民國十七年度上海總商會會員錄所載、會員の出身地別統計は左の如くである。

|    |     |    |     |    |    |    |    |
|----|-----|----|-----|----|----|----|----|
| 浙江 | 二三五 | 江蘇 | 一四四 | 廣東 | 五五 | 安徽 | 一九 |
| 山東 | 四   | 四川 | 五   | 湖北 | 四  | 湖南 | 四  |
| 江西 | 四   | 直隸 | 二   | 福建 | 二  | 貴州 | 一  |
| 廣西 | 一   | 合計 | 四八〇 |    |    |    |    |

右の中所謂浙江財閥の中堅を構成するものは、楊子江下流地方即ち江蘇・浙江・安徽の三省であり、それに楊子江の中流及び上流地方即ち江西・湖南・湖北・四川の四省が外廓部分として之れに加はる。前表に就いて云へば合計四一五人即ち總會員數の八一%弱に當る。之れに對して廣東財閥を構成するものは廣東・福建・廣西の六一人即ち一三%弱に過ぎない。數が勢力の全體を示すとは勿論云へぬが、併し大體の比較は之れでも判る道理である。上海に於ける浙江・廣東兩派の概括的な勢力比較は略ぼ前記の如く廣東財閥が著しく劣勢を示して居るが、併しそれは主として地理的及び歴史的關係に基くもので、廣東財閥側には尙ほ此外に廣州及び香港の資本家、南洋及び米國華僑と云ふ大きな豫備隊が控へて居ることを知らねばならぬ。

(五)



次に進んで上海に於ける廣東及び浙江財閥の職業別的勢力の比較を試みよう。今日上海資本家階級の牛耳を執り且つ其の業務の最も榮えて居るものは金融業である。但しそれは産業及び商業の資金需要から起るところの繁榮ではなくて、南京政府の老なる浪費を補填する爲に内債又は國庫券の形に於いても際限なく供給されるところの財政資本の爲である。故に先づ上海の金融業に就いて考察しよう。上海は南京條約（一八四二年）によりて開放されたのであるが、其の當時全國に互つて金融界、從つて經濟界の覇權を掌握して居たものは所謂山西票號であつた。江蘇省内の各都市例へば南京・蘇州・鎮江・無錫等の商人が上海なる一小港の開放に無頓着であつた間に、獨り寧波人が盛んに移住して先づ其の勢力の基礎を築いた。主なる職業は錢莊であり、山西票號の融通を受けて漸次に彼等の地歩を固めて行つた。上海の市場が膨脹するにつれて、山西票號の覇權に動搖が生じた。それは保守的な彼等の經營が新たな趨勢に順應し得なかつたことにもよるが、直接の打撃は系統を異にする有力な競争者が金融界に現出したことから起つた。即ち李鴻章の投資にかゝる義善源票號や揚州鹽商の經營する大規模な票號が、楊子江下流沿岸の政權と結託して釐金其他の租稅收入を取扱ひ、豊富な資金を擁して低利で錢莊に貸付けた。新票號の勢力も、次で現れた大清及び交通の二銀行に押されざるを得ず、此等の銀行を通して鎮江人（江蘇）と云ふ新しい郷土的勢力が崛起した。斯様なわけで上海金融界の上層には慌しい浮沈があつたに拘らず、下層即ち浙江人を中軸とする錢莊業は清佛戰爭（一八八二年）まで順調の發達を遂げた。清佛戰爭、營口過鐵銀の破綻及び護謄株の暴落と云つた様な事件が禍ひして、一八八二年から一九一三年に至る約三十年間は上海錢莊業者の受難時代であつたと云ふことが出来る。但し此間に外國銀行の支配的勢力が確立し、外國銀行は借款及び賠

金償の取扱ひ、支那人預金から生ずる餘剩資金を有利に運轉する方便として、所謂チョップ・ローンの短期貸付を錢莊相手に行ひ、錢莊は之れによりて資金難から救はれると共に、其の營業は全然外國銀行に隸屬することゝなつた。錢莊の創痍が回復すると間もなく一九一四年の歐洲大戰となり、外國銀行はもはや前記の如き便宜を錢莊に與へる餘裕がない。他面外國銀行の疲弊に乗じて支那人の經營する銀行業が飛躍的の發達を遂げたので、錢莊は更に轉じて其の庇護の下に立つに至つた。今日では外國銀行の勢力も舊觀に復したとは云ふものゝ、支那銀行の上海の支那金融界に於ける支配的地位を覆へすことは出来ない。而して銀行界及び錢莊界を通じ、浙江人は著しく高い地位を占め、それに續く廣東人及び江蘇人の勢力は尙ほ前者と拮抗し得るに至らぬ。尙ほ一層深く兩財閥の上海金融界に於ける勢力關係を窺ふ目的を以て、金融及び關係企業中上海總商會會員錄に登録された各會社に、同會個人會員によりて代表された各會社を添加し、それに出資者又は經營者の出身地方別を附して次の如く表記して見た。其中で全國に支店を有する大銀行の如きは、支店によりて經營者の地方別の所屬を異にするものがある。交通銀行ではその最も著しい例證であるが、茲では専ら上海に於ける事實に即して分類することゝした。

|     |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |
|-----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|
| 銀行業 | 中央 | 浙江 | 交通 | 浙江 | 中華 | 廣東 | 通 | 知 | 江 | 蘇 |
|     | 東  | 浙  | 金  | 城  | 中  | 國  | 江 | 蘇 | 中 | 國 |
|     | 蘇  | 江  | 匯  | 業  | 南  | 浙  | 江 | 中 | 南 | 福 |
|     | 江  | 蘇  | 業  | 湖  | 南  | 江  | 江 | 中 | 南 | 福 |
|     | 蘇  | 蘇  | 中  | 安  | 徽  | 四  | 明 | 浙 | 江 | 信 |
|     | 業  | 江  | 蘇  | 中  | 安  | 徽  | 四 | 明 | 浙 | 江 |
|     | 業  | 江  | 蘇  | 中  | 安  | 徽  | 四 | 明 | 浙 | 江 |
|     | 業  | 江  | 蘇  | 中  | 安  | 徽  | 四 | 明 | 浙 | 江 |



|      |    |      |    |      |    |      |    |
|------|----|------|----|------|----|------|----|
| 香港國民 | 廣東 | 浙江實業 | 浙江 | 中法工商 | 蘇  | 大苦興業 | 浙江 |
| 百匯   | 浙江 | 永亨   | 江蘇 | 鹽業   | 蘇  | 上海   | 江蘇 |
| 運通   | 江蘇 | 煤業   | 浙江 | 大陸   | 蘇  | 華    | 江蘇 |
| 南市通商 | 浙江 | 虹口通商 | 浙江 | 匯豐   | 蘇  | 國華   | 江蘇 |
| 浙江興業 | 浙江 |      |    | 中華   | 蘇  | 華    | 江蘇 |
| 信託業  | 浙江 |      |    |      |    |      |    |
| 中央   | 浙江 | 通易   | 浙江 |      |    |      |    |
| 保險業  | 浙江 |      |    |      |    |      |    |
| 華安   | 浙江 | 先施   | 廣東 | 保家   | 江蘇 | 聯保   | 貴州 |
| 福安   | 廣東 | 金星   | 廣東 |      |    |      |    |
| 錢莊業  | 廣東 |      |    |      |    |      |    |
| 安裕   | 浙江 | 兆豐   | 浙江 | 安泰   | 浙江 | 義生   | 浙江 |
| 陸泰   | 浙江 | 裕成   | 浙江 | 恒祥   | 浙江 | 怡大   | 浙江 |
| 衡泰   | 浙江 | 裕盛   | 浙江 | 長盛   | 江蘇 | 元姓   | 浙江 |
| 鴻豐   | 廣東 | 廣裕   | 浙江 | 泰康   | 浙江 | 同春   | 浙江 |
| 永聚   | 浙江 | 慶成   | 江蘇 |      |    |      |    |

(六)

次には發達の順序に従つて上海の商業・工業・交通業に於ける地方別的勢力の分野を考察しよう。上海の初期

の發達は専ら外國貿易に負うたので、此の市場で取扱はれる重要商品も亦すべて輸出入を目的とするものであつた。先づ輸出商品に就いて云へば生絲及び茶を大宗とする。生絲商として最高の地位を占めたものは浙江省の中心市場たる湖州人、之れに次ぐものが廣東人であつた。江蘇省の中心市場たる無錫は、當時尙ほ長髮賊亂の打撃回復せず、上海に乗出す力がなかつた。上海に製絲工場の出來たのは一八九〇年後のことで、初めは湖州人の獨占であつたが、第一革命（一九一二年）前後から無錫人が擡頭し、今日では後者が最も優勢である。但し支那の繭絲界には企業組織・生産技術・取引習慣及び行政税制上の缺陷と云ふが如き障礙が重り合つて居る爲に、檜舞臺たるアメリカの市場で日本品と太刀打することが出來ない。近年來はアメリカ生絲商の刺戟によりて輸出生絲の検査機關を設けたり、日本の組織や技術を研究したりして居る以外に銀安のバックもあることだから、今後は相當の進歩を見せるであらう。茶は廣東及び安徽人を第一とし、浙江及び江蘇人が之れに次ぐのであるが、生絲の場合と同じく錫蘭及び印度に起つた大量生産に壓倒され、且つ十月革命及び一九二七年十二月の露支斷交以來、第一の得意なるロシアへの販路を失つて非常な窮地に陥つて居る。

重要輸入品としては綿絲布・砂糖・金屬製品・染料・器械・石炭等がある。先づ綿絲商は江蘇・浙江・廣東の順位である。歐洲大戰後外國絲に對する支那絲の地位が急激に上昇した。國內に於ける紡績工場の生産力を出身地別にすれば日本人經營工場を除いては大體前記の順位と合致する。上海市場に於ける綿布の供給は相變らず日本を以て第一位とする。従つて綿布商も日本商社との關係が最も密接であり、杭州及び寧波出身の勢力が特に目立つて居る。砂糖は寧波人と福建人とが大體互角の勢を示し、鎮江幫（江蘇）之れに次ぐ。金屬製品及び機械



類の覇權も浙江人に屬し、廣東人が僅かに之れに追隨する。染料も浙江が首位で、鎮江之れに次ぐ。石炭も浙江省の寧波及び紹興出身者が優勢である。上海の商業界に於いて稍々注目し得るのは、廣東系華僑が大規模且つ新穎なる組織を具へて百貨店又は洋風（食糧品）製造販賣と云ふが如き近代的企業に従事し、それら成功を遂げて居ることである。百貨店では有名な先施・永安・新々の三公司があり、洋風食糧品製造業では泰豐餅乾罐頭公司の如きがある。

最後に取引所に就いて簡単に記録することも強ち無益であるまい。歐洲大戰中日本の企業家に刺戟されて、數多の取引所が濫興したが、全部は戦後の反動時代に消滅し、總商會會員錄に名を連ねて居るものは僅かに證券物品（浙江・江蘇及び廣東）、華商證券（浙江）、紗布（江蘇）、金業（江蘇）、麵粉（浙江）の五に過ぎない。昨年（一九三〇年）來此等の群小取引所を整理併合して一又は二の基礎安固なる大機關たらしめようとする計畫が、財政部長宋子文氏を中心とする企業家の間に起つて居る。

## (七)

工場では燐寸・器械・製粉・製絲・紡績・製糖・煙草等を擧ぐべきであらう。燐寸工場で上海總商會に加入して居るもの三戸、即ち裕昌（四川）、榮昌（江蘇）、中華（江蘇）がある。器械工場四戸の内、浦東招商及び内河招商は共に招商局の經營するもので、支那最大の汽船業者たる招商局は從來江蘇系と看做し得べきものであつたが、昨年八月下旬に浙江系の大汽船會社三北輪船公司總辦虞洽卿氏を首班とする整理委員會の手に引渡され、其後交

通部直營の名に於いて同系統の官僚に支配されつゝある。それだけでなくさへ招商局には浙江出身の高級職員が多く、現に前記の二工場を上海總商會に代表するものも亦浙江人である。他の二工場が何系に屬するかは判らない。製粉工場は裕通（安徽）、早豐・泰來（浙江）、福新（江蘇）、立大（江蘇）、申大（江蘇）の六戸で、最も有力な福新は無錫の紡績王榮宗敬氏の經營するところである。上海には五十餘の製絲工場があるが、其中總商會の名簿に載つて居るものは六戸に過ぎない。地方別にすれば無錫第一、湖州之れに次ぐことは前に述べた。工場の能力は二百五十釜から五百釜の間にあり、五萬兩から十萬兩の運轉資本で經營し、不足分は主として浙江人の經營する錢莊に仰ぐと云ふのだから、おしなべて小規模のものに過ぎない。一層悪いことは、古くからの習慣で、經營者の多くは工場を所有せず、資本家たる持主から賃借して居ると云ふ状態にある。上海製絲業者の信用及び經營技術が發達しない主要原因は、慥かに茲にあるであらう。新興工業の中で其の發達の最も著しいものは紡績である。此の方面に關しては信用すべき多くの書籍や報告や論文が出て居るから贅説せず、茲には只各工場の地方別を記すに止める。工場として總商會會員錄に名を連ねて居るものが十二、別に個人會員名簿中一工場の代表者があるから、併せて十三工場となる。

統益（江蘇）、緯通（廣東）、華豐（浙江）、民生（江蘇）、永安（廣東）、大豐（浙江）、三新（江蘇）、申新（江蘇）、振華（浙江）、華成帆布（浙江）、第一織造（江蘇）、第一毛絨（不詳）、統一（江蘇）

右の中で廣東系の永安及び江蘇系の申新が最も有力と云はれて居る。製糖業は廣東系華僑の國民製糖公司、歐洲大戰争中に出來た儘久しく作業を停止し、昨年初め瓜哇の華僑資本家が乗込んで復活の計畫を進めたが、此の



計畫がジャバ糖價の崩落に影響されて頓挫して居る中にキューバ製糖業者の大規模な利権運動が起つた。去る六月二十四日南京で發表されたところによれば、同日の政治會議でキューバのハバナ國際製糖會社と南京政府實業部との間に締結された合辦契約が通過し、立法院の審査を経て近く正式調印の筈だとのことである。該契約條項中注意すべき點を擧ぐれば、

- 一、製糖工場は支那の國營とし、支那の法律によりて管理する。
- 二、製糖工場の資本を五百萬米弗とし、ハバナ國際製糖會社から支那に貸與する。
- 三、工場に九名からなる管理委員會を設け、支那から三分の二、キューバから三分の一を推薦し、一切の設計收支豫算決算及び高級人員の任免を司る。
- 四、上海に一日千噸を生産する精製糖工場を設ける。
- 五、工場の需要する原料糖はハバナ會社から最低價格を標準として優先的に納入する。
- 六、原料糖の輸入に對しては一般輸入税を納付するを要し、精製糖を國外に輸出する際はハバナ會社の手を経る（六月二十五日『天津大公報』）。

尙ほ六月二十四日南京發の聯合通信電によれば、右の外更に支那内地外人經營製糖會社を買收し、進んで砂糖專賣制の實行を計畫して居ることである。此の計畫が若し實行されたならば、それは支那最初の國營工場となるであらう。實業部長孔祥熙氏は山西人であるが、宋家の出たる夫人關係から紛れもなき浙江派とされて居る、従つて若し此の國營工場が實現したならば、それは國營金融機關たる中國銀行が浙江派に屬し、國營鐵道の統制

機關たる鐵道部が廣東派に屬すると同じ意味に於いて、浙江財閥の城塞の一つとなるであらう。右様の次第で、一工場の計畫ですらも浙江及び廣東財閥の對抗關係を聯想せしめるものがある。國營製糖工場計畫の進行は、當然上海の砂糖商を刺戟し、糖業同業公會は去る七月七日立法院に對して請願書を提出した。之れは申す迄もなく合辦の相手方たる實業部を非難したもので、之れに對して實業部長孔祥熙氏は去る十六日詳細なる辯明書を發表した。其の一節に曰く

支那は從來砂糖を自給し、上海に就いて言へば民國元年まで毎年百萬餘擔の國產糖を消費して居たのに、昨年僅かに五萬餘擔に激減して居る。此の歎くべき頽勢に對しては糖業公會こそ率先して匡救の道を圖るべきである。それに拘らず國民製糖公司が久しく休業して居るに對しても、誰あつて之れが復活を圖るものはない。然るに此度の合辦契約草案が端しなくも同業者の興味を惹起し、修正建議を提出せしむるに至つたことは眞に悦ばしい。……不振の極に達した國產糖を挽回する爲には、先づ甘蔗及び甜菜の栽培から始めて粗糖工場を設立し、之れによりて精糖工場の原料を得ることを先づ圖らねばならぬ。併し其の完成には十餘年を要するので、それ迄は今次の計畫の様に先づ粗糖を輸入してこれを精製することより着手する外はない。且つ實業部の趣旨は自ら精糖工場を經營することによりて民間の同種企業を誘引しようとするにある。現計畫は全國需要高の三分の一を供給するに止まり、況して砂糖の需要は年々増加することであるから、益々多くの工場を必要とすること多言を要せぬ。國內の既成工場たる吳淞の國民製糖公司及濟南の薄益糖廠は目下營業を中止して居るが、若し糖業者中之れに投資し改良を圖らうとする者があれば、政府は喜んで



出来るだけの援助を與へるであらう。

之れによりて吾人は國民政府が製糖工業の獨占を企て、居るものでないことを窺ひ得る。國民政府が國內の純外人製糖工場に對して好意を持たぬことは申すに及ばぬが、純自國人經營及び玖瑪合辦工場と並行して他の諸國の資本家との合辦を認める方針であるか否かは尙ほ明瞭でない。例へば華僑系の國民製糖廠を復活させるとしても、瓜哇の大製糖業者を背景とするに非ざる限り、玖瑪系工場と國內市場を争ふ力はないのであらう。煙草製造は廣東系の南洋煙草公司を初めとし、浙江人の經營する小規模の工場に至るまで例外なく生死の巷にさまようて居る。

總商會會員錄に名を連ねた交通業者の中、重要なものは先づ汽船業及び水電業であらう。水電業とは上海の支那街を三區に分ち、水道・電燈及び電車のモノポリーを有するところの企業である。汽船業では大連(浙江)、招商(江蘇・浙江)、和豐(浙江)、宏生(浙江)、寧紹(浙江)、三北(浙江)、裕青(江蘇)、康鎮記(不詳)、聯益(浙江)。水電業には閩北(江蘇)、華商(江蘇)、南市(浙江)がある。

以上に述べ來つたところにより上海に於ける浙江及び廣東財閥の勢力並びに其の特色を比較するに、全體的に見て後者の勢力は尙ほ前者の敵でない。次に各職業別に就いて言へば、浙江財閥の金融界に於けるが如き顯著なる優位を、廣東閥は何れの職業にも持つて居ない。華僑の百貨店經營や外國商館に屬する廣東出身買辦の活動を見て、商業資本に於ける廣東の優位を主張する者がある様だが、上海商業の各部門を通じての兩者の比較は既に(五)に詳説した通りであり、又上海に關する限り輸出入商品界に於ける買辦の勢力は、浙江系必ずしも廣東系

の下風に立つものではない。上海を根據とする交通資本の大部分が浙江系のものであることは前記の如くである。残るところは工場であり、廣東人は製絲・紡績・製糖・煙草・食糧品等の各部門に相當の地歩を占めて居たが、製絲は江蘇人に押され、煙草は英美煙公司の敵でなく、製糖は前述の様に關係華僑の根據地たるジャバ糖の崩落の爲に挫折し、今日では紡績の永安紗廠、食糧品の泰豐乾罐頭公司が僅かに氣を吐いて居るに過ぎない。

(八)

所謂廣東財閥の上海經濟界に占める地位は大體右によりて明かにされたと思ふが、私は此の機會に於いて支那資本家社會に特有なる結合紐帶に就いて略説して置きたい。此の紐帶は前時代の遺産であり、商人ギルドの構成原理たる同業兼同郷と云ふ二重の社會紐帶がギルドの崩壊した後迄、案外に強い力を持つて殘存して居る次第である。例へば江蘇省の生絲商は無錫と云ふ一都市を其の團結の範圍とし、浙江省の酒商は其の產地たる紹興の名に於いて團結し、廣東省の阿片商人は潮汕幫として團結する。潮汕とは潮州及び汕頭を意味する。但し經濟機構の擴大した近年では、彼等が職業を經營する上に、右の如き狭い範圍に其の活動を局限することは不可能であり、少くとも不利益となつた。例へば無錫の生絲商又は製絲業者が田舎に出掛けて彼等の商品を仕入れる場合、彼等は蘇州出身の錢莊又は鎮江出身の銀行業者から資金を引出す必要を感じるであらう。單にそれ許りでなく無錫の榮宗敬氏と云ふが如き大企業家になると、金融の爲には數個の銀行、三十餘個の錢莊に對して取引關係をつけて置く必要がある。而して榮氏の如き大口の金融は江蘇省出身の金融業者だけでは間に合はず、現に此の方面に於



ける彼の取引の大部分は、浙江系の金融業者を相手にして行はれて居る。斯様なわけで上海の資本家達は彼等の経済行為の範圍に於いてすら、少くとも全省、少くも手を擴げるものは更に進んで他省のものとも常住且つ密接なる接觸を保たねばならぬ。郷土紐帯は右の如き職業上の必要に導かれつゝ或る程度に擴がつて行く。但し今日の經濟發達階段に於いては、郷土紐帯の擴がりは無限ではあり得ず、且つ其の必要も切實には感じられない。然らば其の局限は何處にあるかと云ふと、それは江浙皖絲麻繭業公所・山東河南絲綢業公所（上海總商會員錄による）又は三江會館・閩粵會館等の名稱が暗示する様に、楊子江下流地方の出身者は江蘇・浙江・安徽を地域的單位とし、南方人ならば廣東・廣西・福建及び三省出身の華僑を打つて一丸とすることが出來よう。三江會館は前者を表象し、閩粵會館は後者を表象しつゝ、清朝時代から用ひられ來つた名稱である。今の所謂浙江財閥及び廣東財閥なる觀念は、其實右に述べた郷土紐帯の局限に於いて經濟的及び政治的に相拮抗するところの二つの勢力である。因に皖は安徽、三江は江蘇・浙江・安徽、閩粵は福建・廣東・廣西である。

(九)

私は(四)から(七)に互りて上海を舞臺としての浙江及び廣東財閥の勢力を相當詳細に比較した。然るに私は上海なる都市が支那の經濟界、特に資本家階級構成の上に如何に重大なる役割を今日及び今後に於いて受持つものであるかに就いて、殆ど何等の説明をも加へなかつた。それで遅れ馳せの觀はあるが、些か簡單なる補記を試みたい。上海の支那に於ける經濟的地位を概観する爲には、海關統計の數字を利用するが捷徑であらう。

上海對全國純輸出入額比較表 (單位海關兩)

| 年次    | 全 國           | 上 海         | 比 率 (%) |
|-------|---------------|-------------|---------|
| 一九二四年 | 一、七八九、九九五、一四五 | 七七六、八一〇、七四六 | 四三      |
| 一九二五年 | 一、七二四、二一七、八八一 | 七五四、六九六、三七八 | 四四      |
| 一九二六年 | 一、九八八、五一六、〇二四 | 九七二、二八七、二七五 | 四九      |
| 一九二七年 | 一、九三一、五五一、二八六 | 八六八、九七八、四八四 | 四五      |
| 一九二八年 | 二、一八七、三二四、二五九 | 九一九、五七七、五六三 | 四二      |
| 一九二九年 | 二、二八四、一八三、〇三八 | 九九八、四四六、三五二 | 四四      |

右表に明かなる如く上海は常に全國の輸出入額の四〇%以上を占めるのみならず、其の比率は年々確實且つ顯著に向上しつゝある。次に上海駐在日本商務參事官の最近發表した『長江流域經濟事情報告』によりて長江流域地方に對して占める上海の經濟的地位を考察しよう。該報告に所謂長江流域地方とは江蘇・安徽・江西・湖北・湖南及び四川の六省、其の面積五十四萬方哩、包括する人口二億一千萬に達する廣大なる地域を指し、其の地域内に上流から數へて、重慶・萬縣・宜昌・沙市・岳州・長沙・漢口・九江・蕪湖・南京・鎮江・蘇州及び上海の十三開港場を有する。此の地域に於ける貿易額の全國に對して占める地位を輸出入に分ちて比率で示せば次の如くである。

| 年 次   | 輸 入 (%) | 輸 出 (%) |
|-------|---------|---------|
| 一九一三年 | 五三      | 五一      |



|       |    |    |
|-------|----|----|
| 一九二四年 | 五四 | 三九 |
| 一九二八年 | 五一 | 四〇 |
| 一九二九年 | 五四 | 三九 |
| 一九三〇年 | 五六 | 四二 |

即ち對外輸入貿易に於いては長江流域は常に五〇%以上を占め、輸出貿易に於いても亦四〇%内外を維持して居る。他の言葉で云へば長江流域地方は全部貿易の半ば以上を受持つて居るが、就中土産品の輸出よりも外國品の消化市場として一層重要な地位にあることを知る。進んで上海と其他の十二港とを比較すると、過去の十年間十二港の側には一進一退で著しき變化なく、上海のみは一九二〇年に長江流域對外貿易總額の七五%であつたに對し、一九三〇年には八四%に激増して居る。同期間に於いて特に注目すべき現象は東洋のシカゴと呼ばれた漢口の對外直輸入が十年間に四〇%減少し、其の代りに間接輸入即ち上海經由輸入が五〇%方増加した一事である。之れは漢口が漸次上海商人の支配下に置かれつゝあることを立證することに外ならぬ。次に各種商品の動きから見た一般傾向を考察するに、上海は外國品の一大消費地たると同時に、工業の發達に伴ひ内外に對して生産品の供給市場たらんとする傾向がある。即ち生地綿布類の輸入は近年著しく減少したが、之れは上海を中心とした支那紡績業の進歩によるものであり、其他硝子製品・セメント・燐寸等の如く支那製品と競争關係にある外國商品は一般に減退の色あるに反し、此等の工業と關聯する諸商品例へば石炭・棉花・電氣材料・織布機械材料は何れも増加の趨勢にある。即ち上海の全國及び長江流域貿易に對して占めるところの地位は現に甚だ高い許りでなく、年々確實に其の高さを増しつゝある。又上海を中心とする各種工業發達の趨勢は著しく貿易統計の上に反映しつゝある。斯くて吾人は本節に引用した單純なる資料を根據としてすら、上海の迅速なる工業化と共に、その全國殊に長江流域に對する集權的地歩が著々として開拓されつゝあることを知り得る。上海を經濟的に支配する勢力が同時に全支那を經濟的及び政治的に支配する勢力であると云ふ一つの因果關係は、既に一九二七年以來成立しては居るが、併し上海に於ける新興資本家階級の勢力は、今尙ほ右の因果關係を安定した基礎の上に定立させることが出来ないで居る。但し資本家の勢力が上海自體の發達に伴つて向上し得る限り、彼等の全支那に對する霸權は上海を根據として増大するに相違ない。此間に立ちて廣東財閥は如何に彼自身の勢力を上海なる檜舞臺に展開し得るか。それは勿論將來に徴すべきことではあるが、併し現に廣東財閥が上海以外に保有する勢力の内容を點檢することによりても、或る程度に彼等の將來を占ふことが出来るであらう。

上海以外に尙ほ幾多の都市を彼等の根據地として持つて居ることは、勿論浙江及び廣東の兩財閥に共通した現象である。廣東財閥は國內の根據地として福州・厦門・汕頭・廣州・香港等を有するが、それは浙江財閥が寧波・杭州・無錫・漢口・重慶等を有すると略々同様の意味をしか持たない。ところで廣東財閥は海外に廣大なる根據地を有し、浙江財閥は全くそれを缺いて居る。故に廣東財閥の第一の特色且つ長所は華僑資本家にあると云ふことが出来る。廣東財閥の第二の特色は買辦である。前にも述べた様に上海に於いてこそ廣東出身買辦の勢力は寧



波（浙江）出身のそれと略々伯仲の間にあるが、其他の各開港市場、就中香港・廣州・廈門等の南支那諸都市では、買辦は廣東系の獨占となつて居る。第三の特色は法制上の國家資本たる鐵道部及び交通部關係の諸企業と其の機關銀行とを併せて假に國營交通資本と呼び得るならば、此の交通資本は事實上久しく廣東人の掌中にあることである。詳しい解説は後に譲るが、斯くの如き國營企業が如何にして廣東人に獨占されるに至つたかと云ふと、第一の理由は廣東人が最も多く且つ早く外國人と接觸して居たことにある。彼等は此の資格によつて買辦界の覇者となり、同時に多くの外國資本及び技術を必要とする交通機關に入込むことが出来たのである。其後支那に教育が普及した爲に、若し第一の理由のみであつたら廣東人の國營交通企業獨占は破られねばならぬのに、それが大體に於いて今日まで繼續して居るには勿論それ相當の理由がなくてはならない。專制主義から自由主義への過渡期に於いて支那の企業界に所謂官僚資本家なるものが現はれた。而して此の官僚資本家は企業經營の必要上必ず外國の資本家や技術者等と接觸した。國營交通企業の創始者は清末の郵傳部尙書盛宣懷氏で、此の人は江蘇出身であつたが、併し事業の性資上、外國人と接觸する能力あるもの即ち廣東人を其の部下に集める必要があつた。間もなく清朝が亡びると同時に盛宣懷も亦失脚し、其後を襲うて國營交通企業の主腦者となつたものは廣東出身の梁士詒氏であつた。其後幾度か更迭が行はれて首腦者の地位には他省人が坐つたこともあるが、併し上は次長級から下は工夫頭乃至出入商人に至るまで廣東人で満たされて居る組織を、一朝に破壊し去ることは不可能である。今日でこそ國有鐵道は缺損續きの状態にあるが、梁士詒氏の全盛時代には鐵道収入を一手に取扱ふ交通銀行を控へて、袁世凱の莫大なる政治資金の調達に當つた。當時梁氏は「財神」と綽名され、北京の新聞紙は彼の一

味を罵つて「粵僑」と呼んだ。粵僑とは廣東の出稼人を意味する。廣東系の國營交通資本家が確立して、其の首領達が交通銀行と共に資本家社會に雄飛するに至つたのは此の時代からである。

## (一一)

廣東財閥の第一の特色たる華僑資本家に就いては、便宜上其の解説を他の機會に譲ることにしたい。それは廣東財閥自身にとつては申す迄もなく、支那の政治及び經濟界の將來の動向をも支配すべき重大な勢力なのであるから、私の豫定では本章（一三）から始めて、種々なる視野から詳しく其の内容を考察して見たいと考へて居る。そこで廣東財閥の第二の特色即ち買辦の問題であるが、買辦の支那經濟界に持つ勢力は此の十年以來急轉直下の趣きがある。其の理由は一方に外國商人側の必要が減少したと同時に、革命勢力から強烈なる壓迫を受けたことにある。クーリングは、買辦即ちコムブラダアを定義して「外國商人が其の購買及び販賣を行ふ爲に使用する支那人エージェント (Encyclopedia Sinica) と云つて居るが、此の定義はエージェントの意味が明かでないだけ空漠のそしりを免れないかほりに、事實上買辦なる言葉の持つ多邊的な内容を包括し得ると云ふ便利もある。先づ買辦と云ふ支那語の本來の意味は手数料収入を目的とする諸官廳の出入商人であり、御用商人が社會の尊敬を受けて居たに反し、買辦は大體惡質にして不信用のものとされて居た。外商關係の發生は、モールスによれば廣東貿易時代まで溯ることが出来る。但し其の時代の買辦は支那特許商 (Hong Merchant) の推薦により、取引の範圍も嚴格に特許商に限られて居た。「降つて一八四二年の南京條約は、此等一切の獨占權を打破し、外國商人は條約に



よりて指定された場所に於いて、其の望むところの相手と自由に賣買し、彼等の買辦及び從僕の掣肘なしに取引し得ることとなつた」(Morse, International Relation of the Chinese Empire)。今日の買辦制度はそれ以後の發達に係るものであり「事實上支那に於ける各外國商社は買辦を抱へて商社に對する凡ゆる契約の保證に當らしむる。一般に買辦は地方に於ける富裕且つ巧慧な支那商人であり、外人の商務を取扱ふことによりて利益を收めんことを望むものである。彼は外國商社と支那商人との取引に關して一切の責任を負ふ。外國商社の買辦は彼が外國商社に紹介したる凡ゆる支那商店の商業道德及び資産状態に對して責任を負ふことを根本原則とする。普通買辦と外國商社との間には成文契約が取結ばれ、それが一切の取引の基礎となる。……契約條項中には、普通買辦から一定額の預金保證を提供する旨が規定される」(United States Department of Commerce, China, p. 188)。

即ち買辦は一外國商社に專屬し、商社の爲に支那商人を紹介し且つ取引せしめ、其の範圍内に於いて商社に對し一定度の保證を與へる義務を有する代りに、小額の俸給と一定率の手数料を受け、且つ該商館内に賬房と稱する事務所を與へられる。

米國商務官ジュリアン・アーノルド氏は一九二六年の報告中に、買辦の機能及び重要性の變遷に關して有益なる報告を書いた。彼によれば一九〇〇年を分水點として、支那貿易の狀勢に見通し難い變化が起つた。此の變化は、第一に外國人及び支那人の雙方がよほど相手の事情に明るくなつて來たこと、第二に國內交通の發達、第三に支那人側に於ける外國品需要の量質的變化等に起因したものである。此の變化は同時に買辦の地位にも或る程度の變化を與へねば止まぬ。アーノルド氏は此點に關して「内外商人間の仲介機關は、それが曾て把持して居た

よりも低い地位に引下がらなければならなくなつた」と云ひ、「曾ては買辦達は其の事務を電信や電話で進行させる代りに、茶館や烟館に夜晝となく大浸つて、そこで支那商店や仲買人やブローカーを相手としつゝ、外國貿易商品の取引を行つて居た。斯かる時代に於いて、買辦は資本家として、商賣上の知識の持主として、支那商人間に勢力を揮つて居た。……然るに此の十年以來支那に於ける優秀な外國商館の多くは、從來ほど彼等の買辦にたよらなくなつた。多くの場合に於いて、買辦は支那商人との金錢取引に對し全額保證の責任を負ふ必要がなくなり、僅かに二五パーセント程度の保證で足りる例も珍らしくない」と言ひ、又「近來の著しい傾向として、支那商人の一部は外國の製造業者との間に直接取引を開始する様になつた。此の事實は強く買辦の機能に影響する。即ち買辦は外國商社と支那商人との間の仲介機關であるよりも、寧ろ外國商社の信用鑑定人、支那人顧問乃至助手の地位に落ちつゝある」とも述べて居る。序でに今一つ附加へて紹介して置きたいことは、アーノルド氏が買辦の持つ缺點の一つとして、彼等の民族的乃至郷土的なる偏狭な態度を指摘して居ることである。曰く「一般支那人の民族的精神と關聯して、買辦達も其の友人や同族や同郷者の徒黨をつくり、此の小さな範圍内に自身の仕事を局限したるところから、自然に彼の代表する商社の活動範圍を狭める傾きがある」(前掲書)と。

(112)

買辦に對する革命勢力の無慈悲な攻撃が、買辦の根據地にして同時に近代支那に於ける革命勢力の發祥地たる廣東に其の火蓋を切つたのは當然であつた。國民黨及び共產黨の幹部間に國共聯合を基調とする國民黨改造が行



はれた年、即ち一九二四年十月に、廣東政府軍と廣州市商團軍との間に市街戦が行はれ、僅か一日にして完全に政府側の勝利に歸した。廣州市には申す迄もなく商工業者の自治機關とも見るべき有力な總商會の組織があり、總商會は惡質な群小軍閥に對して自衛する爲に現役三千八百餘名、豫備隊を併せて約六千名から成る「商團軍」を備へて居た。ところで當時の廣州市總商會長陳廉仲、商團軍司令陳廉伯の兩氏は兄弟であり、且つ共に香港に本店を持つ香港銀行の買辦であつた。廣東政府の市街戦に關する辯明の中には「廣州商團の中心人物たる陳廉伯は香港の英人を背景とし、廣東政府に對して陰謀を企んだ」といふ條項があり、又孫文及び汪精衛氏の名に於いて「廣州商人と廣州商團とは全く別個の存在である。前者は我々の味方たる民衆中の重要な構成要素であり、之れに反して後者は英人及び軍閥の走狗たる謀叛團體である」旨聲明した。一九二四年の廣州市街戦に關して、孫文等が廣州商人と廣州商團軍とを全く別個の存在であると主張したのは明かに事實に反する。廣州商人は一面に於いて廣州市總商會の組織者であると同時に、他面廣州市商團軍の組織者でもあり、従つて此の三者は不可分なる一體である。唯當時廣州の商人社會は當然買辦を職業とする人々の勢力に率ゐられ、従つて其の組織體たる總商會及び商團軍が所謂帝國主義者の走狗として、孫文を中心とする革命政府から攻破された次第である。革命勢力と買辦との正面衝突は前記の廣州市街戦に始まり、一九二七年夏武漢政府の没落する迄、國民黨は共產黨と共に終始一貫して買辦の排撃に努めた。其後國民黨が右傾し資本家の勢力が地主や小市民の發言を阻止する時代になると、買辦はいつの間にか所謂民族資本家と何の選ぶところなき待遇を受けるに至つた。

それは兎に角、共產主義者及び其の影響を受けた左翼國民黨員の觀かたには、餘程特殊なものがある。支那の

共產主義者は好んで「買辦階級」と云ふ言葉をつかふが、此の用語に對する彭述之氏の解説は次の如くである。

「我等は先づ資産階級の發生及び發展の歴史から明かにしてかゝる必要がある。此の階級の發展も支那の本國資本主義經濟と等しく、帝國主義的經濟侵略に隨伴しつゝ發展したものであり、換言すれば此の階級は帝國主義の侵略の下に形成されたものである。帝國主義が支那に商品を賣込み、原料を買入れ、洋行・銀行・鑛山其他種々なる實業を興すに就いては、買辦を雇うて其の手先としなくてはならない。茲に於いて所謂コムブラドア即ち買辦が發生したのである。ところで帝國主義は又支那に投資（鐵道・郵便・電信等及び種々なる政治借款）し、或ひは支那の封建政府を利用して其の人民を搾取る爲に、別の仲介者をつくらなくてはならない。茲に於いて官僚買辦階級又は官僚資産階級が發生した。官僚資産階級をば財政資産階級と名づけてもいゝ。何となれば支那銀行の大部分は彼等の手にあるからである。孰れにしても此の階級が又一種の買辦であることに變りはない」（彭述之『中國革命的根問題』四八頁）。即ち共產主義者の所謂買辦階級には、前述の買辦の外に、後に説明する如き官僚資本家をも含むのである。瞿秋白氏は彼等の所謂買辦階級の範圍を明かにする爲に「買辦階級は只經濟的最高權を掌握するところの大商人・軍閥・大官僚・大地主に限られる」と述べて居る（瞿秋白『中國革命之論争問題』一二頁）。而して瞿氏の所謂大商人は、事實上主として買辦（狹義の）出身者である（同書一五頁）。瞿氏によれば「洋行買辦」なる稱呼は清朝時代、帝國主義が初めて支那に侵入した時代には龜・奴・賊・屁と全く同じ意味の罵語であつた。それが追々と資本を集積して先づ經濟的、次に社會的勢力を揮ふに至つたことは、前に紹介したアーノルド氏の言葉通りである。最近迄の支那は中世的社會經濟組織に停滯し、社會は支配者たる士紳と被支配



者たる庶民との二大層に分れ、庶民は其の上層たる特權商人——例へば鹽商・票號即ち大金融業者等を除いては、士紳は席を同じくすることが出来なかつた。況して社會から所謂龜奴の待遇を受ける買辦が其の雄厚なる經濟的勢力に加ふるに、「洋行」を背景とした事實上の治外法權を振りかざして、一躍して士紳と其の社會的地位を競ふに至つたことは、それが清朝時代に起つた出來事であるだけ、誠に驚くべき變化と云はねばならぬ。斯様な次第で買辦には比較的短い歲月の間に複雑な變化が行はれたのであるが、其の結果彼等の間に分化作用が起り、有爲なるものは外國商人の手から離れて獨立し、進展する時代の急潮に伴ひ得ぬものは其儘買辦として残り、往時の豊富な収入も華やかな社會的地位もなしに祖國の外國貿易に對し分相應の貢獻をなしつゝある。

## (一三)

廣東財閥の第三の特色は「官僚資本」である。近代支那に所謂官僚資本の發生した徑路に關して『中國產業革命概観』の著者李達氏の述ぶるところは次の如くである。

清朝の財政的基礎は日清戦争及び義和團事件の引續いた賠償金負擔の爲に破壊せられ、財政補給の一手段として一切の企業を國營とし、其の經營を官吏に委ねることゝなつた。一切の企業は外國借款によりて其の資本を調達せねばならず、外債を借りる爲には國有の名義を以てするに非ざれば信用を博することが出来ない。此の事情が又當時國營企業の勃興を促がした。國營企業中の最も重要なものは鐵道である。當時の封建的支配階級は鐵道の建設に對して唯其の軍事的價值を認め得たに過ぎなかつたが、外國資本家は之れを絶好の

投資目的物となし、列強は鐵道敷設權を獲得することによりて、一面には彼等の勢力範圍の根幹を造り、同時に商品の販賣及び原料の買付を便ならしむることに努めた。茲に於いて支那の官僚は外國の資本家との間に聯絡が生じ、同時に國內の商人は官督商辦の事業に於いて官僚と結んで政商となつた（同書一五六頁）。

以上は一般國營企業が何故清末に勃興したか、其の經營を委任された官僚群が如何にして外國資本家及び國內商人は結託しつゝ所謂官僚資本家としての彼等の地歩を開拓すべき地盤を築き得たかを説明したものであるが、特に國營交通企業の官僚資本性及び其の經濟的政治的機能に關する李氏の説明は次の如くである。

鐵道敷設經營を擔任した官僚は、清朝では郵傳部、民國では交通部である。從來政府の財政は財政部と交通部との二方面に分たれ、鐵道・電信・郵便等の行政事項は交通部の掌るところであつたから、交通部は鐵道收入を擔保として内外債を募集し、財政權の一部を掌握して居た。官僚資本家の一派たる所謂交通系なるものは、こゝから生れ出たのである。初代の交通係首領は盛宣懷、其の衣鉢を繼いだものが梁士詒である。彼は曾て財神と呼ばれた程の靈妙自在の勢力を揮ひ、交通銀行を根據として國家の財政を壟斷し、軍閥をすら思ふが儘に操縦し得た（前掲書一五七頁）。

## (一四)

官僚資本の歴史及び性質に關しては尙ほ考察を要する點が多々あるのだが、廣東財閥の研究を主題とする本編の中で細かく之れに關説する暇はない。それで茲では前記李達氏からの引文で満足することゝし、次には官僚資



本、特に廣東財閥の一構成要素たる國營鐵道資本の將來に關する豫測を試みたい。それには先づ官僚資本の缺點に注意せねばならぬ。官僚資本の第一の缺點はそれが安定性を缺くことである。其の理由は官僚資本が政權を以て存在の根據として居ることである。例へば盛宣懷は鐵道國有政策、從つて鐵道官僚資本の創始者であつたに拘らず、彼の失脚後其の勢力は鐵道界に存続することが出来なかつた。又梁士詒氏が政權を離れると共に所謂財神としての勢力は頓に其の光彩を失ひ、彼を中心としての全國の交通及び金融界に周密且つ有効に布置されて居た偉大なる統制網は、彼及び其の補佐者達と共に忽然として姿を沒した。斯様なわけで官僚資本が單に其の主領の政權のみに立脚して居る限りに於いては、それは朝に夕を測り難い飛絲の如き存在に過ぎない。ところで官僚資本には今一つの脚場があり得る。それは郷土的團結である。浙江省の舊紹興府管内は酒及び錫箔と共に全國の下級吏僚殊に財政關係官吏を供給することによりて著名であつた。此の傳統は今日の奉天政權、殊に張學良氏の幕僚の内部にすら相當顯著な存在を續けて居る程根強いものである。一般官僚社會に行はれた前記の如き郷土的團結が、清末時代の新現象たる國營交通企業の内部に成立し其儘今日引繼がれて居るものが、とりも直さず廣東財閥の特色の一たる鐵道官僚資本閥である。故に北京時代の交通部及び南京時代の鐵道部に長官たるものは、廣東人であるか然らざれば廣東人の部に於ける人事及び利益に立入らない人物であることを要する。即ち鐵道官僚資本は、廣東人が其の部に充分鞏固な郷土的團結を築き得たことによりて安定性を獲得して居るのである。

官僚資本の第二の弱點は組織及び經營の不合理、無能及び腐敗にある。官僚企業が支那資本主義の初期に於いて其の發達に貢獻したことは明白な事實だが、併し官僚資本自體には幾多の缺陷が伴ひ、其の原形を長く社會に

留めて置くことは不可能であつた。幾多の缺陷の中で根本的と看做されるものは、其の企業に従事する大小官僚各自の持つ中世紀的な生活態度そのものである。楊銓氏は『五十年來中國之工業』に繰返しこのことを指摘して居る。今それを引用することは初期の支那資本主義を研究する人々にとつて、極めて有益なことだと思ふ。支那に於ける新式企業の最初の形態は一つの例外もなく「官辦」であり、それが失敗に終つた爲に「官督商辦」となり再び失敗して「商辦」となつた。楊氏によれば「官督商辦の工業は總て失敗に終り、その變形たる商辦工業も官習を排除し得なかつた爲に弊害百出で、利益を擧げることが出来ない。其の原因は、第一に官紳の萬能を頼みとして専門の人材を重んじなかつたこと、第二は外人を信賴し過ぎた爲に技術方面が彼等に專攬せられたことにある。而も當時の外人技師なるものは概ね熟練労働者程度のものであつた」。官紳とは官僚及び郷紳のこと、官習とは官僚及び士紳即ち所謂士紳階級の持つ傳統的な惡習を意味する。即ち企業が如何なる形態の下に行はれるにもせよ——假令所謂商辦であつても——苟くも其の内部に官紳の強い發言權が残り、且つ厭ふべき官習が排除されぬ限りは、到底健やかな發達を望むことは出来ない。所謂官習の弊害は楊氏の擧げた以外に無責任・無能及び貪慾がある。官僚資本家は企業上の責任を一切政府に塗りつけて其の利益のみを自ら收めると云ふ便宜を持つ。彼等の多くは自己の經營する企業の發達を希ふ以上に彼等の私腹を肥やすことに努める。從つて經營上の責任や能力と云ふが如きことは第二次以下の問題とされざるを得ない。私は茲に初期時代の官僚企業の実質を明かにする爲に、紡績業者にして後に國民政府の工商次長となつた穆藕初氏の『中國綿織業發達史』中の一節を左に紹介しよう。

此の時代（一八九五年以後）には、外人の紡績工場も經營困難であつたが、支那人工場の腐敗に至つては一層



甚だしいものがあつた。腐敗の大原因は官辦の流毒である。各工場の總辦は總て候補者又はそれに相當する官位の所有者で、官場に應酬することは巧だが、工場經營には何の知識も持合せない。どうしたら好い品物を造り得るか、どうしたら冗費を省き得るか、は彼等の全く關知せざるところである。要職は總て私人に委ね、總督巡撫の如き高官の推薦さへあれば、如何に無能でも高給を拂つて之れを雇入れる。此等の人々を當時一般に洋房師爺と呼びならはした。之れを要するに此の時代の商辦紡績工場の上級職員は其の大半が官僚であり、無責任にして私囊を肥やすことばかり心懸ける爲に、管理は行届かず冗費のみが嵩んで行つた。

(一五)

官僚資本家の企業道德乃至能力は大體前記の如きものであつた爲に、彼等の經營はそれが所謂官辦たると商辦たるとの別なく、又大體に於いては獨占企業たると然らざるとに論無く、殆ど例外なしに失敗に終つて居る。尤も企業の性質上商辦よりも官辦が根強く、競争的企业よりも獨占的企业が根強かつたことは申す迄もない。従つて官僚企業の中では獨占的官辦企業が比較的高い安定性を持つて居たのであるが、其の最も著しい例證を擧ぐれば、清末の偉大なる企業家盛宣懷が今日にまで残して居るところの國有鐵道・招商局及び漢冶萍煤鐵公司である。招商局は國內的には獨占的に航業を營み得たが、其の楊子江及び沿岸航路には強大なる外國企業者の競争があつた。それに官僚資本組織の特色たる無責任と無能とが協力した爲に、招商局は今日支那航業建設途上の痛として國民政府當局者の持て餘しものとなつて居る。漢冶萍公司の獨占性は理論上招商局よりも強いのであるが、之亦

經營者の無責任・無能力に禍ひされ且つ勞働運動の影響を受けて不振の極に陥つて居る。盛宣懷が彼の國人の爲に残した企業の中で唯一つ根強い存在を續けて居るものは國有鐵道である。之れとても袁世凱の死後十五年に互る大破壊の結果その機能の大部分を喪失して居り、招商局は漢冶萍公司与五十歩百歩の差に過ぎぬのではないかと云ふ人もあらう。併し私の見るところによれば、國有鐵道の根強さは大破壊後の今日にも拘らず、尙ほ國民の經濟生活に多くを寄與し、且つ招商局や漢冶萍公司等と違つて新たな資金さへあれば容易に復活し得る許りでなく、内外資本家もまた保證次第で國營鐵道の改善及び投資に躊躇しない。國營鐵道の斯くの如き根強さは勿論幾多の原因を考へることが出来るが、就中國營鐵道が完全なる獨占企業であること、及び部内に於ける廣東人の鄉土的結束が特に重要な因素であると考へられる。鐵道部内に於ける廣東人の鄉土的結社が何故國營鐵道のバイタリテーターに寄與するところあつたかと云ふと、第一にそれは國營鐵道の經營に對して安定性又は持續性を與へることに役立つて居る。第二に廣東人は技術者としてもまた經營者としても支那で最も優れたものゝ一つである。故に廣東人の結社によりて鐵道經營の持續性が保證されたと云ふことは決して不祥な出來事ではなかつたと云へるであらう。

(一六)

民國以來最近迄の國有鐵道及び交通銀行が事實上の廣東系官僚機關であることは前述の如くであるが、斯くの如き状態は早晚打破せらるべき運命にあると見てよからうし、事實問題としても、最近上海から入手した消息に



よれば「蔣介石氏は全國の鐵道を掌握する爲、鐵道部に於ける廣東系幹部を一掃し、自己の近親者及び浙江系を以て之れに代らしむる計畫を樹て、現に津浦及び平漢の兩鐵路管理局には既に蔣氏の直系を据ゑ、南昌から歸京した上で更に鐵道部の人事移動を斷行する筈である。殊に鐵道部附屬の購料委員會は、一面に鐵道行政に於ける集權主義の支柱であると同時に、廣東系官僚資本家の私腹を肥やし私的勢力を擴張する爲の機關でもあるので、該委員會は此の機會に各鐵路管理局から代表者を出さしめて其の組織を變更するか、或ひは廢止することになるかも知れない」と云ふことである。此の消息をどの程度に信じていゝかは判らぬが、兎に角廣東系の勢力範圍たる國有鐵道に對して、浙江系の積極的攻撃が開始され又は開始されんとする形勢にあることは首肯できると思ふ。それと同時に南京政府財政部は各國有鐵道の金融權を中央銀行に集中させる計畫を樹て、今春鐵道部を通じて各鐵路管理局に對し次の如き指令を發した。

- 一、現在借款の元利償還をなしつゝあるもの及び營業用資金として營業收入の部に保留を要する額を除き、其他の餘額は皆な中央銀行に預入れ、資金需要の際は隨時鐵道部に申出で支給を受くべし。
- 二、工費の外に尙ほ重要材料費より其の小口或ひは一纏め購入の場合に要する資金は月割支給となすべく、一箇月以前に鐵道部に其の請求をなすべし。但し至急を要するものは其の都度電報を以て申出づべし。
- 三、十九年度分支出額幾何、未支出額幾何、其の歲計報告を會計科目に照し詳細報告をなすべし。
- 四、十九年度末支出の各科目費は一月分より六箇月平均額にて保留すべし。
- 五、國外に爲替となすものは中央銀行より辦理すべし。

六、中央銀行の設置なき箇處は當分交通・中國兩銀行に於いて取扱をなすべし。

財政部が國營鐵道企業の中心目がけて試みた此の探りに對し、一方鐵道部及び各鐵路管理局と他方財政部及び中央銀行との論争は今尙ほ終結を見ないのであるが、併し部分的には妥協の交渉を進めつゝあるものもあり、殊に津浦鐵道の如きは前記の指令に對して七項に互る故障を申立てたにも拘らず、早くも中央銀行との間に取引關係を開始するに至つた。斯様な譯で財政部の計畫が完全に實現されることは期待出來ぬが、それでも或る程度の成功は間違ひないところであらう。

## (一七)

右論争の梗概は次の如くである。財政部の前記指令に對して、各鐵路管理局からは左記十六項の理由を附してそれ〴〵異議を申立てた。

- 一、前拂及び借款契約關係の爲に預金を中央銀行に移し能はざるもの（隴海工程局・京滬及び滬杭甬路局・廣九路局及び膠濟路局・四洮路局・吉長路局・吉敦路局・洮昂路局・北寧路局・正太路局）。
- 二、協定及び借款契約關係の爲に國外爲替取引を中央銀行に移す能はざるもの（京滬及び滬杭甬路局・膠濟路局・北寧路局、正太路局）。
- 三、他銀行との借款契約關係の爲に中銀に預金を移し能はざるもの（平綏路局・平漢路局・隴海路局）。
- 四、豫算面の巨額なる収入不足又は全く餘裕なき爲に預金し能はざるもの（平綏路局・津浦路局・京滬及び滬杭



甬路局・湘鄂路局・平漢路局・南潯路局・廣韶路局・道清路局・隴海路局・廣九路局・膠濟路局・齊克路局)。  
五、収入が當月の營業費を維持すること及び舊債を償還することに費消される爲に全く餘裕を持たないもの(津浦路局・道清路局・北寧路局)。

六、中央銀行の設立なき爲に預金又は爲替取引を開始する違なきもの(平綏路局・隴海工程局・廣韶路局・瀋海路局・齊克路局・四洮路局・吉長路局・吉敦路局・洮昂路局・正太路局)。

七、中銀支店が尙ほ復活せぬ爲に預金又は爲替取引を開始し能はざるもの(無し)。

八、他銀行との間に貸越契約ある爲、収入金を該行に預入れねばならぬもの(津浦路局・平漢路局・北寧路局)。  
九、他銀行との間に購入材料を擔保として資金の融通を受くる關係の存在する爲、該行に預金せざるを得ないもの(瀋海路局・北寧路局)。

十、中央銀行は資金の貸越を許さないこと(交通大學・平綏路局・津浦路局・湘鄂路局・南潯路局)。

十一、中央銀行の定期預金は他行より低利であること(交通大學)。

十二、中央銀行は爲替料金の免除を行はないこと(津浦路局)。

十三、中央銀行の定期預金は最短六箇月なる爲に金融困難なること(交通大學)。

十四、中央銀行は國外爲替を取扱はないこと(津浦路局・膠濟路局)。

十五、中央銀行預金が無利子であること(株韶路局)。

十六、中央銀行の爲替料金が高過ぎること(津浦路局・株韶路局)。

此等の異議に對する中央銀行側の鐵道部宛反駁文は次の如くである。

第一乃至三項及び第八項

當該路局に於いて借款契約の束縛を受くるにより金額全部を本行に移存することは困難なりとなす點に就いては、借款契約或ひは貸越契約及び其の類を詳細寫作成の上本行に送付し計畫に便せられ度し。

第四乃至第五項

當該路局等は収入金額より營業費を差引かば移存すべき餘款なしと云ふ點は誤解の點なきや。令文の所謂公款は單に餘款のみを指して云ふに非ず。即ち其の營業收入の款亦應やかに中央銀行に於いて收支滙兌すべきである。

第六乃至第七項

當該路局等の所在地に本行の支行の設置なき爲改存疏兌の途なしとする實情である、併し此點は本行と各路局と合議し、專員を駐在せしむるか代理店を置きて處理せしむることも出来る。

第九項

當該路局等の他行に貯金せば擔保購料の便ありとの點は條件にして満足ならば本行亦同様に處理し得。

第十項

貸越のことは當該路局が若し確實なる擔保を有するならば本行亦適宜處理し得べし。

第十一項



本行は原則上高利を以て貯金を吸収する能はずと雖も學校基金の類の如きは適宜利率を増加し得べし。  
第十二及び第十六項

爲替料金のことは各路局既に中央銀行に對して無償現送の待遇をなすを以て、中央銀行も亦地方路局の公款送金に對し當然の爲替料金の免除をなし得。

## 第十三項

定期貯金は六箇月を限定せず、即ち三箇月にても融通處理すべし。

## 第十四項

國外爲替に就いては中央銀行も代辦し得べし。

以上の各點を綜觀するに鐵道部通告の各路障害の情形は絶體除去する能はざるものにあらず、重ねて御詮議の上所屬の命令相成り功令の趣旨を達せられたし(註)。

(註) 交通銀行の機能の變遷、即ちそれが交通部又は鐵道部の機關銀行であつた時代から、民國十七年の新條令によりて「特許實業銀行」となつた迄の徑路は大體次の如くである。因みに嘗ては上から下まで廣東系で占められて居たのに今日では上海本店の最高幹部の組織が殆ど全く浙江系で占められて居ることも注意に値する。交通銀行の沿革に就いて楊蔭溥氏は次の如く述べる。曰く、交通銀行は民國十七年十一月に國民政府の公布した條令によりその從來具有した性質を一變した。該行は光緒三十四年に創立せられ、交通部所管の鐵道・郵便・電信・航業の四種の業務に關する收支を管理する外「政府の委託を受けて國庫を分理」し及び「政府の特許を受けて兌換券を發行」し且つ「國內外爲替及び荷爲替」を營むことを得たので、殆ど今日の新條令による中國銀行と同等の地位に立つて居た。従つて國民政府は中國政府新條令の公

布後間もなく交通銀行新條令を制定し、「交通銀行は國民政府の特許によりて全國の實業を發展させる爲の銀行」である旨を明かにし、同時に從來の特權の一部分が保留された。故に交通銀行は普通の農工銀行や實業銀行と明白な相違がある。交通銀行の特權は(一)公共實業機關の代理として債券を發行し及び元利償還を行ふこと、(二)交通事業の公金出納事項の代理、(三)其他實業の獎勵及び發展に關する事項の取扱、(四)一部分の國庫事項の經理、(五)財政部の特許を得て兌換券を發行することの五項である。新條令は更に本店を上海に設ける旨を規定し、總資本額の二千萬元を減じて一千萬元とした。因みに十七年十一月に行はれた該行株主總會の報告によれば拂込資本金は七百七十餘萬圓であつた(『中國金融論』三七頁)。尙ほ最近上海の消息によれば、交通銀行は其の新使命たる實業發展の手段として差當り倉庫業を兼營することに決し、それには從來の關係上國有鐵道沿線から入手すべく、滿洲方面にも相當の注意が拂はれて居ることである。

(一八)

最後に廣東系の政治及び經濟的諸勢力と帝國主義諸國との關係を見よう。支那に發生し又は將來發生すべき一切の財閥は、直接又は間接に必ず或る帝國主義國家と特に深い資本關係を既に設定し又はするであらうし、強大なるバックなしには獨立した財閥としての發展を期待することは出來ぬであらう。浙江財閥とアメリカ帝國主義資本との關係は漸次具體化され且つ其の濃度を増しつゝあるが、併しそれは廣東財閥と英吉利との關係程古く廣く且つ確實なものではない。後者の關係は先づ買辦に始り、従つて其の起源は遠く廣東貿易時代に迄遡りうるものであるが、併し近代の意味、即ち帝國主義と半植民地資本家との接觸といふ意味からすれば、それは一八四二年の南京條約に依る香港割讓及び五港開放以後のことである。次に英國は南洋華僑の最大根據地たるシンガポール



の寛大なる統治者として、他の南洋植民地統治國たる蘭・佛・米よりも遙かに好き人氣を華僑の間に保持してゐる。ところで一九一一年の辛亥革命、一九二四年の國民黨改造を経て支那の經濟的政治的狀勢には急激なる變化が起つた。先づ最初に此の變化の槍玉に上げられたものは買辦であつた。殊に一九二四年秋廣東に起つた國民政府と廣東商團との衝突は、それ以後の數年間に互つて國民政府と英國及び其の爪牙たる買辦との間に深刻なる鬭争を生んだ。斯くして英國は南京條約以來數十年の努力によりて築き上げたところの香港及び南支那に於ける廣大な獨占的經濟利益を放棄せねばならぬかに見えた。而も所謂窮すれば通ずで、此間に國民黨の右傾や英國側の支那政策の急角度なる自由主義化が行はれ、其の影響から支那國民の英國に對する感情が漸次融和されていつた。其際英國公使と香港太守とが南北呼應して南京及び廣東の政治勢力に働きかけた結果、英國は當時所謂廣東派の最高首領であり、其の調和的な態度から廣東右派にも接近して居たところの廣東省政府主席李濟琛氏と堅い握手を交はすことが出來た。尤も廣東右派首領孫科・伍朝樞氏等は當時アメリカの資本に色氣を持ち、其の方面に向つて懸命の努力を試みたのであるが、時機の熟さなかつたため失敗に歸し、昨年（一九三〇年）國民政府顧問の名義を有するラインバーカー氏に旨を含めて銀借款運動を起さしめたことを最後の轉機として、廣東派はアメリカ資本の利用を斷念し、之れに代つて浙江財閥を代表した中國銀行上海本店支配人員淞蓀氏がニューヨークに進出した。斯くて英國の對支政策と廣東右派、英國資本と廣東財閥との傳統的關係は確實に復活されたのである。而して此の兩者の政治經濟的結附きを集約的に表象するものは昨年九月に成立した英支團匪賠償金還付の協定である。

## (一九)

本協定の意味を明かにする爲には、少くとも昨年（一九三〇年）一月三十一日の中央黨部政治會議に於ける鐵道建設會議に遡つて之れを考察する必要がある。當時の鐵道部長孫科氏の鐵道建設案は英・露・伊の團匪賠償還付金及び關稅增加收入を擔保として鐵道公債を發行し、六箇年間に最も緊急とする千九百三十一哩の鐵道を建設せんとするもので、即ち昨年一月の中央政治會議の議決を経たものである。其の内容の第一に掲げられたものが粵漢鐵道未成區間の建設で、民國二十一年（一九三二年）末迄に完成し、次に隴海鐵道を同二十三年（一九三四年）末迄に、新隴綏鐵道を同二十六年（一九三七年）末迄に完成しようと云ふのである。即ち以上の計畫に依つて見るも國民政府は粵漢鐵道を如何に重要視してゐるか解る。

以上の中央政治會議の議決によつて、鐵道部では再三實地測量を行ひ、各方面に資金の調達を圖り、又本線の完成に伴つて當然問題となるべき民營線廣韶鐵道（廣東・韶州間）の買收を行はんとして、公債二十萬元を發行した。其他異常なる努力を盡して本線の完成を計らんとしたが、根本問題たる團匪賠償金還付或ひは關稅增收が決定しない以上は、いくら國民への公約を焦つても、徒らに國民政府の無能を表明するの結果となるに過ぎなかつた。而して關稅增加收入は國民政府の見積りに依れば、一箇年四千萬元、此の半額二千萬元を毎年鐵道の建設に充當しようと云ふのであるが、此の問題は外國との關係が甚だ複雑であるのみならず、政府の甚だしき財政難の爲に絶望となつた。それで直ちに其の解決を得ることは困難と見ねばならぬ。唯問題となるのは、團匪賠償還付



金であつたが、幸にも一九二二年以來の懸案なる該資金の英國の部分が遂に昨年九月に至つて解決した。

(110)

其の要點は次の如くである。

- 一、英國政府は一九二二年十二月一日以降支拂はるべき團匪賠償金の全部を中國政府に返還す。
- 二、賠償金（即ち現在積立金額及び將來支拂はるべき金額共）の大部分は之れを中國鐵道の建設又は中國生産事業に投資して其の利殖運用を圖り、之れに依りて生ずる資金は之れを賠償金諮問委員會の勸告を尊重し、之れを中國教育事業に使用す。
- 三、右基金の管理・分配及び處理の爲中國政府は數名の英國人を包含する一つの董事會を設く。
- 四、賠償金積立總額中より二十六萬五千鎊を中國學生教育の爲香港大學に、及び二十萬鎊を中英間の文化關係促進の爲倫敦に於ける各大學中國委員會にそれ／＼寄贈することとし、後者の寄贈金は之れを基金として其の利息を以て中國名士の英國に於ける講演費に充つ。
- 五、中國鐵道の改良及び建設をなすに當りては、中國政府は英國の經濟的利益と特に關係深き鐵道を先づ考慮に置くべく、右事業のみならず、其他の生産事業に要する材料（橋梁・機關車・車輛・軌條等を）國外に求むる場合は之れを英國より購入す。
- 六、前項計畫の實施を容易ならしめんが爲、中國政府は賠償金積立現在額の全部を倫敦に設置せらるべき「材料購入委員會」に移管す。

七、右委員會は主席一名（倫敦駐在中國外交代表）、中國鐵道部代表一名及び他の四名の委員（英國外務大臣之れを推薦）より成り、委員の任期（主席を除く）は三年とし留任することを得べく、委員は何時にても其の職を辭すことを得。

八、中國政府が必要とする英國製發動機・機械器具及び材料等を供給せんが爲、委員會は契約の締結・履行・監督の任に當るものとす。

九、中國政府は將來支拂はるべき賠償金を其の期限の到來と同時に駐華英國代表に交付し、同代表は其の一半を材料購入委員會に他の一半を中國の董事會に交付管理せしむ。

十、英國に於いて使用せらるべき資金は中國董事會が各鐵道又は其他の生産事業に對して返還したる貸付金と看做さるべく、償還せらるべき元金及び利息は董事會に拂込ましめ、董事會は直ちに之れを教育事業に使用するものとす（註）。

因に粵漢鐵道は廣東省城廣州より湖北省城武昌に至る延長約一千九百九十二桿の鐵道を謂ひ、其中既成區間は武昌涿口（株州を去る約十六桿）間四百三十五桿の湘鄂段と廣東韶州間二百二十四桿の廣東粵漢段より成り、未成區間は兩段の間たる涿口韶州間四百三十三桿である。即ち粵漢鐵道の完成とは涿口韶州間の建設を謂ひ、今回の團匪賠償還付金の大部分は此の區間の完成に充當せんとしてゐるのである。粵漢鐵道の完成が現下の支那に於いて極めて緊要なることは、支那地圖を一見すれば明かなることであつて、本線の完成は支那南方の主要港たる廣



東と中部商業の中心地たる漢口を連絡し、更に平漢鐵道に依つて北支那に通じ、支那南方を貫通する一大幹線を形成するの結果を來し、交通・經濟上に於けるは勿論、政治上に於いても非常なる價值を有するものである。特に英國の利害に就いていへば、廣東は航洋船舶の港灣としては全く香港に依存するものであるから、香港は粵漢鐵道の開通により、廣東を通じて南支那の獨占的經濟利益に一層確かな保障を附することが出来るばかりでない、更に進んで長江沿岸に迄其の頭角を現はすに至つた次第である。

(註) 一九〇一年支那賠償金英國取得分の處分に關する英國政府と支那政府間の交換公文第一號「王外交部長よりラムプソ  
ン英國公使宛照會」(一九三〇年九月十九日付)

一、以書翰致啓上候陳者貴國政府は曩に一九二二年十二月一九〇一年の賠償金英國取得分殘額を中英相互間に有益なる事業に充當すべき旨御宣言の次第有之候處本部長は茲に貴國政府に對し一九二二年十二月一日以降支拂はるべき賠償金額を中國政府の管理に歸せしめんが爲返還せられんことを希望致候。

二、右金の返還せられ候に於ては中國政府は一九二六年に作成せられたる中英諮問委員會報告書の趣旨を参照の上該金を處分致度右報告書の趣旨に對しては後述すべき中國董事會をして考慮を加へしむべく候然れ共中國政府は前記委員會の報告書に述べられたる教育事業に使用すべき目的の下に先づ該金の大部分を基金の作成に充つべきを提議し如斯き基金を作成するに最も有利なる方法は該賠償金即ち現在積立額及將來支拂はるべき總額の大部分を中國鐵道の改良及築設並中國に於ける其他の生産事業に投資するに在りと思惟するものに有之而して右基金の管理及處置の目的を以て中國政府は當に内に數名の英國人を包含する一董事會を設置可致候。

三、中國の改造並に發展に關聯し中國現有鐵道の改良が緊急の必要に迫り居るに鑑み中國政府は該積立金及將來支拂はるべき額の一部分を右鐵道の改良に使用すべき意圖を有する處其の内英國の經濟的利益と特に關係を有する鐵道に就ては第

一に考慮を可拂候。

四、返還せらるべき賠償金を擔保として得らるべき借款を以て鐵道を改良建設し又其他の生産的の事業を行ふに當りては現存各契約の條項に付考慮を加へらるべしと雖も該資金を以て國外より必要な材料(橋梁・機關車・車輛・軌條及他の設備器具等を含む)を求むる場合は總て之を英國内に於て購入可致候。

五、之等の提案を最も速かに且つ兩國のため最も満足なる様實施せむが爲に現存積立金總額を倫敦に設けらるべき「材料購入委員會」に移管し以て中國政府の鐵道及其他中國に於ける生産的の事業の用に充つべき橋梁・機關車・車輛・軌條及他の材料を英國工場より購入するに便ならしむること而して右「材料購入委員會」は倫敦駐在中國外交代表を主席とし中國鐵道部の代表一名及其他の四名を以て之を組織し右四名は英國外務大臣に於て商業上の經驗に富む者の中より之を選定して前記董事會に推薦し中國政府は董事會と協議の上臨時之を任命する事に對し中國政府は同意するの準備を有し候尙右委員の受入すべき總ての收入に對しては其本照會に指示せられたる委員會に對する交付金たるを或は直ちに使用するを要せざる此種資金の如何なる部分の預金又は投資より生ずる金たるを論ぜず一率に課税を免除せらるべく而して委員會の任務は左の通に有之候。

(一) 中國政府が隨時必要とし又は注文すべき英國製の設備器具機械並其他の器具又は材料を中國に供給交付せんがため各種契約を締結し及其實行を監督し且つ確保すること。

(二) 本會所定の條項に基き委員會の受入るべき金額を以て前項各種契約上或は之に關聯する義務を履行し及委員會の費用を支辨すべく尙直に右の目的に使用するを要せざる資金は將來委員會が中國政府の同様なる需要に應じ且つ委員會自身の費用に充てむが爲積立て置くべし將來支拂はるべき金額は其支拂期限の到來と共に中國政府は之を中國駐在英國代表に支拂ひ右外交代表は其の一半を前述せると同様の方法により又は同様の目的に使用せしめんが爲倫敦の「材料購入委員會」に交付し他の一半を中國の董事會に交付すべし。



英國に於て使用せられたる資金は利息を生み且つ最後の償還條件を定めたる借款にして、董事會が中國政府の鐵道又は他の關係生産事業に對してなしたる貸付金と看做さるべく而して精細なる計畫書は臨時前記董事會に送付せらるべきものとす。該貸付金に對する元利償還額は之を董事會に拂込みしめ、董事會は可成速に之を教育事業に使用することに致度候右御了承相成度此段照會得貴意候 敬具

一九三〇年九月十九日

中華民國外交部長

王 正 廷

在華英國特命全權公使

ラムプソン 殿

右に對しラムプソン公使は九月二十二日付を以て全部同意の旨の回答を發した。

(111)

以上に於いて私は華僑資本家を除いた廣東財閥に關し其の概要を讀者に傳へることが出来たと考へる。茲では右の範圍内に於ける廣東財閥が經濟的及び政治關係に於いて、今日如何なる趨勢に置かれて居るかを略説し、それを本章の結論としたい。

先づ上海を舞臺としての廣東財閥の勢力は南京政府成立以來銀行資本即ち財政資本の掌握者たる浙江財閥から押され氣味であり、本年二月の胡漢民氏失脚、五月の廣東獨立事變以來、此の趨勢は一層著しいものがある。財

政部が其の借款關係から英米煙草トラストに對して課税上の特權を與へて以來、國民の同情的支持により辛うじて之れと對抗しつゝあつた廣東系の南洋煙草公司是殆んど擡頭の餘地がない。民國十七年に交通銀行が各官營交通企業との必然的金融關係を解かれ、最近に至りて更に財政部等の中央銀行が強制的に交銀の傳統的繩張りを荒し始めたことは前にも詳説した通りである。此の缺陷を補充する爲に當時の鐵道部長孫科氏は昨年華僑系の和豐銀行を鐵道部の機關銀行とすることに成功したが、此の關係も去る五月の政變以來自然消滅した。ジャバ華僑系の民國製糖廠が砂糖恐慌の餘波を受けて閉塞して居る間に、浙江系の實業部はキューバの資本家と結んで大規模なる國營製糖を建設しようとする努力し、成否は兎に角として熱心に商議を進めつゝある。且つ國內に於ける廣東財閥の類勢は獨り上海のみに止まらない。買辦の勢力は先づ外國商人の側から削減せられ、次いで國民黨の攻撃を受け、官僚資本殊に鐵道部内に於ける廣東派の勢力はたとへ一朝にして之れを覆すことは出来ぬにしても、最近に於ける浙江派の計畫的な進攻は充分警戒すべきものであらう。唯幸なことは當時の鐵道部長孫科氏及び英國公使ラムプソン氏の熱心なる努力が報ひられて、粵漢鐵道の未成分が英國の團匪賠償資金によりて完成せられる段取りとなつたことである。此事は英國資本と廣東財閥との傳統的關係に一層の強味を加へるものであらう。之れを要するに昨今の廣東財閥の立場は秋風落莫の觀なくもないが、併し彼には尙ほ南洋及びアメリカの華僑資本家といふ廣大なる豫備軍が控へて居るのみならず、英國資本も亦其の歴史的及び地理的因縁に徴し、殊に浙江派と米國資本との接近傾向から考へて、將來一層深く廣東財閥と結附すべき運命にあると思はれる。それについても廣東財閥の目前の急務は、一日も早く中央政府に近づいて、國營企業に於ける彼等の既得權を擁護し、進んでは



浙江派と對立しつゝ、企業の新分野を開拓することにあるであらう。此點に於いて廣東財閥と政治團體たる所謂廣東右傾派との間には稍々異つた利害の存在することが認められると思ふ。

(昭和六年七・八・九・十月『支那研究』第八卷第七・八・九・十號)

## 第四章 支那労働者の特殊性

### 第一節 支那労働者の「中世紀」性

——温情主義的工場管理法の理論的根據——

#### 一 「半産業化」せる労働者

『遠東時報』主筆デョージ・イー・ソコルスキー氏が八月中旬ノース・チャイナ・デーリー・ニュースに發表した「上海の罷工」と題する論文は、『滿鐵調査時報』(大正十五年九月號)に轉載されてあるから茲では紹介の勞を省き、工場労働者が労働生活に不慣れな事實から起る種々なる困難に關し、ソコルスキー氏の記述に併せて自身の意見を開陳して見たい。或る米國宗敎家が芝罘の工場労働を報告したものに、労働者が季節的に郷里に引上げて農業に従事する習慣あることを述べ、斯くの如き種類の労働者に Semi-industrialized labourer の名を冠したが、單に芝罘の絹綢や髮綢工場に雇はれる男女のみならず、支那の新式工場に其の生活機會を求める殆んど總ての労働者が半産業化の稱呼に似合はしい存在ではあるまいか。歐米の大多數労働者は今や工場労働に關



するトラディションを持つて居る。

然るに十九世紀の初にはさうでなかつた。それは彼等が數世代に亙つて都市の工場労働に従事して來た爲である。上海では最も古いものでも僅か二代目の工場労働者たるに過ぎず、此の最多數は農圃から出て來たばかりである。……工場の賃銀や都市生活の噂は理想化されて田舎に傳へられる。……然るに事實は想像を裏切つて、食料は高く、仕事は辛い。其上彼等の曾て聞き及んだ一切の娯樂が彼等の爲のものでないことを發見する。何となれば食料と娯樂費とを同時に稼ぎ出すことは決して彼等に許されないからである。一層悪いことには、都會の空氣が田舎のそれと異つてゐることを彼等に感ぜしめる。此種の労働者こそ、住心地の好い様な條件が與へらるゝに非ざる限り、一兩年を経過する間に共產黨員の香餌となるものである。右の中で「都會の空氣が田舎のそれと違ふことを覺る」といふ點が、物質的にも精神的にも極めて重要な點であらうと考へる。上海の男女労働者には其の境遇から見て大體二種類ある。第一種は其の故郷の農村に歸るべき「家」を持つもので、彼等は次の如き理由から謂はゞ腰掛的に出稼ぎしてゐるものである。

一、家に在つても働くべき餘地がなくはないのだが、都會生活に憧れてそこにより良き生活條件を求めて出稼するもの

二、家計を助ける爲、又は婚資を稼ぎ出す目的で出稼ぎするもの

三、農村に於ける生活機會を失つて止むなく出稼いだものではあるが、併し一時的には郷里に歸つて寄食する程度の餘裕をもつもの

第一の者は如何なる意味に於いても農村の失業者でない、従つて都市生活に失望すれば何時でも引上げることが出来る。第二のものも亦必ずしも工場労働に執着せねばならぬ程切迫した事情を持たない。第三のものはそれ程氣樂でないが、併し労働争議でも起れば其の最後の隠れ場として故郷に引上げることが出来る。

従つて此等の労働者は芝罘の場合の様に季節的の出稼者ではないとしても、それ／＼の程度に於いて頼るべき家を其の農村に持つて居る點に於いて、或る者は物心兩面に亙り、他の者は單に精神的意味に於いて「半産業化」せる労働者と云ふことが出来よう。此等の比較的幸運な者以外に全く家郷から切離された多數の労働者がある。彼等は其の入込んだ都市に「背水の陣」を布くことを餘儀なくされるものである。尠くも近年の上海には所謂労働豫備軍が有餘つてゐるから、辛うじて雇はれた工場が彼等に取つての背水陣地である。工場經營者は一般に労働者の居付の悪いことをこぼして居り、人事係の調製した統計を見ても正に其の通りであるから、一工場に背水の陣を布くと見るのは事實に符合せぬと考へるものもあらうが、それは結果から推斷した卓上の空論に過ぎない。比較的幸運な種類の労働者は固より、農村の失業者たる人々も亦より良き條件を求めて移動の機會を狙ひ、それに成功する場合も少からぬのであるが、而も其日暮しに追はれる上に仕事の機會が競争者の過多なる爲、容易に掴み難いものであることを知り抜いて居るのだから、彼等の主觀に於いては現に與へられて居る職業に深い執着を持つて居ることは勿論である。それ程深い執着を持つものが、何故輕々しく罷工其他の争議に加擔するかとの疑問も生じ得る。併し實際は彼等の職業に對する執着が強ければ強い程、労働運動者の差延べる手に縋る力も亦強いのである。ソコルスキー氏が「共產主義者の香餌と成り易い」と批評した種類の労働者は主として之れであ



らう。彼等は最早農村に對して未練を残す理由もなく、妻子を擁しつゝ工場の與へる職業に執着してゐることであるから、理論上全く産業化して好い筈であるが、事實は容易に之れを許さない。それは矢張トレイションの問題であり、農村生活のトレイションから彼等が脱け切る迄には可なりな歳月を要する。中世紀的なる社會組織を持つた支那民族ではあるが、其の中にも農村のトレイションから完全に脱け切つた労働者がなくもない。それは手工業や、問屋工業や、在來の工場工業などに従事する人々である。彼等の中には都市に於ける労働生活の幾世代を經過し、特殊なトレイションに浸りつゝ生活して居るものも少くない。然らば都市生活及び工業労働のトレイションを持つた此等の人々を工場生活に移せば、其儘安心して居れるかと云ふに決してさうでない。同じ都市生活ですら手工労働と工場労働とで互ひに融通の利かない點があるからである。尤も手工労働者が工場労働に安んじ得ない原因が物質條件の相違にあるとは考へられない。何となれば最近上海總工會が發表した通り(註)今日の労働者で最も悪い物質條件を強ひられてゐるものは手工労働者に外ならぬからである。此等の事實を綜合して見ると、支那の無産者が工場生活にのみ特別な不安を感じるのは物質上の問題であるよりも、寧ろより多く精神上の問題であると見ねばなるまい。中國共產主義青年團の機關雜誌に『中國青年』がある。其の中に漢陽の兵器廠で小頭位を勤めて居た労働者が解雇せられ、郷里に歸つて農事の手傳ひをした經驗を自ら書綴つて投書した一文があつた。それに依れば農業労働は時間も長く彼の經驗した工場労働よりも筋肉的の苦痛が遙かに大きいと述べてあつた。それに拘らず田園生活を懐しく感じるのは、主として精神上の諸條件に依るものである。斯様な次第で農村の失業者即ち所謂流民であり且つ貧民の部類に屬せしむべき労働者が、都市の工場生活に

入込んで不安を感じるのとは主として精神的方面である。先づ第一に彼等は契約及び規則といふ冷やかなもので縛られることに脅威を感じるであらう。第二に工場監督や工頭や見知らぬ同僚の冷たい視線の前に萎縮するであらう。第三に工場監督や工頭の惨虐なる待遇に恐怖と羞恥とを感じるであらう。羞恥は「面子」を毀損されたこと云ふ意識に伴つて發生する感情であり、支那人に取つては——假令乞食でも——容易ならぬ重大事である。斯くの如き事實が毎日幾度となく繰返されるので、彼等は間もなく工場生活を呪ふ習慣を植付けられる。農村及び宗族社會に相互扶助の行はれるのは、主として獨立した生活を営み得るもの、間に限り、然らざるものは擯斥され甚だしきは侮蔑される。従つて農村及び宗族社會に生活上の立場を失つて都市に迷ひ出た程の人々であつて見れば、其の故郷に對する想出は決して幸福なものであり得ないが、それすら工場生活の現狀に比べると懐しいものになるであらう。同僚や隣近所の人々から慰められたと思つても彼等は白眼を以て新來者を迎へるに相違ない。故郷の社會を温いものとは今更考へないにしても、都市の空氣の甚だしく冷たいことを物悲しく感ずるに相違ない。茲に彼等が容易に農村の傳統から脱出することの出來ない精神的契機が潜んで居るのである。彼等は斯くの如き生活の寂しさに驅られて何物にか縋らうとする。多くの場合に田舎から出た失業者の爲に、職業の機會を手引するものは労働者又は遊民の小頭なる同郷人である。此の關係から彼等は先づ同郷團體に然る後會黨の組織内に入込むのである。但し同郷團體はそれが同職關係と結附く場合にのみ緊密な組織を成すもので、手工労働者の間には此種の同郷同職組合が普遍的に存在するが、不熟練労働者の同郷幫、例へば江北幫とか安徽幫とか云ふが如きものは、有事の場合にのみ臨機的に其の團體機能を發揮するに過ぎぬ。之れに反して會黨即ち所謂秘密



結社に入込むと、其の内部には親分子分及び兄弟分の力強い紐帯があつて仲間を保護することが出来る。但し此の團體は遊民の生活要求に應じて發生したものであるから、近代的な工場組織の中に身を置く労働者の生活要求に符合しない點がある。即ち會黨の目標は主として官憲や中産者や他の暴力團體であるのに、工場労働者の相手は主として企業者である。近代的な大經營に對抗して労働者の利益を主張することは無智にして無經驗なる會黨首領の能力以外であり、此の任務を労働者の爲に擔當し得るものは只労働組合あるのみである。田舎出の労働者達も彼等の苦しい體驗に刺戟されては、知らず知らずの間に此の事實を納得せしめられるであらう。此際彼等は勿論労働組合の共産主義たると組合主義たるとを問はず、唯彼等の不安を癒すべく充分に親切且つ有力なることを以て唯一の選擇標準とするであらう。之れが上海其他の工業都市に於いて、何れの組合よりも先づ共産系労働組合が非常な速度で膨脹して行く所以である。それは兎も角として、前述した様に工場労働者の不安は其の物質にあらずして、主として精神的缺陷にあるといふ事實、之れが工場經營者側の最も力瘤を入るべき點であらう。他の言葉で云へば農村出身の工場労働者は之れを「半産業化」せる労働者として取扱ふことによりてのみ徹底的なる労働問題の解決を庶幾し得る次第である。

## 二 「米貼」問題の意見

工場労働者が半分しか「産業化」されてゐないといふ事實から起る特殊な現象の一は所謂米貼問題である。貼は不足を補ふ意味で、米價の高い間労働者に對して或る程度の補償を與へることである。支那は中世紀的農業國

であり、南支那は米作地帯であるから、日本經濟史家の所謂米使ひの經濟が今日も尙ほ大いなる勢力を振つて居る。ソルスキー氏は此の事實及びそれから發生する労働問題を述べて次の如くに云つて居る。

上海の生活費は主として米價に依つて決せられる。従つて米價の騰貴は凡ゆる商品の騰貴を伴ひ、延いては賃の騰貴を促さざるを得ない。或る工場では此の問題を移動的なる米貼に依つて根本的に解決して居る。斯くする時は、仕事の中断なしに労働者家族の豫算膨脹に彼等を適應せしむることが出来る。他の會社では、賃が比較的高い上に米貼を附し、米價の騰貴から起る購買力の減退を充分に保護して居る。然るに別の工場では何等の用意もなく、労働者は自ら節約する以外、物價騰貴の災厄から免れることが出来ない。斯くの如き工場では内部の状態が必然的に最も悪い。曾ても報道<sup>(註三)</sup>した様に、上海の労働界は、米價大騰貴の爲に此の數月來不安の雲に閉されて居る。労働運動者は此の傾向の初期にあつては、唯漫然と賃金値上を要求して爭議を惹起し、思はずい効果を擧げ得なかつたが、事態が漸く深刻の度を加ふるに及んで、彼等は労働者側の焦眉の急を救ふ爲に一步を退いて米貼の要求のみに力を注ぐに至つた。現に上海で行はれて居る最大の労働爭議、即ち怡和洋行舊紡績工場(英國)、中華書局印刷工場(支那)、日華紡績工場(日本)の罷工は、總て米貼問題を其の中心原因とするものである。米貼は讀んで字の如く賃の値上にあらずして、米價の高い期間に限つた臨時手當である。現在上海の各工場で實行する米貼制度に關し、ソルスキー氏の語るところは次の如くである。商務印書館及び英米煙草會社は、私の知る限り此の制度を採用した最初のものである。即ち一定の米價を標準とし、それ以上に騰貴する時は現金で補給するもので、英米煙草では一ピクル八元を基準として居る。従つて労働者は其の重要食糧品に關して



市價に無頓着であり得るので生活の安全を感じ、延いては不満を豫防することとなる。尙ほ同氏に依れば上海の労働者生活費は最低限一日大洋四十仙即ち一箇月十二元であり、商務印書館は此の標準で最低賃金を定めて居る外に左の割合で米貼を支給する。即ち労働者を三級に分ち

- A 一箇月十五元以下を受けるもの
- B 十五元乃至二十元を受けるもの
- C 二十元乃至四十元を受けるもの

米價が一ピクル九元を超過した場合にはA二弗、B一弗、C無の月手當を受け、更に十四弗を超えた場合にはA三弗半、B二弗半、C一弗を補給される。此の夏以來上海の米價は從來の記録を超えて奔騰したので、労働者達は聲を揃へて米貼を要求し、多くの工場は之に應じたのであるが、「若し米貼の要求が拒絶されると、労働者達は特に反感を起し且つ落膽する。何となれば同一産業であり乍ら他の工場は總て之れを許して居るのに、自身の工場のみが之れを許さない理由を彼等は諒解し得ないからである。」斯様な理由で「今日では米貼の支給が上海の各工場に於ける常例となり、大多数の工場は皆之れを許して居る。然らざるものは或ひは食料を雇主から支給し、或ひは米貼でなく一般賃率を引上げて労働者の必要に順應させて居る」。最近上海の労働者及び労働運動者達はその努力を米貼の一點に集中せしめ、且つ雇主が其點に對して比較的諒解ある態度を示したに就いては、單に労働者の生活費と云ふ数字的な理由ばかりでなく、他に一層深い根據がありはすまいか。若し單なる数字的な問題に止まるとすれば、雇主側は從來の多くの例が示す様に、容易く労働者側の要求を許容する筈は無いから

である。私は思ふ、支那の社會は今日も尙ほ二千年前と同じ様に家族主義の社會である。家族生活の標語はクロボトキンのそれと同様に共產及び相互扶助である。此の標語は單に家族に限つて行はれるものでなく、労働者生活の多くの部門に互つて行はれ來つたところである。物質生活の點のみに就いて云へば、手工業者の職人及び徒弟に對する場合は申すに及ばず、所謂苦力帮も亦共同炊事を行ひ、病氣や失業に際しても、食住の心配はないことになつて居る。唯自由労働者の場合のみ、食住の責任を自ら負ふものもあるが、それですら苦力帮を形造つて共同生活を營む例が少くない。斯くの如き思想及び慣習から近代の工場生活を眺めると、如何にも殺風景且つ不安なものである。上海の邦人紡績工場は宿舍を設備し、安い家賃で労働者を住まはせてゐる者が多い。此の制度は衛生及び風紀上の取締に軽い不平を起す外、労働者にとつて有難いものであるに相違ない。時々無家賃にせよと要求する聲も聞えるが、それは他の要求に附帶した條件にすぎず、眞剣な叫びとは受取れない。企業者達は相當に食事の問題にも注意を加へて居るが、安い賄ひを工場側から支給することは意地汚ない労働者達の不平を挑發する缺點があるので、自炊を行はせつゝ材料の一部分を安く供給する方法が歓迎されて居る様である。後の方法を出來得る限り擴張し、且つ重要食料品二三種の標準價格を定立し、市價の動搖から起る危険を企業者側で負擔することゝしたら良さうに思はれる。此の方法に依れば相場を見て大量の買込みが出来るから、企業者側の損失も少くて済むであらう。例へば労働者の常食は蘭貢米であり、今年を例外としても端境期に米價の騰貴するのは毎年のことであるから、紡績聯合會の手で適當な時機に原地買付を行ひ、安い船腹を利用したら最も妙であらう。個人主義的思想及び慣習の固定した歐米では見られない様な労働者問題が時代遅れの支那には可なり多く



存在して、企業者及び労働者自身を悩ますことが決して珍らしくない。家族主義的思想及び慣習と關聯する米貼問題の如きも、之れを要するに支那に於ける労働者問題の特徴と見るべきであらう。食住の事實的責任の一部を企業者側が擔任せねばならぬ、少くもさうした方が安全又は利益であると云ふ様なことは、見方によつては支那にのみ發生する厄介であるが、又他の見方からすれば企業者は茲に労働者操縦の好機會を捕捉し得るとも云へる。企業者が労働者の爲に食住の憂を分つと云ふことは必ずしも所謂温情主義と限らぬが、併し支那に於ける工場經營に温情主義的施設の効果は、歐米や日本に於けるよりも遙かに大であると思はれる理論的根據は、實に此點——労働者の頭にこびりついた家族主義的思想及び慣習の上にあるべきであらう。

### 三 労働者の精神的要求

ソコルスキー氏は其の研究期間——六月初から八月中旬迄——に起つた同盟罷工の原因を(一)米貼の要求から起つたもの及び(二)管理と訓練との問題からも起つたもの、二種に大別したが、第二の原因の中では申す迄もなく管理と云ふことが特に重要な位置を占める。管理の當事者は工場監督・男女工頭及び所謂包探である。工場監督は外人工場に在つては概ね外國人が之れに當り、包探は企業者の爲に監視及び探査を掌るものである。工頭の立場は日本人工場たると、西洋人又は支那人工場たるとに依つて可なりの相違がある。後者は古い傳統の儘に工頭が労働者の雇入を請負ひ、従つて其の進退を決する權能を認めて居るが、此の制度では企業者の意志及び權威が労働者に及び兼ねると云ふところから、日本人工場では工頭の權能を技術的範圍に制限することに努め、

今日では著しい程度に成功して居る。工頭から労働者を進退する特權を奪つたことは、企業者に取つては勿論労働者に取つても理論上有利なことに相違ないが、併し日本人工場が他の工場に比べて労働運動者の襲撃を受け易いのも亦主として之れに原因するのである。ソコルスキー氏は共產主義者が執拗に工頭の地位を狙ふ事實を指摘して居るが、傳統的な工頭制度に於いて工頭の地位を手に入れることが出来たならば、其の工場は一朝にして赤化せざるを得ない。何となれば斯かる工場では、工頭が労働者に対して直接且つ最大なる生殺與奪の權能を握つて居るからである。然るに日本人工場では、工頭は唯労働者に対して作業の監督及び指導を掌るに過ぎないから、之れを味方に引入れて見たところで大きな効果は擧げられない。従つて日本人工場内では、上海總工會に屬する「工人代表」なるものがあつて、頻繁に争議を惹起し且つ之れを指揮するのである。支那人及び西洋人工場の工頭は今日迄に既に總工會に加入し、然らざるも之れと渡りをつけて其の地位の安全を計りつゝある。之れが此種工場に争議の少い重要な原因の一つであり、假令起つても總工會は常に温和なる調停者の地位に立つ所以である。従つて若し日本人工場が總工會系の繰返し要求する「工人代表權」を認めたらば、争議は激減するに相違ないと思はれるのであるが、日本人企業者は此點に關して夢にも讓歩することを肯んじない。それは必ずしも「赤化」を毛嫌ひする爲ばかりでなく、古い工頭制度を一層悪い形で復活する結果となると豫想して居るからで、此の心配は必ずしも理由なきものではない様である。それは兎に角として、古い工頭制度下に於ける労働者の工頭から受ける脅威はソコルスキー氏の指摘した通り、同情に價するものがある。日本人工場に於ける工頭の横暴は當然支那人及び西洋人工場程烈しくはないが、其の代りに前者にあつては工場監督の無理解にして残忍なる行爲が多



い。一方が同國人なる工頭であり、他方が異國人なる工場監督であるところから、労働者としては同じ凌辱又は脅威を受けるにしても、後者に對してより深い憤恨を感じるに相違ない。況んや後者は無理解から生ずる誤つた判断に基いて行動することが多いから、之れに對して労働者の抱く反感は一層強からざるを得ない。何れにしても監督又は工頭の與へる凌辱及び脅威を労働者側から見れば、面子の喪失及び生活機會を奪はるゝことの心配である。本年二月に上海紡績工場の副監督が労働者に惨殺されたことがある。之れは企業者が労働者上りで支那の事情に通ぜぬものに過大な権限を與へる爲で、換言すれば制度の缺陷から生ずる労働者の怨みに外ならぬ。私は或る紡績工場の經營者に向つて力強く此點を指摘し、若し邦人工場にして此の陋習から脱し切れなければ邦人の支那に於ける工場經營は結局失敗の外ないだらうと述べたことがある。之れに對して右の經營者は、夙に其の弊害を認めて、職工の進退は専ら支配人の裁決に待つべしと規定し、之れを勵行して居る積りであるが、工場監督の一時の興奮から誠首を申渡すこともあり、労働者からの訴へを受けて見ると、今更監督の顔を潰す譯にゆかぬと云ふ様なことで、思ふにまかせぬとの意見であつた。何國人の工場たるに論なく、又如何なる制度が行はれて居るに論なく、労働者の面子は勿論其の地位すらも刻々に不安を感じざるを得ない状態に置かれてあることだから、農村に於ける彼等の生活が如何程悲惨なものであつたにせよ、工場に於けるより尙ほ多少の安適が少くとも精神的に在つたと思はれる。工場經營者殊に傳統的工頭制度を排斥して労働者に直接する日本人企業者は、苟くも彼が労働者側から起る葛藤を好まぬ限り、労働者の面子と其の地位とを今少し尊重する様な有效な施設を講ずる必要があらう。之れは申す迄もなく上海の工場に限らず、労働界の比較的平穩な南滿洲にも原則としては其儘

適用さるべき事柄である。

〔滿鐵調査時報〕大正十五年九月號

〔註一〕『滿鐵調査時報』大正十五年八月號所載、「最近上海労働争議狀況、上海の罷業に關する總工會の意見と生活苦の實情」参照

〔註二〕『滿鐵調査時報』大正十五年七月號所載、「上海の労働争議頻發」同誌、同年八月號所載。「上海の社會不安」同誌、同年九月號所載。「上海總工會の復讐戦」参照

## 第二節 上海總罷工及び其の意義

(11)

去る一月中（一九二七年）に上海の電車や百貨店に同盟罷工が行はれたに就いて「上海總工會の總同盟罷工計畫」と云ふことが宣傳せられ、單に同地の内外居住者のみならず、支那と深い利害關係を有する列國の視聽を聳てしめた。然るに此の計畫に對して危懼を抱くところの内外人が、殆んど全く所謂總罷工計畫の内容及び目的を知らず、又知らうとも努力しないのは甚だしい不注意と云はねばならぬ。上海總工會は昨年十一月十一日に常務委員の緊急會議を開いて同會の『時局に對する主張』を議決したが、其の第二項に「上海を特別市として上海市民の自治を建設する」と云ふことがある。更に同會議は「所屬各工會に通知して、必要時に有力なる反抗を行ふ



ことを十分に準備せしむる」ことを決議した(十一月十二日『時事新報』)。「時局に對する主張」の内容は不幸にして同地の新聞紙上に公表されずに終つたが、之れは上海が當時戒嚴令下にあつた事實から見て當然のことであらう。従つて此の文書は秘密に各工會に配布せられ、上海の共產系組織労働者は此の時以來前記の文書を金科玉條として進みつゝある。私の想像に依れば『時局に對する主張』の中心をなすものは前記の第三項であり、此の目的達成の唯一の手段として例の總罷工計畫が含まれて居るものであらう。具體的にして詳細なる計畫は後に決定されたとしても、少くも總罷工の決意と其の大體の方針だけは必ず第二項中に表明されて居るに相違ない。越えて十二月十一日の『申報』に依れば、十日に上海市民公會(本會の内容に就いては後に詳述する)の緊急會議が開かれたが、其の席上で上海各路商界聯合會の代表者から上海總工會の代表者に向つて「總工會執行委員會の決議は事態があまりに重大であるから暫く保留せられんことを望む」旨を要求したが、之れに對し總工會側は「本會執行委員總數四十六名の中三十九名までが會合して決議した總罷工計畫のことであるから、本會としては之れを犠牲にすることは出来ない。尙ほ將來開かるべき市民大會に提出して詳細審議を行ふであらう」と答へた。此の問答の記事が正確であるならば、罷工計畫を決議したものは上海總工會執行委員會であつて、其の一部分からなる「常務委員會」ではなかつたと云ふことになる。又各種漢字紙の零細なる關係記事を綜合すると、前記執行委員會は詳細にして具體的な總罷工の方法を決定し、秘密に之れを各工會に頒布して準備を急がしめたと推定し得る充分の理由がある。故に私は十一月十日の時局主張に關する決議に於いては單に總罷工の決意及び大體方針のみが表現せられ、其後に行はれた執行委員會に於いて詳細な方法が決定されたものであらうと推測す

る。其の日時は多分十二月上旬であらう。但し私の目を通した新聞紙上では此の重大な執行委員會が何時行はれたものであるかを明かにすることは出来ない。それは兎に角として、總工會では其の翌十二日午前に執行委員會及び各産業總工會並びに各區工人代表會の代表者を召集して緊急聯合會議を開き、前日各路商界聯合會から申込まれた總同盟罷工實行延期の件に關して協議するところあつた。上海市民協會の代表者は此の會合に出席して「市民公會は政治的總同盟罷工の實行を暫く延期する」ことを主張すると述べ、聯合會議も亦市民公會の意見を尊重して之れに従ふことに一致した。而して同日上海總工會名義を以て各級工會委員會及び各區工人代表會宛で左の如き通告を發した。

總同盟罷工の決議は市民公會の意見に従つて暫く其の實行を延期することゝなつた。但し市民自治運動は迅速に進行しつゝあるが故に、最大なる實力を準備して其の目的を達しなくてはならない。従つて總同盟罷工の決議は之れを全く撤回するわけにゆかない。故に各工會は從來通り積極的に其の準備を整へ決して氣を弛めてはならない。而して必要の時期に到達したら商人及び學生團體との聯合戦線に於いて最後の奮闘を試みる覺悟を要する。尙ほ前に頒布した總同盟罷工計畫書は嚴密に保存されんことを乞ふ(十二月十三日『申報』)。

所謂上海總工會總同盟罷工計畫の意味は大體之れで明かになつたことと思ふ。即ち總罷工計畫は

- 一、孫傳芳氏其他上海を直接支配する軍閥の政權をその假想敵とするものである。従つて共同租界及び佛蘭西租界當局とは直接の交渉を持たない。

- 二、其の目的は吳淞を含む上海地方の市民的自治政府を建設するにある。従つて後に詳説する如くマルクスの



解釋から見たバリー・コムミュニオンとは其の性質を異にするところの革命行動である。

三、同盟罷工を前記の如き政治的目的の爲に行ふとすれば、其の當時の上海總工會の勢力にはまだ大きな缺陷があつた。此の缺陷を補ふ爲には急速に共產系労働組織の網を各方面に擴張しなくてはならない。此の必要からして去る十二月及び一月の異常なる社會不安の空氣が醸し出されたものである。

四、市民政府建設の計畫に参加した各路商界聯合會は中以下商人の團體であり、此等の商人が總工會の總罷工に呼應して總罷市を行ふか否かは尙ほ全く明かでない。併し假令彼等が罷市を行はないとしても共產系の労働組織が其の計畫通り商店員や手工業労働者や大小交通労働者の間に行渡ることになれば、總罷工は同時に略々完全なる總罷市であり、従つて頗る有効に軍閥と對抗し得るであらう。

## 〇〇

私は曾て總罷工の目的が上海に市民的自治政府を建設するにあると述べたが「市民的」なる言葉の意味を明かにする爲には總罷工の背景をなすところの上海市民公會なるもの、内容を明かにする必要がある。上海市民公會の前身なる上海工商學聯合會の恢復運動の記事が初めて上海の漢字紙に現はれたのは、私の知るところでは昨年十二月一日の『商報』紙上に於いてあつた。それに依れば全國學生總會は上海總商會・閩北商會・南市商會・上海各路商界聯合會・上海總工會及び上海學生聯合會の六團體に宛て、左の意味の申込みをした。

目下時局は日に悪化し、之れに對して自治の要求が追々高まつて來たとは云ふものゝ、其の力が尙ほ甚だ弱

いのは勢力が分散して居るからである。昨日の市民大會は此の情勢に鑑みるところあつて上海工商學聯合會を恢復し且つ其の組織を擴大して上海總工會・閩北商會・南市商會及び從來の四團體が共同組織すべきことを決議した。本會は此の決議に従つて來る十一月三日に上海工商學聯合會第一次代表會議を召集することゝしたから、それゝ代表者の出席を仰ぎたい。

上海工商學聯合會と云ふのは例の五卅事件直後に全國學生總會・上海學生聯合會・上海總工會及び上海各路商界聯合會の四團體が日本及び英吉利に對する民族運動の最高機關として組織したものであり、其後自然消滅に歸して居たのを新たに上海自治政府建設の希望に刺激されて復活するに至つたものである。全國學生總會が召集者の地位に立つたのは専ら傳統關係に依るもので、發起者達が從來の各團體以外に上海總商會等をも其の仲間に入れようとしたことは、假令それが計畫通りに實現しなかつたとは云へ、其の計畫を指導する思想の上から見て注意に價する事實である。恢復會議は豫定通りに開かれたが、上海總商會及び南市商會は之れに参加しなかつた。決議事項は左の如くであつた。

- 一、名稱を上海特別市民公會と改む。
- 二、工商學の各團體は各一名を出して起草委員會を組織し、規則案を起草せしむる。
- 三、各團體はそれゝ設立費用として五十元宛を支出する。
- 四、臨時幹事を四人とし、各路商界聯合會の余華龍、總工會の萬永卿、全國學生總會の鄭鼎勳、上海學生聯合會の劉榮簡を推す。



五、本會の代表者を上海總商會及び南市商會に派遣して入會をすゝめる。  
越えて六日夜、上海特別市市民公會の成立大會が催された。總商會及び南市商會は依然として傍觀的態度を取つたが、郷紳團體なる三省聯合會からは其の代表者を出して之れに參列せしめた。此の大會を通過した市民公會簡章の要點は次の如くである。

- 一、本會は上海特別市市民公會と名付ける。
- 二、本會は上海特別區市民自治を實現し、市民の福利を計ることを以て目的とす。
- 三、本會は閩北商會・各路商界總聯合會・上海學生聯合會、全國學生總會・上海總工會・皖蘇浙三省聯合會を以て組織し、尙ほ本會の主旨に賛同する職業團體及び地方團體にして本會への加入を望むものは本會の決議を経て之れを認める。
- 四、各團體の出席代表者は三人乃至六人を限りとする。
- 五、本會は過半数團體の出席を以て正式會議とする。
- 六、本會の一切の決議は出席團體過半数の同意を要する。決議權は團體を單位とする。
- 七、本會は十一名からなる常務委員會を設け、之れを總務・文書・宣傳・交際・庶務・會計の六課に分つ。別に秘書處を置きて會務を處理し、決議事項を執行せしむる。
- 八、本會は毎週一回開會し、必要の時には臨時會を開く。
- 九、本會の經費は三種の資源に依る。

イ、入會費 各團體五十元

ロ、經常費 各團體毎月十元

ハ、特別捐

翌七日更に參加各團體の代表者が集まつて宣言を決議し且つ之れを發表した。曰く

江西戰爭が終結して以來時局は今や又一新局面を開展しようとして居る。其の要點は孫傳芳の天津訪問、山東軍の南下、張作霖の安國軍總司令就職の三つにある。孫の天津行は五省聯合軍の破滅を意味し、山東軍の南下は張宗昌が吳佩孚及び孫傳芳に代つて北伐軍と作戰することを意味し、張作霖が安國軍を組織したことは北方に残存する一大軍閥が「安國」なる名儀を以て弱小廢殘の各軍閥を掻き集め、支那の軍閥崩壞過程に於ける最後の團結を形造ることを意味する。之れは北洋武力が南方武力の打撃を受けた後に行ふところの對應策であり、而して新局面は未だ其の幕が揚らないで居る。即ち三省の人民は今尙ほ北洋武力の拘束を受け、而して三省人民の中で最も重要な地位に居るものは我が上海二百萬の市民である。……全支那の精華たる地方をば軍閥最後の犠牲に供へることは出来ない。今國家の元氣を保全しようとするれば、現に勃興しつつある三省自治運動及び上海特別市組織計畫を實現する外にない。支那の國民性は元來自治の精神に富み、殊に上海は早くから歐米文明と接觸して産業及び教育に特殊の進歩を遂げて居る。唯久しく惡軍隊の壓迫を受け、形式的の市政機關はあるけれども、其の實質は軍閥の搾取機關に外ならずして、自治權は之れが爲に著しい侵奪を受けて居る。従つて上海市民は其の活潑にして美滿なる自治能力を表現することが出来ない。……



今や我々は二月六日に各團體の發起に依りて上海市民公會を組織し、民衆の集團的勢力を以て自治の爲に努力することゝなつた。本會成立の後は漸次に事件を收拾して之れが整理を行ひ、民衆を代表するところの市民政府を建設し、民衆の要求を代表する政綱を實行することに努める。但し從來上海市の地域内に駐屯する軍警の各機關にして民衆擁護の誠意を有するものは之迄通り地方警備の責に任せしめる。凡そ我が上海の各團體及び全市民は我々の意志を諒解して人民の最後の勝利の爲に協働して頂きたい。

市民公會の宿題として最も重要なものは上海自治政府組織大綱及び政治的總罷工計畫で、自治大綱は商界聯合會(十二號「奉天政權と上海人」参照)及び三省聯合會の二案とも七日の市民公會に提出され、上海總工會の總罷工計畫は十日の市民公會緊急會議で問題とされた。但し何れも確定するに至らず、殊に總罷工案が十日の緊急會議に於いて商界聯合會代表者の請求に依り保留されたことは前に記した通りである。抑々市民公會設立の差當つての重大目的は山東軍の南下拒絶及び上海自治政府の建設に關して市民大會を催すことにあつたのだが、此の計畫は孫傳芳氏の軍事的壓力の爲に實現せられない。そこで市民公會が發起者となつて十二月十二日「上海各團體代表大會」を催して大會に代ふるの已むを得ざるに至つた。之れに参加した主なる團體の名稱は上海に於ける民主主義的政治運動の組織内容を知る上に好個の参考材料であると思ふから、煩を厭はず左に列挙することゝしよう。

- |         |             |           |     |
|---------|-------------|-----------|-----|
| 三省聯合會   | 蔡元培、褚輔成、沈衡山 | 水電郵務工人聯合會 | 董醒悟 |
| 上海特別市黨部 | 林鈞          | 恒豐紗廠工會    | 陳松林 |

- |           |       |          |     |
|-----------|-------|----------|-----|
| 上海總工會     | 汪壽華   | 豐田紗廠工會   | 陳祝三 |
| 各馬路商總會    | 余化龍   | 永安工會     | 李雙喜 |
| 全國學生會     | 唐鑑    | 裕豐工會     | 陸寅生 |
| 上海學生聯合會   | 劉永簡   | 三新工會     | 孫廷章 |
| 郵務工會      | 陳天強   | 大康工會     | 王准定 |
| 華商煙廠工會    | 范耀光   | 引翔港工人代表會 | 朱克昌 |
| 南貨職員工會    | 宋人、林鏞 | 碼頭總工會    | 徐忠華 |
| 南洋煙草職工同志會 | 羅炳    | 公共租界電車工會 | 趙子敬 |
| 華商電車工會    | 宋鳳祥   | 公共汽車工會   | 張發祥 |
| 法租界電車工會   | 余華懷   | 自來水廠工會   | 王正清 |

右の各團體を階級別に見れば、三省聯合會は郷紳の郷土團體であつて、それが民主主義的革命運動と結附き得たのは主として其の指導者たる蔡元培氏の個人的潛勢力に依るものである。各路商界聯合會は中産者の團體であるが、例へば其の指導者たる鄔志豪氏等の如きは大商店又は一流工場の經營者で同時に資本家の團體なる總商會に席を置くものも少くない。従つて總商會自身は此の運動に名を連ねることを拒んだとは云へ、其故に上海の資本家達があくまで市民的自治政府の建設に反對するものだと云はれない。二個の學生團體は主として中産者の子弟を會員とするものではあるが、之れは國民黨及び共產黨と共に無産者の側に立つところの勢力である。無産政黨として名を出して居るものは國民黨上海市黨部のみであるが、此の上海市黨部の幹部は其の多數が共產



黨又は共產主義青年團の有力者であるから、實質的には共產主義者の團體が此の運動に参加して居ると見て差支へない。共產黨が其の名を出さなかつたのはそれが只今のところまだ秘密結社であると云ふ事實に鑑みて當然のことであらう。上海總工會が形式上國民黨中の一組織でありながら、實際は純然たる共產黨の仕事に外ならないことは今や内外人の等しく認むるところである。前表に多くの労働組合があり、其中にはまだ名目だけで組合としての實質を持たないものもあるが、其の何れを問はず總てが共產系の勢力に屬すると見て差支へない様である。例へば郵便労働者は上海郵政機關に従事するサラリーメンと共に郵務公會なる改良主義的労働組合を設け共產系勢力の外に立つて居るのであるが、併し上海總工會では別に郵務工會なる名目を立て、労働者のみの革命主義的労働組合を組織する豫定を持つて居る。水電郵務工人聯合會は水道・電燈及び郵便労働者の革命主義的労働組合を組織する爲の準備機關と見らるべきものである。永安工會及び電車工會は間もなく勃發した永安百貨店や佛蘭西租界及び共同租界電車従業員労働者の同盟罷工を準備する爲の小組織であつたと解釋すべきである。各團體代表大會は宣言及び全體市民に警告する書を決議して之れを發表したが、其の主旨は前の市民公會宣言と大體同一である。國民黨上海市黨部の林鈞氏は

- 一、上海を特別市として市民自治を実施する目的の遂げられない間は誓つて納税をしないこと
  - 二、山東軍の南下を拒絶すること
  - 三、上海特別市市民公會は上海市政府組織準備に關する實行案を作成すること
- を提議して承認を経たとのことである（十二月十三日「申報」）。第三項は恐らく進行中であらうが、第一項は其後實

行は勿論、其の努力さへ具體的に現れて來ない様である。

## (III)

上海市民公會を基礎とする上海自治政府建設の計畫が市民的又は民主的性質のものであることは前記に依つて略々明かになつたと考へる。之れと同時に孫傳芳又は張宗昌の軍事勢力を向ふに廻して空手で市民的政權を其の勢力範圍内に建設する方法に就いて何等具體的の法案が少くも市民公會の手では用意されて居らず、殊に無産勢力團體を除いた各團體は到底斯くの如き方案を編出す能力のないものであることも亦略々明白になつたと考へる。故に若し彼等にして自治政府の建設といふことに絶對的の必要を感じるならば、矢張り無産團體の主張する總同盟罷工計畫の實行に結局は賛同せざるを得ぬこととなるであらう。上海總工會を中心とする各無産勢力は斯くの如き見解の下に全速力で總罷工の準備を急いだ。總罷工の準備には申す迄もなく上海市内の各種労働者の間に緊密なる組織の網を擴げることであり、此の爲に彼等の用ひた方法は多くの場合に於いて各企業に於ける同盟罷工であつた。労働者は同盟罷工に依つてよりよき生活條件を獲得するところから團結の効果を體驗し、同時に上海總工會に頼ることが彼等の幸福を保證し又は増進する最良の方便であると考へる。斯くの如くにして共產系労働運動者は比較的容易に上海の無産大衆を其の傘下に抱擁することを得るのである。茲には手工・店員及び電車等の各企業内に於ける労働組織擴張の經過を記録しよう。先づ手工労働者に關しては、十一月十二日附で上海手工労働者の二十三團體が上海市民自治及び山東軍南下拒絶の宣言を發した。其の内容は格別のものでもない



が、此の宣言に名を連ねた各組合は次の如くであつた。

上海手工業聯合總會籌備會・上海洋服工會・地毯工會・洋務友誼籌備會・華洋人力車工會・上海小販業聯合會  
籌備會・竹篾工會籌備會・香業職工會・篷業工會・金銀工會・上海水木作工人聯合會・煤業工人聯合會籌備會・  
茶箱工會(十三日『時事新報』)

上海手工業聯合總會籌備會なるもの、成立した日附は明かでないが、兎に角此の宣言を發した頃からあまり遠いことではなかつたと思ふ。手工業なる名稱は上海總工會のみならず支那の共產主義者達が一般に使用するところであるが、之れは恐らく誤りで手工業労働者の意味であらう。平たく云へば手工業従事者の中から親方を差引いたもの即ち職工及び徒弟が、共產主義者に組織運動の對象となるものであらう。後に記す様に小親方を抱擁する例の多いのは支那の經濟状態から見て當然であらうが、併し此の事實から純粹労働者の組合内に於ける地位を否認することは出来ぬ。それは兎も角も、之れが他日此種の産業組合の最高機關となるべきものであつて、洋服工會以下が其の組織分子となるものである。洋務友誼會籌備會と云ふのは外人に雇はれたボーイや阿媽の團體で、之れを手工業労働者の仲間に入れたのは聊か不穩當だが多分便宜上の處置であらう。又小販業と云ふのは露店賣や擔ぎ賣を業とする者で、之れ又所謂洋務労働者と同じ意味で手工業労働者の中に含まれたものと思はれる。篷業とはアンペラを取扱ふもの、水木作とは左官及び大工仕事、金銀工は鋳職である。同日の『申報』に金銀工・水木工及び小販業の組合組織に關する記事があるから、其の要點をつまんで参考に供することゝしよう。各種金銀工の聯合組織に關して曰く、

上海總工會の調査に依れば當地金銀労働者の組織は大件・小件・廣帮の三工會に分れ、小件金銀工會のみは從來上海總工會に屬して居たが、其他の二工會はそれ〴〵獨立して系統及び連絡を持たなかつた。かくては金銀労働者解放の前途に不便が多いと云ふので、十一日總工會の斡旋で各工會の代表者が集まつて三組合の協働を決議し、近く聯合大會を開いて組合の改造及び執行委員の選舉を行ふことゝした。且つ目前の政治問題即ち上海自治及び山東軍拒絶に關しては總工會の通告に服従することを決議した。本會議に列席したものは南市及び北京の小件及び大件組合代表者のみであつたが、尙ほ上海總工會の援助を得て廣帮組合の参加を求むることゝした。

水木作労働者の組織に關しては曰く、

當地の水木作労働者は十萬人を越え、經濟的要求に就いては從來も一致した行動を取り得たが、永久的の結合を圖るにあらざれば相互扶助とか待遇の改良とか云ふ問題に關して好結果を得ることが出来ない。そこで十一日に四十餘名の代表者が會合して上海水木工人聯合會の組織を議し、二十六名の準備委員を選舉した。具體的な方法は此の委員會で取極められる筈である。

又小販業聯合會に關しては曰く、

上海小販業聯合會は十一日に第三回準備委員會を開き、此の一週間以内に各代表者一名に付き少くも十一名以上の新會員を募ること、會員が相當數に達した上で正式成立大會を行ふこと、目前の政治問題に關しては小販業者に理解が缺けて居ると思はれるから傳單を印刷配布して之れを知らしめることの三項を議決した。



十一月以後に起つた上海總工會の無産者組織運動は手工労働者に對するものが手始めであつた様だが、其の進行状態は大體右に述べた如きものであつた。尙ほ水木作労働者の組織經過に關し十一月二十七日『申報』の報ずるところに依れば、上海の水木作労働者十餘萬人は上海・南京及び紹興の三帮に分れて居るが、最近滬甯紹三帮水木工人聯合會を組織して一つの宣言を發した。其の大意に曰く、

水木作労働者の生活は他の労働者に比して特に困難であるので、本年陰曆四月に上海の全労働者を結束して滬甯紹水木公所董事會に勞銀値上の要求を提出した。公所側は之れに對して大包作頭（元受業者）に「本年陰曆五月一日から點工（直接雇）一人一日の勞銀を從來の小洋四角から五角、包工（請負仕事）一人一日二角九分から三角九分に値上げする」旨を申渡したが、而も元受業者は實際の仕事量を四割に減縮し、例へば十工の見積りで請負つた仕事を實際は四工で仕上げると云ふ遣方であるのみならず、從來労働者に支給された賄を廢止した上に彼等の勞銀を値上げてくれない。苦しいのは單に職人のみならず小包作頭（下受業者）も亦請負價格を値切られる爲に少からず困難を感じる。例へば從來は元受人が百工の見積りで受取つた仕事は其儘百工の計算で下受人に渡されたものであるが、近來は百工の仕事量を五、六十工の計算で下受けに附し、且つ月末の勘定に元受人から下受人に仕拂ふ請負代金の單價は一工に付小洋二角内外に過ぎない。然るに下受人が職工に支拂ふ賃銀は物價の騰貴した今日のことだから、三角内外を下ることが出来ない。故に下受人も亦普通職人と同様な生活苦を嘗めつゝある。斯様な事情から下受人と普通労働者とが聯合して滬甯紹水木工人聯合會を組織した次第である。

上海の場末に行くと「水木作」と記された小さな看板のかゝつて居るのをよく見うける。それが前記に所謂小包作頭の營業所である。小包作頭は自ら大工又は左官の労働に従事し、且つ少數の職人を同居せしめて其の頭をはね、直接又は元受人を通じて仕事に有ついた時には同居者なる職工を率ゐて差圖労働の衝に當るのである。前にも述べた様に下受人は一種の労働企業者で純粹の労働者といふことは出来ないが、其の多くは自ら肉體労働に従事するばかりでなく、純粹労働者に對して師弟關係及び同居關係と云ふ密接な情誼的聯絡を有すると同時に、注文主及び元受人に對して共通の利害を感じる。ところから、兩者を含む労働組合が生れ出したものであらう。以上に列舉した様な手工労働者の團體が一わたり成立したに就いて、去る十二月十日上海總工會の肝煎りで上海手工總工會の成立大會を舉行した。此の大會に代表者を出した各労働組合は左の如くであつた。

蓬業工會・猪鬃工會・小販攤戶聯合總會・廣幫木業工會・茶箱工會・華洋人力車工會・金銀工會・洋服工會・洋務友誼會・五洲固本職工會・香業職工會・地毯工會・履業工會籌備會・滬甯紹水木工人聯合籌備會・粵昌十紙籌備會・中菜工會籌備會

右の内猪鬃は豚の鬣、小販攤戶は擔賣及び露店、廣幫木業は廣東・福建出身の大工、五洲固本職工會は五洲固本皂藥廠と名付くる支那人經營の相當大規模な石鹼工場の團體である。履業工會籌備會と云ふのが、履業工會は改良主義的労働組合の一つとして、支那履職工の間に大きな團體を形造つて居るが、茲に名を連ねたものは多分右傾組合内部の不平家が上海總工會をバックとして新たに左傾組合の組織を計畫しつゝあるものと思ふ。粵昌十紙籌備會とは粵昌なる厚紙製造工場の労働者間に組織されたものであらう。中菜は支那料理の板場で



ある。

(四)

手工労働者は全支那の工業労働者を通じて最多数を占むるもので、殊に上海のみについて云へばあらゆる無産者中に最多数を占むるであらう。單に此點のみから見ても組織の困難なばかりでなく、彼等の多くはそれなく、小さな親方に屬して居るから、之れを一組織の下に統一することは一層の困難であらねばならぬ。従つて組織の進みが或る程度に達した後に上海總工會は初めて所謂手工業總工會を成立させたわけであらうが、他の無産大衆の産業別團體なる「上海店員總聯合會」は前者と稍々異つた態度に出で、寧ろ組織運動の初期に屬すると思はれる十二月五日に早くも成立大會が舉行された。此の會合に出席した労働組合及び其の準備團體は次の如きものに過ぎなかつた。

估衣業職員公會・華布業職員公會・藥業公會・南貨業職員公會・商務印書館職工會・典質業同人會・煤業友誼會

此の大會の催された頃に嚴格な意味で組合の組織されて居たのは唯商務印書館職工會だけであつたと思ふ。其の宣言の末節に「共同奮發して上海店員大衆の共同利益を計り、各種團體に追隨しつゝ國家を救ひ、且つ未だ團體を組織し得ざる店員を助けて其の團結を促したい」とあるのが店員聯合會の目的である。估衣業は古着商、南貨業は南方各省殊に福建・廣東の名物なる食料品を販賣するものである。此の會合のあつた頃に質屋業店員の増

俸運動が進行中であつたので、手始めに之れを援助することを決議した。其後間もなく估衣業店員の増俸運動が起つて、要求を拒絶された爲に十四日から罷業を開始した。越えて十八日には「米業職員聯合會」なるものが組織され、其の宣言が發表された。其中に「永久的組合の基礎を得て生活上の利益を増進したい」と云ふ言葉がある。估衣業の罷工は二十二日に終結したが、彼等は其の翌日に「増俸運動勝利大會」といふのを催した。估衣業罷工の終結に關して店員總聯合會から估衣業職員公會に與へた書簡に依れば、復業條件の協定及び調印には店員總聯合會の外、上海總工會及び全國學生總會の代表者が立會つたものゝ様である。更に二十三日には南貨業店員の雇傭條件改良要求が現はれ、二十四日には質屋業店員の雇傭條件改良要求に伴ふ「休業宣言」なるものが發表され、而して間もなく罷業に移つた。二十八日に行はれた店員總聯合會常務委員會の議事を見ると「煙兌業」の店員に對して組織及び増俸要求の勧告を行ふ旨を決議したとのことである。煙兌業とは巻煙草の小賣に小規模な兩替を兼營するもので、小さな店舗ではあるが、其の數は甚だ多い。店員の組織運動に關して其の當時發表された最も重要な文書は、上海店員總工會執行委員會の議決を経た「店員保證條例」である。内容左の如し。

- 一、各店員の月給は十五元を最低限とすること。
- 二、一日の服務時間は八時間乃至十二時間を限りとすること。
- 三、毎日曜を休息し、慣例の休暇は従前通りとする。
- 四、服務時間以外に於いて、店主又は支配人は店員の一切の自由に干渉するを得ない。
- 五、店員病氣の際は店主が醫藥費を負擔し、月給から差引くことを得ない。



- 六、徒弟を虐待し又は徒弟を職務以外のことに使用するを得ない。
  - 七、店員の進退はすべて上海商店の慣例に依りて處理する。
  - 八、店員には一定の宿所を與へる。
  - 九、各店主は補修學校を設けて青年店員及び徒弟に修學の機會を與へること。
  - 十、店員は公會を組織する自由を有し、店主は之れに干渉するを得ない。(一月六日『申報』)
- 尙ほ此の規定が店員總會執行委員會から所屬各工會に通告されたのは、一月二十日のことであつたが、各工會の同意を得て確定議となつたのは數日の後であつたらしい。此の準備、即ち資本家に對する要求條件の標準が出來ると同時に組織運動者等は非常な勢で上海最大の店員雇傭者たる四大百貨店を襲うた。其中で眞先に犠牲となつたのは有名な先施公司であり、罷工の火蓋の切られたのは一月十一日の夕方であつた。之れより先上海共同租界の支配者たる英人は漢口事件に脅えて俄かに共產主義者殊に左傾労働運動者に對する警戒を嚴にし、同日の朝共產主義者及び左傾労働運動者に對する戒嚴施行を實質とする六箇條の布告を發した。且つ同じ日に上海防守司令李寶章氏も亦之れと同時に同性質の宣言を出した。共同租界工部局布告の第三條に「本局は治安維持の必要上本租界に隣接する支那の地方當局と繼續なる協働を保つ」ことを聲明して居るが、之れに依れば兩當局者が時を同じくして同性質の行動を取つたに就いては双方間に充分の合意のあつたものと解せられる。工部局布告に依れば戒嚴の相手方は「支那の擾亂を欲し且つ暴力主義・階級的反感を宣傳するところの職業的煽動者」であり(第六項)、此等のものに對して租界内の治安を維持する爲には必要なる一切の手段を擧げて之れに應ずるであら

う(第四及び第五項)とある。又李寶章氏の宣言には「無聊の政客や赤北の黨徒が其の狡猾の腦筋を用ひて肆に誑詐の手腕を行ひ、學生工人は之れに惑はされて附和し、法典を輕視し、租界を以て護符となし、機に乗じて擾亂せんと欲す」とある。即ち双方の目指すところが國民黨の政客及び左傾的労働運動者にあることは明かである。共同租界及び佛租界から支那の行政區域に通ずる大小一切の道路に頑丈な鐵條網の張廻はされたのも亦其の前後のことである。而して店員組織運動の最後であり且つ最も華々しい過程であつた四大百貨店襲撃の幕の切つて落されたのが、英支官憲の緊張の最高潮した其日の夕刻であつたことは注意すべき出來事と云はねばならぬ。

(五)

店員總會の一分子たる先施公司職工會は十一日夕刻各部代表大會を開いて罷工の相談をした。其の決議事項は左の如くであつた。

- 一、二十五人を推舉して罷工委員會を組織し、其中に組織・宣傳・經濟・文書・交通・糾察・庶務の八科を組織して罷工事務を分掌す。
- 二、糾察隊百五十人を置く。内譯は職員百人、巡捕三十人、司務二十人
- 三、交通隊二十人を置く。隊員は徒弟が之れに當る。
- 四、罷工は十二日午前八時からとする。
- 五、要求條件(後出)



六、宣言(略)

七、總巡及び公司理事長宛書簡

右の中要求條件は次の如くである。

一、俸給の増加

甲、職員・司務及び巡捕の最低月給額二十元、徒弟十元

乙、現在俸給十元以内のものは十元、十一元乃至二十元は八元、二十一元乃至三十元は六元、三十一元以上は總て五元をそれ〴〵増加する。

丙、毎年一回宛増俸する。其の額は一名に付最少五元

丁、大賣出し期間は二倍の俸給を與へる。

二、服務時間の短縮

甲、職員、司務、巡捕及び徒弟とも一日の執務時間は十時間を越えることを得ない。特殊の理由に依り執務時間を延長する必要があるときは一時間毎に二時間分の給料を與へる。

乙、毎日躍日を休息し、俸給を差引かない。

丙、清明・端午・仲秋・冬至・五一・五卅・九七等の日に各一日、陽曆新年に三日、陰曆新年に五日の公休日を與へる。

三、待遇の改良

甲、二、三分の遅刻に大洋五分の罰金を課した從來の悪例を廢止し、今後は遅刻時間を積算して年末の計算に六十分毎に一日分の給料を差引くこととする。

乙、一日の缺勤に三日分の給料を差引いた從來の悪例を廢止し、今後は缺勤した日数だけ差引くこととする。

丙、故なくして使用人を解職するを得ない。重大な過失ある場合には職工會の同意を得た後に解職する。

丁、使用人が病氣の爲入院する必要がある場合には、醫藥及び入院料を公司が負擔し、俸給は全額を支給する。

戊、青年店員及び徒弟を優遇する爲に補習學校を設立して知識の増進を計る。

己、宿舍は鳥籠の様な寢臺を廢止し且つ管理方法を改良して、使用人の選舉した幹事に一任する。

庚、職員青年會を職員俱樂部と改稱して、使用人の選舉した幹事に其の管理を一任する。

四、先施公司上海本店の營業利益全部を公開し俸給の高を標準として公平に上海本店使用人一同に分配する。

五、救恤金及び退職手當は商務印書館の定めた最近の處理方法に従ふ。

六、食事には一角毎に茶二皿を増す。

七、公司は正式に職工會の使用人代表權を承認する。

八、今度の罷工を口實として使用人を解雇せず且つ罷工期間の俸給を差引かない。

十二日附で先施公司職工會から上海總工會に送つた辯明書に依れば「我々の俸給は八元乃至十五元のものゝが八割を占め、永年勤続する職員すら多きも三、四十元に過ぎない。且つ公司は高級職員に難癖をつけて追出すので、



我々は安んじて勤務することが出来ない」とある。又『申報』記者が罷工委員會幹部に就いて質したところによれば、一日の労働時間は十二時間で、些細の事にも罰金を課し、殊に午前八時半の開店時刻に一、二分でも遅れると出勤名簿を引上げて了ふとある。俸給の過少なることは事實らしく、公司當事者の辯明にも「既に參事會の決議を経て、一元乃至五元のものには四割、六元乃至十元の者は三割、十一元乃至二十元のものには二割、二十一元以上のものは一割の増俸を自發的に行ふことになつて居た矢先に、不幸にも此の事件が勃發したものである」とのことであつた（十三日『申報』）。然るに遅刻其他店員の不規律な行爲に對する制裁は、合理的經營を標榜する大規模な企業に於いて従業者の能率を高め營業成績を擧げる上に必要缺くべからざる用意と云はねばならない。左傾労働運動者の計畫する労働争議に於いて、屢々かゝる不合理な要求の強調されることは遺憾である。それは兎に角として罷工開始と同時に公司側は第三者の調停を希望する旨を聲明し、罷工第一日即ち十二日の夕刻には、罷工團體の親團體なる店員聯合會が調停を申出たが、公司側の信頼を得なかつた爲に失敗に終つた。越えて十四日には上海總商會長傅筱庵氏が乗り出した。而して二日間勞資の間を奔走した結果、十五日夜成案を得て十六日調印し、十七日から復工するに至つた。復工條件は左の如くである。

## 一、増俸

甲、一元乃至五元は五割半

乙、六元乃至十元は四割半

丙、十一元乃至二十元は三割

丁、二十一元乃至五十元は二割

戊、五十元以上は一割

二、勤務時間は午前九時から午後八時迄とする。但し冬至及び舊年末は此の限りにあらず。

三、店員の配當は、勤続八箇月以上なるものに對しては辭任又は解職されたものと雖も本公司の規定に従つて支給する。

四、出勤名簿は九時十五分まで備へつける。

五、事故缺席一日に附一日分の俸給を差引くに止め、従前の規定を廢止する。

六、大賣出し期には各々三元宛の手當を支給する。

上海の近代的組織を持つた百貨店は永安・先施・新新・麗華の四であるが、此中でも永安及び先施が最も古く且つ大規模のものである。左傾労働運動者は十一日に先づ先施公司を襲うて其の策戰の成功した翌日即ち十六日には永安公司を襲うた。而して此の二の大百貨店を征服すれば他の二つの百貨店は殆んど争議らしい争議もなしに屈服すると云ふ豫想で、事實は正に其通りに進行した。従つて百貨店争議の記述も亦永安公司のそれを取扱ふことで満足することにした。永安職工會の罷工も亦先施の場合と同じく、罷工に入る前晚に大會を開いて各般の準備を整へた。而して罷業に入つたのは十六日の開業時間からであつた。罷工宣言は仲々堂々たるもので、労働者側の鼻息を窺ふに足ると同時に最大にして最も進歩せる經營方法をとつて居ると評判された永安公司の經營態度の一端を測知し得るものであるから、左に其の概要を紹介しよう。



我が永安職工會同人は上海に名高い新式会社に勤務して上海に於ける百貨店營業の樞軸に居るものである。故に店主の職員に對する俸給や待遇は歐米商店の先例に従へば、我々従業員をして充分の榮養を取らしめ精神的満足を得て安んじて業務に出精せしむべきであり、其の制裁規定は我々を納得せしめ得るものでなくてはならない。斯くありてこそ我々は全力を擧げて公司の營業に忠實なることを得るのである。然るに公司當事者は唯西洋文明の皮毛を學び其の實用人を壓迫して之れを奴隸視する支那の舊式商人の思想を抱いて居る。公司の營業家屋は宏大であるが、我々の宿處は汽船の下等室か監獄のベッドの如きものである。公司の賣場は華麗であるが、我々の生活は悲惨である。而も執務時間は十二時間半に及ぶ。斯様な長時間の勤務であるに拘らず二三分間の遅刻に大洋五分の罰金を課し且つ度數の重なる毎に其の率を遞増する如きは先施公司以上の慘酷さである。二三分間早く食堂に入つてさへ罰金の制裁がある。殊に公司は我々の娛樂及び教育に關して何等の考慮を拂はず、我々の信仰にまで立入つて干渉する。我々は敢へて基督教に反對するものではないが、それを強ひらるゝことには反對せざるを得ない。何となれば我々は職業の爲に勤務するもので信仰の爲に勤務するものでないからである。そこで我々が要求條件を提出すれば香港の本店に問合せることを口實として答辯を避ける。抑々香港の店と上海の店とは各々獨立して居り、上海支店の支配人は獨斷專行の權限を持つて居る。此の事實に考へても彼等に要求を受入れる誠意のないことは明白である。斯くの如くにして最後の手段に出たと云ふのであるが、其の要求條件は次の如くである。

## 一、俸給の増加

甲、先施の要求條件と同じ。

## 二、服務時間

先施の要求以外に五九即ち所謂國恥記念日の休暇を加ふ。

## 三、待遇の改良

甲、遅刻及び早引きの時間は一年を通算し、六百分毎に一日分の俸給を差引くこと。從來の大洋五分の罰金及び一回毎に増率させる惡例を廢止すること。

乙、先施要求の丙に同じ。

丙、先施要求の丁に同じ。

丁、先施要求の戊に同じ。

戊、先施要求の己に同じ。

己、信教の自由を重んじ、禮拜を強制することを得ず。

庚、一切の苛酷なる罰金を廢止する。

四、公司は毎年純益から其の十分の一を割いて店員に配當し、俸給額に比例して分配する。但し賞與を廢止する。

五、救恤金及び退職手當を増加し、商務印書館の最近の方法を採用する。

六、先施要求に同じ。



七、同上

八、先施要求の九に同じ。

九、先施要求の八に同じ。

之れで見ると十六日に提出した永安鐵工會の要求條件は十一日に決議した先施職工會の要求條件と大同小異だからそれを真似たものと見られるが、其實永安公司職工會は去る十二日其の成立會を開いて此際早くも要求條件を發表して居ることだから(十三日『申報』)、實は上海總工會の指揮の下に多分四つの百貨店従業者の主なるものが會合して豫め各自の要求條件を協定したものであらう。越えて二十一日の『申報』に依れば永安公司の店員の中には廣東組(廣幫)と其他の者(本幫)との間に軋轢が行はれて居たが、罷工の永引くにつれて緊密なる協働の必要を痛感し、一月二十日附で次の如き内容の一札を取交したとのことである。

我々永安公司職工會の同人は其の出身地關係から廣幫及び本幫の二組に分れ、同一企業者に勤務しながら常に反目を續けて居る。然るに近年來の趨勢は斯くの如き地方的偏見を漸次稀薄ならしめ、殊に此度我々の待遇改善の運動を起すに就いては廣本兩幫の意見が總て一致し何等感情に阻隔を見ない。但し少數者の中には地方的偏見から尙ほ互ひに敵意を抱いて居るものがないとも限られぬので、茲に特に一札を取交して相互信頼の證據とする。今後は永久に幫(舊來の無産結社は地方的たると職業的たるとに論なく一般にかく唱へられる)觀念を離れて一致團結し、共同の福利を圖らねばならぬ。

永安公司是廣東人の出資經營にかゝり、従つて其の店員にも廣東人が多く、上海其他の出身者は動もすれば店

内の廣東人仲間から輕侮される傾きがある。廣東組以外の者を本幫と呼ぶのは多分本地人即ち上海人が比較的多數を占めるからであらう。此の地方的反目が罷工の永引くに連れて店員の歩調を亂す恐れを生じたので、多分上海總工會あたりの肝入りで仲直りをさせたものと思はれる。曾ても記したことだが、理想に走りたがる左傾労働者から見ると所謂幫口觀念は彼等の運動に取つて重大なる障碍となるものであり、殊に地方觀念の廢除に就いては上海總工會の設立以來引續き熱心に努力して居るところである。此の争議は企業者の實力及び其の經營方法に對する強い自負心から見て、各百貨店争議の中でも特に解決が困難であらうとは局外者の一般に豫想して居たところであるが、事實此の豫想通りに紛糾した。従つて先施争議の調停に當つた傅筱庵氏が愈々表面に乗り出して來たのは二十一日のことであつた。而して愈々終熄したるは罷工の第八日目即ち一月二十四日であり、翌二十五日から漸く平常通り開店するに至つた。復工條件は次の如くである。

一、増俸 先施の復工條件と同一で、「陰曆十二月十五日から實行し、今後毎年末に各店員の勤務成績に依りて増俸を行ふ」との但書がある。

二、執務時間

甲、先施に同じ。

乙、日曜日を休暇とし、俸給を差引かず。

丙、五卅、雙十、聖誕、陽曆新年に各一日、陰曆新年に四日の休息を與ふ。

三、待遇の改善



甲、店員の病氣（花柳病や固疾的疾患を除く）した場合は会社の指定した醫師に診察せしめた上に必要なものは入院せしむる。病氣休暇中は俸給を與へ醫藥費も会社の負擔とする。但し此の期間は一箇月を限る。

乙、店員の職務の爲死亡し或ひは廢疾となつた場合は会社から見舞金二百元を支給する。但し一回を限る。

丙、大賣出には一回毎に各三元の手當を支給する。

四、獎勵金

甲、店員の獎勵金全額を一萬二千元と定め、毎年末に各店員一箇年間の實収入を標準として按分する。陰曆本年末から實行する。

附帶條件

- 一、九時十五分まで出勤簿を備へつける。其後の遅刻者には罰金を課する。但し従前の累進率を廢止する。
- 二、罷工店員を解雇しない。但し復工後不適任であるか店規に違背するか或ひは会社の營業の都合によつて解雇するものは此限りにあらず。
- 三、罷業期間の俸給を支給する。
- 四、復工の際は各自秩序を守り、公司内で隊伍を組んで練り歩いたり騒いだりしてはならない。
- 五、復工後は各店員は協力して公司の發展を圖る。

此の契約書には總商會の代表者として傅筱庵及び各路商聯合會の代表者として潘冬林の兩氏が保證人の地位に立つた。其外新々及び麗華の爭議も永安と同じ日迄に全部終熄した。

店員總工會の組織運動で最も人目を惹いたものは申す迄もなく百貨店爭議であつたが、併し上海市民の日常生活に最も多くの強い脅威を與へたものは一月二十四日に始まつた米業職員聯益會の罷工であつた。店員總工會の一分子として米業職員聯益會の組織されたことは曾て述べたが、併し罷工の起るまで唯名目的の存在で、謂はば正式労働組合組織の準備機關に過ぎなかつたものである。罷業に参加したものは上海全市に亙りて約千百名に上つたのであるが、併し其の爲に閉店を餘儀なくされたものは佛蘭西租界が最も多く、其他では市民の生活に差支へを來す程ではなかつたらしい。それは聯益會の勢力がまだ店員の大部分を罷工運動に抱き込む程擴がつて居なかつたからである。米國人のギルドを嘉穀堂公所と名付けるが、此の勢力の雄大であることや、内外官憲が治安及び食料政策の立場から罷工者側に干渉を試みたことなどから事態は可なりに悪化していつた。罷工團の名で二十五日頃發表した宣言に依ると、上海に於ける米穀商の内情が多少理解されるところもある様だから、試みに之れを節録すれば次の如くである。

中流商店では毎日十石内外の賣上があつて、一切の費用を差引いても相當の利益がある。上海に於ける一月の消費高は平均二萬餘石であり、嘉穀堂公所に屬する商店が八百三十餘、之れに組合外商店を加へて約千餘りで見積れば各店一日の賣上は平均二十石強となる。經費は賣上總利益金の三、四割にしか當らないから殘る六、七割は純益として店主の懐に入るわけである。大商店では一日の賣上三百石、日曜日には五百石に達するものもある。其の収入の如何に大であるかは多言の要もあるまい。之れに反して我々は店員とは云ふものゝ實は筋肉労働者である。仕入れた米は我々が始末しなくてはならない。二百斤を越える大袋は肩に擔ひ



五斗入の小袋は頭にのせて梯子傳ひに屋根裏まで登らなくてはならない。我々の過半は此の操作からする過勞及び危険の爲に傷病するのである。而も米商の間には醫藥費を支給する慣例さへ出来て居ない。俸給に至つては外交掛（跑街）は十元を支給されるが、それには保證人を要し且つ掛け倒れに對して全責任を負はなくてはならない。番頭は十元内外、手代は三、四元から七、八元、筋肉労働者は四元未滿で中には無給の者さへある。丁稚は月二百文から五百文までである。而もそれで斬髪・沐浴・洗濯は申す迄もなく被服費をも捻り出さねばならない。（二十六日『申報』）

此の争議には前上海總商會長虞和德氏が主として調停の任に當り、三十日に至つて漸く落着した。復工條件は左の如くである。

- 一、月俸六元乃至十元は四元、十一元以上は三元を加へ、丁稚の手當は第一年八元、第二年十六元、第三年二十四元で三年目に滿期とする。第四年からは最低限度月俸四元を與へ、其後は一年毎に一元を増す。
- 二、毎年二箇月の休暇を與へ、右期間の俸給は三十五日分として計算する。午後八時以後の外出は俸給を差引かず、陰曆十二月には二箇月分を支給する。
- 三、店員及び丁稚に對し一様に小洋八角宛の月手當を支給する。
- 四、飾費は一石に付大洋二分の日即時拂とする。
- 五、年末に純益中から二割を割いて俸給額に準じ各店員に分配する。
- 六、店員の公傷に對しては店主が醫藥費を負擔し、且つ休養中の俸給を支出する。

右の條件と前に掲げたところとを對照すれば團結の力が如何に彼等の生活に利益を與へて居るものであるかは一目瞭然である。聯益會に加盟した店員が總體の約幾割であつたか、罷工の進行中に會外の店員が如何なる態度を取つたかは明かでないが、これだけの成功をかち得たところから聯益會に對する店員の信頼が如何に高まつたかは想像に餘りある。因に左傾労働運動者に依る所謂店員大衆組織運動は米業罷工の終熄と共に一段落を告げたのである。

(六)

左傾勢力に依る手工労働者の組織運動が十二月に、又店員のそれが一月中に略々一段落を告げたことは前に述べた如くである。但し此等の組織運動は將來に實施さるゝことあるべき政治的總罷工を其の唯一の目標にしたものでは決してない。例へば手工労働者の組織運動の如きは昨年の春徐家滙の緞通工場に始り、それが夏期の異常なる米價騰貴に促がされて事の困難な割合には調子よく進捗した。店員大衆の組織はそれよりもずつと遅れたが、此の方面は手工労働者に比べると仕事容易であるとの見込みであつたらしい。斯くの如く上海總工會の方針は自然の成行を眺めつゝ活動の機會を捕へて徐々に組織を築いて行く考へであつたらしいが、例の十二月十一日の緊急決議から各産業に於ける無産大衆の組織化の完成を急ぐ必要を生じ、茲に十二月から一月に互るところの大飛躍が行はれたものと推定される。前記の二種組織運動と併行して行はれたものは外國人の經營する市内交通機關従業者の大規模な罷工であつた。其の先頭に立つたものは佛租界電車の労働者であつた。十二月二十日夜



労働者は二十七名からなる罷工委員會を組織し、糾察隊十組を置いて罷工破りを警戒する等の準備を整へた上で、二十一日早朝から罷工に入つた。罷工宣言に依れば其の原因は罰則の煩瑣且つ過重なること、勞銀の過少のみならず此の一年以來増給の行はれないこと、理由を示すことなしに公司當業者の意向に任せて解職すること、労働時間は九時間餘の規定であるが、乗車賃及び切符の計算等の事務が加はる爲に毎日十二時間以上にも及ぶこと、殊に罷工の近因をなしたものは車掌及び運轉手に對して指紋並びに寫眞の提出を命じたことである。此等の不平に關し電車公司に對して六箇條の要求を提出したが顧みられないので、已むを得ず罷工に出たと云ふのである。要求條件の重要なものは(一)罰金は合理的且つ労働者側の辯明を聞取つた上に之れを課し、且つ指紋制度を撤回すること、(二)勞銀及び手當の増加、(三)労働時間を八時間に短縮すること、(四)故なく労働者を解職しないこと、(五)工會の代表權を認めること等である。罷工團は共同租界電車公司の線路が佛租界に入込んで居る部分に對し、其の運轉中止を強制した。二十三日の『申報』に依れば華商電氣工會即ち支那街電車の労働組合は罷工團體なる法商電車工會に宛て、激勵の書簡を發し「我々は諸君が最後の勝利を得る爲に喜んで後楯となるばかりでなく、若し必要あれば一致運動を辭せぬ」旨を表明した。三日目の午後に至り大體次の如き條件で落着し、二十四日から開通することになった。

- 一、罰金及び指紋に關する件は労働者側の要求を容れる、但し寫眞を差出すこと。
- 二、勞銀二十元迄の者には三割、三十元迄の者には二割を増す、但し本國からの承認を條件とする。
- 三、労働時間は労働者側の要求に従ふ。

四、五名の解職者を復舊せしめ且つ今後は濫りに解職を行はない。  
五、工會の代表權を認める。

越えて同月二十八日には共同租界乗合自動車労働者の罷工が起つたが、之れは其の翌日上海總工會及び水電郵務工人聯合會の仲裁があつて解決し、三十日から復職した。

一月十二日に至り共同租界電車公司の「總稽查」即ち從業支那人の總監督と云ふ重要な地位にある倪天生が路上で要撃され、其の自用車夫と共に落命した。倪は十六年間該公司に勤続し、労働者から今の地位に昇つたもので、企業者側の信任は申すに及ばず、労働者の全部が其の子分であると云つて差支へない程の根深い勢力を持つて居た。其の月収は本俸八十元の外に手當六十元及び車馬賃二十五元を受け、且つ公司の消耗品購入を引受けて居るので、其の利益を併せると優に千元に上つたと云ふことである。彼の勢力に關して公司重役を感激せしめ且つ上海在住内外人を驚嘆せしめた出來事は五卅事件の狂瀾怒濤の間に處して此の大世帯を微動もさせなかつたことである。當時上海總工會の死力を盡した攻撃に對し、之程偉大な抵抗力を示し得たものは他に其の類例を見ない。それは何に原因したかと云ふに労働者との間の同郷關係に立脚した厚い情誼と今一つは例の青幫組織を利用した有效な管理法に基づくものと云はれる。それは兎に角として何人が何故に彼を殺したかと云ふに、當時種々の推測が行はれたが、私の見るところでは其の翌日に難攻不落と謳はれた共同租界電車公司從業員の一部に早速同盟罷工の起つたと云ふ事實が證明する様に、刺客が左傾労働運動者に代つて五卅事件以來の積る怨を晴らし、同時に其の組織運動の爲に道を開いたものだと思ふべきであらう。十三日に起つた罷工は機械工場のものだ



けであつたから電車の運轉には表面何等の影響を與へなかつたが、其の要求條件は之れを工作労働者に關するもの、運轉労働者に關するもの及び全體に關するもの、三部に分けて記されて居る。單に此點から見ても機械工場の小罷工が全體的な大罷工の前觸れに過ぎないことは明かである。但し此の一部罷工は間もなく落着して十五日から一先づ復業した。然るに十七日午後工作工は再び同盟罷工を開始し、夕方には運轉労働者の代表大會が開かれて、之又工作労働者に呼應し、翌日から全部罷工に加入することを決議した。それで共同租界の電車は十八日朝以來運轉を停止したのであるが、同日午後彼等は大會を開いて宣言書及び要求條件を決定し、二十四名からなる罷工委員會を組織し且つ宣傳隊を設け、又二百二十名からなる糾察隊を組織した。罷工者の總數は四千餘名に上つた。此の争議は倪天生の横死に其端を發して居ると云ふ事實から見ても無産者の舊結社形態なる青帮と新結社形態なる上海總工會との正面衝突であつたと見ることが出来る。此點から罷工の内容を研究することは頗る有益で且つ興味のある企てとは思ふが、併し此種の事實は表面に現はれないから他日の問題として保留する外ない。之れに反し價格闘争としての電車争議は

- 一、工作労働者が其の第一次争議の前即ち十日附で共同租界電車公司に提出した要求條件
- 二、十六日附で公司側の發表した反駁文
- 三、同團體が第二次争議即ち十七日附で提出した要求條件
- 四、大争議の始つた當日即ち十八日附で罷工團の發表した公司の主張する反駁文等の文書を見れば勞資の争點が明白に判る。先づ(一)の内容は次の如くであつた。

A、全體に關するもの

- 一、毎年一回宛勞銀を増すこと
- 二、陰曆年末に一箇月分の賞與を支給すること
- 三、工會の工人代表權を認めること
- 四、外國人が労働者を凌辱し及び故なく労働者を解職するを得ざること、労働者の解職は工會の同意を要すること
- 五、陰曆晦日から正月四日までの五日間を休業し勞銀を與へること、作業の場合には二倍の勞銀を與へること
- 六、病氣休暇中の勞銀を與へること
- 七、罷工期間内の勞銀を與へること

B、工作係に關するもの

- 一、機械工場主任の外人を免職すること
- 二、十五分以内の遅刻には罰金を課せざること
- 三、公司使用人の電車乗用を無賃とすること
- 四、徒弟の勤務が四年を越えた場合には證書を與へて勞銀を支給すること
- 五、内外の慣例的休日には休息し且つ勞銀を支拂ふこと



C、車務係に關するもの

- 一、勞銀二割増加
- 二、労働時間を八時間に短縮すること
- 三、不合理な罰金規定を廢止し且つ労働者側の辯明を許すこと
- 四、毎月四日宛の休暇を與へ勞銀を支給すること
- 五、豫備員にも俸給を與へること

Cの第五項は原文に「候差」とあるのを假りに豫備員と譯したが、原意は労働者を採用して正規の職務につかひむるまでのものを意味するのである。前記の第一次要求條件に對し十六日電車公司總司配人の名で爭議の調停者なる上海總商會長傅筱庵氏を通じて爭議團體に交付された文書の中から、重要な部分を摘記すれば次の如くである。

A、全體に關するもの

- 一、毎年一回づつ勞銀を増すことの要求に關しては現行の方法に依る。勞銀は豊かであると認めるが、尙ほ本公司は勤怠を考察した上で増給を與へることとする
- 二、(略)
- 三、工會の全體工人代表權を承認すると云ふことは本公司使用者の福利問題に關するものである。而して本公司使用人が代表者を選んで本公司當事者と協議することは従前通りとし、之れ以外の團體又は工會に對

しては本公司は交渉を拒絶する

四、工會の同意なくして労働者を解雇しないことの要求に關しては、本公司は如何なる人及び團體に對しても用人權を解放することは出来ない。又労働者を凌辱すると云ふ非難があるが、外人は曾て労働者を虐待した事實なし

五、(略)

六、(略)

七、(略)

B、工作係に關するもの

- 一、工場主任の解雇の要求に應ずる能はず
- 二、一部承認
- 三、拒絶
- 四、(略)
- 五、拒絶

C、車務係に關するもの

- 一、拒絶、但し現在二十七元のものゝ漸次三十元まで増加することを承諾する
- 二、現行制度に於いて労働時間の平均は約八時間であり、合理的なものと信ずるので本要求を拒絶する



- 三、現に實行してゐる程だから問題にならない
- 四、(略)
- 五、(略)

本公司は(一)右の意見に労働者が同意して労資争議の最後の解決とせんことを希望し(二)労働者は職務に精勵し如何なる場合を問はず正式に本公司に通知せざる以前其の作業を停止することを得ないと云ふ二つの條件を標準として事件を終熄せしめたい考へである。

工作係の第二次争議は事實上全體的大争議の一部分であるから十七日に提出された要求條件は其儘大争議の要求條件と解釋して差支へないものである。

A、工作及び車務係共通條件

- 一、第一次要求に同じ。但し「勤怠に論なくすべて二割」と云ふ要求が追加された
  - 二、三、四、五、六、七、第一次要求に同じ
  - 三、五卅事件の失業者を復職せしめ入獄者を釋放し且つ其の損失を賠償すること
- B、工作係に關する特別條件
- 一、第一次要求の第二項に同じ
  - 二、公司の労働者が電車に乘用する爲に無期限のパスを與へること
  - 三、第一次條件の第四項に同じ

四、第一次要求の第五項に同じ

C、車務係に關する特別條件

五項とも第一次要求に同じ

即ち罷工團は公司の反駁意見に對して工場主任の免職といふ唯一項のみを譲り、其他はすべて前議を改めないばかりでなく二、三の要求を追加した。加ふるに彼等は公司の十六日附文書に對し、十八日附で再反駁を試みた。之れは彼等の生活状態及び公司に對する態度を知る上に好個の資料となるものであるから、煩を厭はず逐條左に譯出する。

一、我等の實際勞銀は運轉手及び車掌が毎月十五、六元で其上に煩瑣な罰金規定がある。技術労働者は八、九元から最高十八、九元の間在り、公司が勞銀の豊かなことを主張する根據果して何れにあるか疑はしい。且つ公司當局の勤怠考察といふのは彼等に接近するものに對してのみ行はるゝに過ぎない。

二、(略)

三、我々は労働者であつて職員ではない。然るに公司當局と福利問題の協議を許されて居るものは職員のみであつて労働者には其の資格がない。従つて公司が工會の労働者代表權を承認しない限り我々の不満は顧みられぬことゝなる。

四、外人が虐待凌辱を加へないと主張しても誰が信ずるものか。去る十二月に於ける金屬工の三時間罷工及び前週木曜日に於ける金屬工の一日半罷工は總て之れに原因して居るではないか。



五、(略)

六、公司は「病氣休暇中の勞銀を負擔するわけにゆかぬ。且つ労働者の公傷に對しては從來適當に勞銀を與へて居る」と云ふが、我々が此の條件を提出したのは全く生活上の必要から來たもので、我々は一日休めば一日餓ゑなくてはならない。況や公司は公傷者に對してすら必ずしも彼等の言明するところを實行しては居ないのである。

七、(略)

八、工場主任は既に謝罪したから問題とならない。

九、公司は「五分乃至十分の遅刻を許す」と云ふが、然らば何故十五分の猶豫が出来ないのであるか。

十、現制度では四枚までの Coupon を出して居るが、我等は勤務の爲に一日十餘枚を要することもあるのだから、バスの支給を要求した次第である。

十一、徒弟の勞銀は初級四元で十年勤めても十一、二元に過ぎない。徒弟は二年で満期となり即ち一人前の職工として安く使へるから公司にとつては便利な制度だが徒弟自身の生活難を如何ともすることが出来ない。

十二、支那及び西洋の記念祝日に休んで勞銀を與へることは各外人商店間の慣習であるから決して無理な要求とは謂はれまい。

十三、二十七元を三十元に増すとは何の意味だか知らぬが、我々が二割の増加を主張するのは最低要求に外ならぬ。

十四、車務係の労働時間は名義上八時間ではあるが、銅貨の計算や帳簿の引繼ぎなどがある爲に十一時間乃至十二時間になるのである。

十五、罰金は検査員の報告に基づき其の云ひなり通りに課せられるもので、當事者の辯明は絶対に許されない。此の壓制さへなくば我々は何を好んで改正を要求するものか。

十六、毎月四日の休息を要求することは社會の慣例に従ふに過ぎない。又公司は二十六日働いて二十八日分の勞銀を與へると云ふが、其の證據を拜見したいものである。

十七、豫備員に勞銀を支給せよと云ふに對し「豫備員が職につく前に勞銀を與へることは承認しがたい」と云ふけれども、公司が一旦雇入れた以上は之れに勞銀を與へるが當然ではないか。

共同租界電車罷工事件は前記の如き關係の下に紛糾を重ね、大罷工の五日目には傳筱庵氏の外に一層有力な調停者として前上海總商會長虞和德氏が波瀾の表面に現れた。其の努力が效を奏して雙方の意見が漸次接近し、二十三日早朝から運轉が開始される手筈となつて居たところに、前晚起つた不慮の出來事の爲に事件は逆轉した。二十二日には虞和德氏の斡旋で次の如き條件が協定された上に、公司側は罷工團の要求に従ひ、同日午後二十臺の花電車を出して罷工終結の宣傳を市中に行ふことを承諾した。

A、全體に關する條件

一、毎年一回宛勞銀を増すこと、其の率は從來の勞銀大洋一角毎に七厘半とする

二、陰曆年末には半箇月分の賞與を支給する



- 三、工人倶楽部の労働者代表権を認め、且つ倶楽部に對し公司から毎月二百元を補助する
  - 四、陰曆新年には一日から三日迄の三日間を休み、作業する場合は二倍の勞銀を支給する
  - 五、罷工期間の勞銀を支給する
  - 六、五卅事件の失業労働者に對しては、工人倶楽部が自ら方法を設けて復職せしめる
- B、工作係に關するもの
- 一、出勤時刻は十時間に延長する

- 二、労働者の出勤及び退出の際にはバスに依らず別に専用車を出す
- 三、不合理な罰金條項を取消す
- 四、仲秋、端午、共和記念日等には一日の休暇を與へる

C、車務係に關するもの

- 一、毎月二十五日間勤務したのものには二十七日分の勞銀を與へる
- 二、豫備員に對しては半日分の勞銀を與へる
- 三、勞銀は被罰者の陳辨を聽いた上でなくては差引かない
- 四、運轉手が勤務中不意な出來事に遭遇した場合は會社が一切の責を負ふ
- 五、運轉臺の前部にガラス戸を取つける
- 六、勤務中革靴又は布靴を任意に着用し得る

七、勞銀の端數はすべて大洋計算とする

共同租界内に於ける最も強大にして且つ最も保守的な企業と考へられて居た此の電車會社が、かくまで脆く労働者の前に膝を折らうとは世間は勿論罷業團すら意外に感じたものらしい。それは彼等及び其の支持者たる各労働及び學生團體の喜び方に依つても推測されるところである。本爭議に於いて社會の注意の焦點となつたものは工會の労働者代表権を與へよとの要求を傲岸なる會社當事者が如何に取扱ふかと云ふことであつた。此の難問題は會社側の讓歩により、公共租界電車工會でなくて新たに労働者の組織する「工人倶楽部」を認めたことで折合がついた。二月九日の『時事新報』に此の倶楽部が設けられて宴會室・遊戲室・新聞ホール・會議室などが目下設備をととのへつゝある旨報ぜられた。倶楽部は労働組合でないから、それが「労働者代表権」を持つたと云つたところで此の權利の内容に疑問が起る。若し労働條件其他一般に労働者の福利増進に關して會社に要求したいと云ふ場合に此の倶楽部が労働者の意志を代表し得ることであれば、それは最早倶楽部にあらずして儼然たる労働組合である。共同租界電車公司程の大會社が斯くの如き權利を労働者の團體に許容したと云ふことになれば、上海に労働爭議なるものゝ起つて以來最も強硬に非組合主義を突き通して來た日本紡績企業者達は必ず著しい不安を感じたに相違ない。

勝利の喜びに興奮した労働者達は二十二日の夕刻に二十臺の花電車に分乗し、會社から貰つた百五十元分の爆竹聲裡に華々しく車庫を出で、徐行しつゝ上海市の目貫なる南京路に差かゝると突然停電し、それと同時に武装した英支警官の一隊が彼等に襲ひかゝつた。此の騒ぎで労働者側の負傷する者十名、逮捕さるゝ者三名に及んだ。



此の騒ぎは電車会社と租界警察との間に意志の疏通を缺いた爲に発生したものである。即ち公司側では労働者の希望のまゝに電車行列を許したのであるが、租界警察側では戒厳施行中に於ける多数労働者の行列を不穩當な行動であると認めて不意に電力の供給を断つて之れを阻止した。電車会社の用ふる電力は租界局の発電所から供給されるものであり、若し花電車の運轉が公司營業の範圍内に於ける合法的行動であるとしたならば、租界局の此の行爲は契約違反であり、營業妨害であらねばならぬ。然るに租界當局の見解では戒厳施行中に多数の者が團體を作つて届出なしに市中を練り歩くことを違法行爲であるとし、會社に交渉する違がなかつた爲に直接労働者を取締つたものであらう。故に此の事件の責任が何れに歸着するに論なく無辜の労働者のみが犠牲となつたことであるから彼等の激昂は一通りでない。同夜罷工委員會で會社側に對する要求條件二箇條其他を決議し、且つ此度の事件は會社の直接責任ではないけれども、罷工團に對する信約を全うする爲に適宜の處置を取らねばならぬ、それは罷工を繼續すると云ふ意味の書面を送つた。而して二十四日に至り漸く落着を見た。共同租界電車の罷工はそれ自體重大事件であつたが、事件の進行中會社側と租界當局との間に労働問題に關して可なり大きな阻隔の存在したことも亦注意すべき事項であらう。租界當局は昨年夏期以來再三管内企業者に對して注意を發した。其の中に「爭議の發生に恐れをなして企業者が労働者に對し著しい讓歩をなすことは一層爭議の頻發を誘起する所以で、治安維持の上からも注意して貰はねばならぬ」と云ふ意味の項目があつた。工部局は常に斯くの如き強氣の方針を以て労働爭議に臨むものであるのに、其の忠實な味方であつた電車会社が労働者の團結權を認めると云ふ程度にまで折れて出たことは、まことに心外の沙汰であつたに相違ない。加ふるに電車会社が戒厳施行中なるに

も拘らず無届で多数労働者の電車行列を許したと云ふところから、恐らく多少の感情も加つて電力の供給を止めたり行列を襲つたりする様な強壓手段に出たものであらう。一層悪いことは南京路の事件で英人警官に三名の負傷者を出した。茲に至つて電車公司も事態の容易ならぬことを感知し、特に工部局に向つて謝罪し、自ら事件の責任を負ふ旨を聲明した。

(七)

共同租界電車罷工が終りに近づく、最後の市内交通企業なる共同租界乗合自動車の罷工が起つた。但し此の罷工自體は規模から云つても要求條件及び解決條件の内容から云つても特に記録する程の價値はないが、其の進行中に二つばかり注意に價する出来事があつたから、茲には唯それだけを取扱ふこととする。第一は罷工團體なる公共租界汽車工會は微力なものに過ぎぬが、それには法商電車電氣自來水工會・公共租界電車公會・華商電車工會・自來水工會・郵務工會・電氣老廠俱樂部・電氣新廠俱樂部なる七個の姉妹組合があつて、それが水電郵務工人聯合會なる上層組織に依つて統一されて居る。此の聯合會は他日上海總工會の産業別的總工會に迄發達すべき運命を持つものであり、全上海の市内交通機關、電氣水道（自來水）及び郵便等公共的性質を帯びた各種の大企業に従事する労働者を一括して大きな組織を造らうとして居るものである。水電郵務工人聯合會及び罷工團の姉妹組合なる七團體はそれ／＼乗合自動車會社の當事者及び仲裁人たる虞和德氏に對し、罷業團になりかはつて訴ふところがあつた。此の書面の日付は明かでないが、一月二十七日の『申報』に其の全文が掲げられてある。



又二十七日に會社側が罷工破りを試みたに對し、同日罷工團の行つた決議の中に「代表者を水電郵務工人聯合會に派遣して實力的援助を請求する」と云ふ一項がある。此等の事實から推斷すれば總括的組織なる聯合會及び其の組成分子なる八個の各姉妹組合の間には相互に比較的緊密なる扶助關係が認められると思ふ。尤も此等の左傾團體は勿論まだ各企業の内面に壓倒的な勢力を張つて居るわけではない。支那街の電車工會は數月前罷工を行つた結果従業者間に最も早く勢力を擴張し得たが、佛蘭西租界及び英租界の電車工會が成熟したのは前項及び本項に記した様に最近の出來事である。郵務公會は曾ても述べた様に左傾労働運動者の辛抱強い努力にも拘らず、其の協調主義的労働組合組織を久しく突き破り得ずに居たのであるが、最近に至つて舊組合の性質が俄かに左傾して來た様に見える。其の事は後に記す。乗合自動車も此の罷工で一人前の組合勢力を樹立し得た次第であるが、残る電氣及び水道は少くも上海總工會の計畫なる政治的總罷工の準備としては組織運動の手をつけないことゝしたものの如くである。其の原因は果して何處にあるか。急速に組織を擴張するには罷工を行ふ必要があり、水道は申すに及ばず、電氣電力の唯一供給者たる關係から多數労働者の職業を奪ふことゝなるので、其の影響があまりに重大だからと云ふことも確かに有力な一原因であらう。共同租界發電所は工部局の直營に掛り、工部局に従事する支那人は巡捕たると労働者たるとを問はず、倪天生時代の電車公司よりも一層大規模にして有效なる青帮組織で固められて居る。其の爲に左傾勢力が其の腕を振ふる餘地に乏しいと云ふことも亦一原因であるかも知れない。それは兎に角として前記の各姉妹組合は上層機關の指揮の上に共同して居る爲に案外根強い力を持つと見なければならぬ。第二の問題は上海に於ける企業者の罷工破りに關するものである。罷工成功以前の乗合自動車

組合は従事労働者の少數を抱擁して居るに過ぎなかつたから、會社側では罷工の五日目に組合外労働者を利用して大仕掛な罷工破りを試みた。それに對して罷工團は自ら對策を講じたばかりでなく、親團體なる水電郵務工人聯合會を通じて姉妹組合の援助を求めた。而して一方には罷工破りに使はれた労働者に對し、他方には車體及び乗客に對して暴力を以て威嚇を試みたので、企業者側の計畫は忽ち失敗に終つた。

郵務公會の左傾が何時から始つたかは、それが暗黙の間の變化であつた爲に局外者たる我々は其の經過を明かにすることが出来ない。郵務工會の名で去る十一月以來屢々左傾労働運動に参加したものはあつたが、それは恐らく郵務會の正式の行動ではなかつたと想像する。殊に工公共に *Kung* の上平音である爲に事情に通じない新聞記者や通信員が之れを混同する場合も多からう。此の事實が我々をして一層觀察の困難を感じしめる。明かに郵務公會の名で其の左傾事實を報道されたのは、私の知るところでは二月七日の『申報』を最初とする。其の一節に曰く

電車及び乗合自動車の罷工が起つてから郵便労働者罷工の評判が高く歐字新聞紙にも此種の消息が傳へられた。舊曆正月を目前に控へて此種の謠言の傳へられることを遺憾とし、郵務公會は人心を安んずる爲に特に次の如き聲明書を發した。「近來郵便労働者罷工の懸念が非常に強い様であるが、本會は曾て罷工問題を協議したこともなく現に罷工の意志もない。恐らく爲にするとあるものが本會に對する輿論を悪化する爲の手段であらう。本會は改造を行つたばかりで、只管會員自身の痛切なる利害問題に關し平和的な協議に従事して社會の信用を高め其の基礎を強固ならしめたいと望んで居るばかりである。加ふるに本會は全國郵務



總工會から、全國代表大會の開催以前には罷工を行ふを得ずとの命令を受け、之れは當然我々の遵守せねばならぬところである。一月二十七日」。

全國郵務總工會とは漢口の國民政府や全國總工會的肝煎で新たに設けられた全國郵務總工會準備處を指すもので、之れに参加した團體は廣東・湖南及び湖北の全省郵務工會を初めとして表面は國民政府の勢力範圍内のものに限られて居る様である。申す迄もなく共産主義者の指揮に従ふところの左傾組合である。従つて之れに加盟した上海郵務公會が遅くも一月下旬迄に左傾したことは最早疑ふの餘地がない。二月六日郵務公會の幹部と上海郵務管理局副郵務長なる支那人との會見に於いて次の如き會話が行はれたと云ふことである。

副郵務長 近く漢口で全國郵務總工會の大會が開かれると云ふことだが、之れに對する上海郵務公會の態度を承はりたい。

公會幹部 参加のことは前の會議で決定したが、代表者の人選は更に大會を開いた上で決定される筈である。

副郵務長 代表者が決つたら出發前に面會して依頼したいことがある。差當つては公會から漢口會議に参加する理由を是非説明して貰はねばならぬ。此方の考へでは参加しないに越したことはないと思ふ。何となれば

上海は未だ國民政府の繩張りでないから無理に行かなくとも済むと思ふ。(二月七日「申報」)

此の對話に所謂上海郵務公會の臨時大會は二月九日に招集され、中華全國郵務工會籌備處の主催にかゝる第一次全國代表大會出席代表者四人を選挙し、且つ籌備處の提案六大項三十餘條及び上海からの提案四項を可決した(九日「申報」)。更に十七日には上海郵務公會の第二次全體執行委員會が開かれた。其の席上で公會組織部の報告

したところに依れば、會員の登記を終つたものが千八百餘人、登記用紙を受取つて尙ほ手續を踏まないものが四百餘人ある。又分會豫定數四十二の内三十二箇所迄成立を終つたとのことである。且つ組織部は糾察隊長と協力して糾察機關の擴大及び訓練に努力しつゝある(十八日「時事新報」)。此の執行委員會の議事中注意すべきことは漢口に派遣する代表者に關し、公會の名義で郵務管理局に休暇届を出す決議したことである。而して此の決議は郵務當局の希望に應じてなされたものであるから、畢竟改造された左傾的上海郵務公會も亦前の協調的郵務公會に引續いて、郵務當局との間に其の存在に關して或る程度の了解の成立してゐることを示すものである。

前にも述べた様に上海總工會の總罷工準備としての労働組織運動は大體に於いて一月又は舊曆年末までに完成し、其後上海労働界は遅ればせに、店員總工會や手工業總工會に結附く小組合の組織運動と昨年十一月中旬以來悪戦苦闘した各組合犠牲者の救済運動及び上海總工會並びに新設各産業別總工會内部の整理や結束を固めるに就いての運動が行はれた。此種の運動は政治的總罷工の勃發する瞬間まで續いたが、併し特に記録する程の重大な出來事はなかつた。

(八)

斯くて上海の労働界は十九日から二十四日に亙る「政治的總罷工」に入り、大體に於いて彼等の計畫は失敗に終つたのであるが、何にせよ二十萬近い労働者の参加した大運動であるので記録すべき事項は頗る多い。然るに同地の漢字新聞は孫傳芳系に屬する「時事新報」及び「新申報」を除いては二十一日から全部休刊し、二十七日



に至つて漸く復活はしたものの、総罷工に關しては極めて簡単な報道しか載せてない。それで筆者は已むを得ず従來の方針を變更し、主として共同租界工部局の機關紙なる North China Daily News を主とし、それに若干の外字及び漢字紙の報道を參照して記事を作ることとした。『北支那日報』の報道は多く工部局警察側の材料に依るもので租界内の出來事に關しては相當詳細で且つ信用が置けるのであるが、併し支那街や總工會乃至國民黨市黨部の内情に關する消息が甚だ不完全なるを免れない。今一つ遺憾に思ふことは總罷工團及びそれに反對する特殊團體の宣傳ビラが例に依つて雨下したことであらうが、『北支那日報』其他に採録したものは至つて尠く、殊に總工會の宣言書など云ふ重要文書の原文を引用することが出來ない。斯様なわけで本記事の不完全なことは始めから覺悟してかゝらねばならない。尙ほ別に上海の或る方面に向つて情報の手配をつけてあるから、それが集まつたら更に補充的な記事を掲げて本事件に對する筆者の責任を果すことしよう。先づ總罷工の前日なる二月十八日から始めて總工會の罷工切上げ命令の出た二十四日に至る迄の重要な出來事を、取扱の便宜上日記に記録して見よう。

二月十八日

筆者の知る限りに於いて十九日附の地方漢字紙には不思議にも、上海總工會が十八日午後決議し且つ所屬各工會に命令したところの總罷工に關して何等の報道も見當らない。之れは罷工者側が秘密を守つたから然らざれば支那官憲の意志に従つて秘密に附したものであらう。但し同日の『申報』には十八日正午から淞滬防守司令部・淞滬警察廳及び南市保衛團などの各機關が異常なる緊張を示し、それらの警備を嚴重にしたことを報じて居る。

而して支那官憲及び補助的警備機關の此の緊張が總工會の決議に對抗して現れたものであることは申す迄もあるまい。但し二十日の漢字紙には「一昨日午後上海總工會は各工會代表大會を召集した。參會者は五百人を超えた。最近の政治狀況に鑑み上海市民を戰禍から救ふ爲に昨日から總同盟罷工を實行することを決議した」と記されてゐる。尙ほ同日（十八日）上海總工會は總罷工委員會を組織し且つ五千人を豫定して罷工糾察隊の編成に着手したとのことである（二十日新聞報）。轉じて英字新聞側を見ると、『北支那日報』上海總工會の罷工決議に關し、早くも十九日の紙上に報道するところがあつた。それに依れば「總工會は全上海の労働者に對し今朝から開始する總罷工に参加すべき旨の通告を發した。其の内容は（一）上海に於ける孫傳芳軍の排斥、（二）上海から英軍の撤退を要求し、總じては上海附近に於ける戰鬪を避けたいと云ふ労働者の要求を表示したものである」と報ぜられた。二十日附の『チャイナ・プレス』には十八日に於ける一部労働者の總罷工に關聯した行動が稍々詳細に報ぜられた。其の中に「二月十九日から開始すべき總罷工命令」と題する總工會の宣言書なるものがある。之れは佛租界電車工會の一首領から手に入れたものだとのことである。曰く

全上海の労働者よ。民衆の革命運動の勢力は絶えず膨脹しつゝある。北伐軍は今や勝利を得て孫傳芳軍閥の運命は滅亡に近づいて居る。故に民衆が反軍閥運動を援助し得る機會の到達したことは明かである。我上海總工會は總罷工を宣言することに依つて北伐軍を援助することを決定した。諸君は此の命令を受取ると同時に總罷工に参加して頂きたい。諸君は秩序を保たなければならない。それと同時に後日復職命令の發せられる迄は罷工を繼續せねばならない。諸君は罷工に依つて孫傳芳軍閥の倒滅を手傳ふのである。民衆政治萬



歳、労働者自由萬歳。労働者聯合萬歳。

二月十九日 上海總工會

此の宣言書は十九日附となつて居るが、たしかに十八日中に上海總工會から所屬各組合に向つて配布されたものである。チャイナ・プレスの蒐集し得た罷工通告の他の形式は次の如きものであつた。

個人宛。我等は明日から始まる總罷工に關して君の注意を乞ふ。我電車會社の全雇傭者は此の運動に参加せよ。

上海電車會社雇傭者組合祕書

茲に上海電車會社 (The Shanghai Tramway Co.) とは英米人の合資經營になる共同租界電車を意味する。此の二つの通告を綜合して考へると、上海總工會から直接に或ひは各産業別總工會を通じて下級労働組合幹部に傳へられた命令を、更に各下級組合の幹部から所屬小頭又は労働者に傳へたものであらう。而して此種の手續きは一體十六日中に終つたものと思ふ。此等の命令に關して各産業労働者が同日中にそれら寄合を催し、其の或るものは支那及び租界官憲に發見されて其の干渉を受け、一層多くのものが彼等の注意を免れて罷工の手筈を打合せたものであることは左の記事によつて明かに想像される。

佛蘭西警察は十八日午後、支那街電車工會事務所に會合を催す目的で集つた群衆を追散らした。然るに他の労働群衆は同日午前中に無事會合して次の如き決議を行つた (C. P. 20, Feb.)

同紙には決議事項として五箇條を掲げて居るが、之れは後に記すところの上海總工會の希望條件を斷片的に聞

き傳へたものに過ぎないから省略する。

二月十九日

二十日附漢字紙に依れば上海總工會は十九日附を以て今回の總罷工に關し次の如き命令を發した。

今回の總罷工は全く政治的性質のものであり、且つ上海は支那の労働群衆中で最高なる歴史と訓練とを有するものであるから、労働者の一切の行動は規律を嚴守しなくてはならない。特に罷工規律に關し左の如く命令する。

- 一、工場及び商店を襲撃してはならない
- 二、外國人を毆打してはならない
- 三、金錢を強要してはならない
- 四、工會の命令に服従すべし
- 五、總工會の命令に依らずして任意に工會を設けてはならない

上海總工會罷工委員會

尙ほ同日罷工委員會の決議に依り左記五種の通告を發したとのことである。

- 一、政治狀況の報告
- 二、罷工の性質に關する通告
- 三、秩序嚴守の通告



- 四、罷工者の勇氣を稱讃し且つ其の規模を擴大せしむることの通告
- 五、宣傳隊組織に關する通告

右の中一及び二の内容は局外者の参考になるものと思ふが、それ等は總て公表されずに終つた様である。又上海總工會は労働者の希望條件として次の十七項を公表した。

- 一、反帝國主義運動の繼續
- 二、軍閥暗黒政治の消滅
- 三、一切の反動勢力の掃除
- 四、眞實に人民の利益を保護する政府の建設
- 五、人民は集會・結社・言論・出版及び罷工の自由を有すること
- 六、工會の工人代表權を承認すること
- 七、労働者の勞銀を増加し、最低勞銀を規定すること
- 八、物價騰貴を制限して労働者の生活を保證すること
- 九、八時間労働制實現の要求
- 十、日曜日及び祝日に休息して勞銀を支給し、働く場合は二倍の勞銀を與ふること
- 十一、失業労働者を復職せしむること、雇主は罷工を口實として工場を閉鎖し、労働者を壓迫するを得ざること
- 十二、労働者を打ち、罵り、濫りに勞銀を差引くことを得ざること

十三、任意に労働者を解職するを得ず、労働者の解職には必ず工會の同意を要すること

十四、作業の爲に死傷したものに對する救恤金の規定

十五、労働者が病氣の場合は、工場主が治療の責を負ひ且つ半額以上の勞銀を支給すること

十六、男女労働者は同じ作業に對して同じ報酬を受けること、女工及び幼年工の待遇を改良すること、女工は産前産後に六週間を休ませて勞銀を支給すること、幼年工に過激の労働をなさしめざること

十七、工場設備の改良、例へば窓や便所の増設の如き。

十九日までの上海總工會の行動は前記の程度にしか明かにすることが出来ないが、それに依るときは此度の總罷工の意義が「總罷工に依つて北伐軍を援助する」と云ふこと以外に明確にされて居ない。尤も上海總工會罷工宣言の中に「民衆政治萬歲」と云ふのがあつたが、原文はどうであつたか、英譯には *Long live the People's political administration* とある。之れは昨年十一月以來彼等の標語となつた上海自治政府の建設と云ふことと多少の關係がありさうに見える。但しそれが單なる思想上の關係に止まるか或ひは事實的關係を持つものであるかは明白でない。詳言すれば此度の總罷工が北伐軍の行動に對する聲援の爲であると云ふこと迄は判るが、十一月殊に十二月中旬以來上海總工會の幹部達が總罷工に對して抱いて居た自治政府建設と云ふ理想の實現と今度の總罷工との間に、如何なる程度の聯絡があつたかは、筆者の手に集つた材料だけでは全く推定することが出来ない。總罷工の意義に關しては更に後説することとし、茲では十九日に現はれた總罷工の進行状態に關して客觀的な記述を試みることにしよう。二十日のチャイナ・プレスに依れば、總罷工第一日即ち十九日中には行はれた罷工は



大體左の如きものであつたと云ふ。

一、郵務總局

下級職員(郵務生)・配達夫及び苦力 計八〇〇人、作業全部休止

二、共同租界電車會社

車掌・運轉手約一、〇〇〇人、作業一部休止 工場労働者四〇〇人

三、佛租界電車會社

監督・運轉手・車掌四〇〇人、作業全部休止

四、支那街電車會社

運轉手・車掌二〇〇人、作業全部休止

五、東方紗廠

三、五〇〇人、工場閉鎖

六、公大紗廠(鐘紡)

一、二〇〇人罷工、一、二〇〇人従業

七、Dongshing Cotton Mill (同昌公司?)

九九〇人、罷工

八、内外棉紗廠

工場七〇〇人、他工場で七〇五人罷工

九、申新紗廠

二、〇一六人(女一、四六四人、男五五二人)罷工

十、厚生紗廠

四、〇〇〇人(女三、〇二〇人、男九八〇人)罷工

十一、緯通紗廠

一、七五二人(女一、二五七人、男四九五)罷工

十二、恒豐紗廠

四、二二五人(内女一、三九六人、男八二九人)罷工

十三、楊樹浦紗廠

二、一七七人(女一、四七三人、男七〇三人)罷工

十四、怡和紗廠

六、〇五三人(女三、八七五人、男二、一七八人)罷工

十五、Dah Kung Cotton Mill

三、九四二人(女三、一一九人、男六五五人)罷工

十六、共同租界局發電所



## 臨時労働者一、〇〇〇人罷工

## 十七、其他

罷工に参加せるもの一万人以内

チャイナ・プレスは、開始以後二十四時間内に上海總工會が罷工の旗印のもとに集め得た労働者は四萬六千人に上つたと報じて居る。同紙は更に十九日に於ける總罷工の一般状態を述べて曰く

最も重要な各産業は既に罷工運動に影響された。中でも支那郵便局は昨早朝に作業を止め罷業者は終日建物の監視に従つた。支那街及び佛租界の電車も亦運轉を停止し、共同租界電車も一部運轉を停止した。永安・先施及び新々の各百貨店及び所屬工場も之れに従つた。共同租界電氣局の雇傭者約一千人が罷工し楊樹浦發電所からも各同数の臨時労働者が總罷工に結附いた。尤も此の二つの企業は晝夜とも略々完全に其の作業を繼續し殊に後者は總ての支那人労働者が罷工しても尙ほ能力を保持すべき充分の用意が整へられてある。

此の記事に明かなる如く、米國系のチャイナ・プレスは十九日から實質的な總同盟罷工が開始された事實を率直に認識して居る。尙ほ同紙に依れば、總罷工開始の警報が最も早く租界當局の耳に達したのは十九日午前五時頃であつた、それは虹口警察署が郵便局罷工の消息を得た時であると報じて居る。尙ほ同日の經過に就いて二十一日附『北支那日報』の概観するところは次の如くである。

十八日上海總工會が出した總罷工命令の結果は、各産業及び其他の方面に互れる十九日の不安状態となつて現れた。同日朝の作業開始期には各工場及び公共企業を通じて險惡な空氣が流れたが、やがてそれは佛租界

電車及び外人工場の作業中止となり、時の進むに従つて内河航路にまで擴がつた。併し此等の罷工は上海の全産業及び労働者數との比率から見ても、決して「總」の字を冠するに價したものではない。…或る場合に於いて罷工命令は甚だ不徹底であり、例へば埠頭苦力の場合の様に、彼等は作業を中止することを拒絶しようとして論争した。又他の場合に於いては、労働者は其の仕事場から去る際に雇主に向つて辯解を試みたと云ふ事實もある。

『北支那日報』記者の指摘するところは或る程度まで事實である。例へば郵便局や佛租界電車の様は一絲亂れず罷工に入つたものもあるが、多くの産業にあつては各下層組合員は總工會の組織した糾察隊其他の強制を受けて已むを得ず仕事を抛棄したものである。之れが爲に租界内でも至る所かなりの紛擾があつたが、其事に關しては二十一日の『北支那日報』の記事が最も詳細であり、且つそれには十九日及び二十日の出來事が一括して報ぜられてあるから、筆者も亦二月二十日の表題の下に取扱ふことゝしよう。

上海總工會の罷工命令中にも記されてあつた様に、此度の罷工は所謂自治政府建設の意志あると否とに論なく、上海に於ける孫傳芳氏の軍事政治勢力を其の當面の敵とするものなるが故に、罷工團は其の努力を租界より寧ろ支那街に向つて注いだ筈である。従つて支那街の状況を明かにすることが一層重要なわけであるが、前にも斷つた通り此の方面の消息は甚だ不明瞭である。二十日の漢字紙に依れば上海防守司令部は十九日午後左の如き布告を發した。切捨御免の命令を含む此の布告は支那に労働運動が起つて以來最も殘忍な政策を宣言した歴史的文書であるから、茲に原文の儘を紹介することゝしよう。



爲佈告事。查上海爲通商巨埠、華洋雜處、不無暴亂份子潛蹤來此、施其鬼蜮伎倆、希圖破壞地方。本司令職在防守、對於治安。負有專責。遇有煽惑罷工或阻止上工以及擾亂地方秩序者、一律格殺勿論。除嚴飭軍警遵照辦理外、合行佈告週知。仰各界人等務各安生理、慎勿以身試法、致貽後悔、切切此佈。

「格殺勿論」とは切捨御免の意味である。此の布告の目標とするものは「暴亂份子」であり、而して「罷工を煽惑し或ひは上工を阻止し、及び地方の秩序を擾亂するもの」をば總て所謂暴亂份子と認めて即座に殺すと云ふのである。即ち支那官憲では罷工のみならず、地方の破壊を企圖するところの國民黨員及び共產黨員に對して用意を整へたものである。此の殘忍なる布告は忽ち實施せられ、史阿榮及び蔡建勳の二名は罷工及び騒擾煽惑の罪名の下に、最初の犠牲に供せられた。

(九)

二月二十日

二十一日附『北支那日報』に依れば、二十日現在の罷工状態を國籍別に表示すれば左の如くであつた。

英國

共同租界電車會社 全部即ち約一、三〇〇人  
 東方紗廠 四、〇〇〇人中二、〇〇〇人  
 Butterfield & Swire 所屬汽船 Dah Joong, Kuangsi, Kanchow 乘組員一〇二人

英米煙草浦東工場 五、〇〇〇人

Shanghai Dock & Engineering Co., 一、〇〇〇人

公益紗廠 二、二九〇人

永安百貨店(英國登記) 八〇〇人

先施百貨店(同上) 六〇〇人

乘合自動車會社 四〇〇人

佛國

佛租界電車會社 四〇〇人

日本

内外棉會社所屬八工場 一一、五〇〇人

公大紗廠 二、五〇〇人

日華紗廠所屬二工場 七、三〇〇人

支那

商務印書館(開北工場及び河南路賣店) 三、二〇〇人

華商電車公司 三〇〇人

郵務總局及び各分局 一、六〇〇人

第四章 支那労働者の特殊性



南洋煙草公司 四、〇〇〇人

華商煙草公司 八二〇人

Chin Yuen Silk Co. 三三〇人

Lai Wah Co. 二〇〇人

寧紹商輪公司所屬汽船 Yung Hing 乗組員 二二一人

Da Dah Steamship Co. (大達輪歩公司?) 所屬汽船 Dah Woo 乗組員 一五人

三北輪埠公司所屬汽船 Chusan 乗組員 一五人

Dong Shing Cotton Mill 一、七〇九人

Kiwa Cotton Mill (喜和紗廠?) 四二、四二八人

Yue Foong Cotton Mill 二、七八九人

『北支那日報』は二十日の罷工者總數を五萬五千人と見積つて居る。此の表を十九日調べのチャイナ・プレス  
のそれと比較して見ると双方共に至つて不正確なことが分る。殊に兩者とも支那街の罷工を殆んど全く逸して居  
る様に見える。同じ程度に信用の置けないものではあるが、漢字紙に傳へられた第一日の罷工状態を録して参考  
に供へることにしよう。

楊樹浦方面

瑞塔及び錦塔の二鐵工場、黃浦碼頭、紙函工場、東方・老怡和・緯通・恒豐の四紡績工場、電車公司車務部

及び工作部、南洋煙草公司等の労働者全部

引翔港方面

電汽新廠、蘭格製材所、申新・振華・永安・厚生 of 四紡績工場等の労働者全部

曹家渡方面

公益・申新の二工場、電車公司車務部及び工作部等の労働者全部

南市

華商電車、求新・遠大の二鐵工場等の労働者全部

小沙渡方面

同興、内外棉東第五、西五、七、八、九、十二各工場、福新二工場、日華、喜和の十四紡績工場

浦東方面

日華・祥生の二紡績工場、南洋煙草公司等の労働者全部

英租界(狹義の共同租界)

各郵便局、共同租界電車、先施・永安・新新・麗華の四大百貨店の労働者全部

佛租界

佛租界電車労働者全部

以上は地域別であるが、更に之れを産業別に示せば、



紡績工場 労働者全部

公共事業 郵便及び電車労働者全部

店員 商務印書館職工會及び四大百貨店従業者等

手工業 金銀業・茶箱・洋服・蓬業・香業・製茶・線毯・猪鬃等の労働者全部

金屬業及び機械製作工場 罷工するもの十餘戸

海員 太古公司所屬汽船 廣西・山西・順天・甘州・寧波、日清汽船會社所屬汽船廬山丸・大吉丸・南陽丸、

寧紹公司の甬興、舟山公司の舟山

印刷業 商務・彩印・美華・華商・墨色・石印等の労働者全部

チャイナ・プレス及び『北支那日報』が過少に見積つて居ることは明かだが、漢字紙のは上海總工會筋の報告に依つたものらしく、其の誇大に失することは一見明瞭である。但し兩者を突合せることに依つて總罷工の幕の開いた時期に於ける大上海の交通及び産業に起つた混亂状態を想像することが出来る。漢字紙に現れた地域別の中、南市及び浦東は全然租界外にあり、曹家渡及び小沙渡は租界と支那街との交錯した地方で、工場は多く租界内にあるが、労働者の住所は大部分支那街にある。閩北は上海に於ける製絲工業の中心地で、後に記す如く此等の工場は一時全滅の状態にあつたのであるが、それに拘らず閩北の罷工狀況が漢字紙の報道から全然洩れて居るのは不思議である。

翻つて十九日及び二十日に互る總罷工進行の様様を二十一日附『北支那日報』の記事を通じて考察するに、先

づ交通機關に就いて云へば郵便労働者が總罷工の火蓋を切つたことは曾て記した通りである。郵便労働者は最初から歩調を揃へて一絲亂れぬ罷工振を示したが、彼等の組織した糾察隊は「蔣介石歡迎」と記した腕章を付けて居た相である。之れは申す迄もなく罷工團の標語の一つであり、従つて總罷工の意味の一端を表現したものだとかへられる。交通労働者の第二群は海員及び埠頭労働者である。之れに關して『北支那日報』の報するところは次の如くである。

十九日に總ての埠頭及び船舶の作業を停止させる爲の努力が行はれたが、それは大體に於いて失敗に歸した。煽動者が埠頭に入込んだ時に、仲仕達は五卅事件の際上海總工會が彼等を罷工に引入れておいて約束の報酬を支拂はなかつたことを指摘し、罷工参加の條件として報酬の前拂を要求した。併し煽動者達は之れに應ずる用意がなかつたので彼等の計畫は行惱んで居る。然るに沿岸及び内河航路に關しては、之れと異つた現象を呈した。週末迄に招商局所屬各汽船の船長は張作霖・張宗昌・孫傳芳及び帝國主義者に反抗する罷工を行ふ旨の通告を受取つた。このことは十九日午後に至つて追々實現された。第一の犠牲者は甘州號で、甲板手と機關部員とが先づ下船し、週末に出帆すべき合計五隻が航海不能に陥つた。

然るに航洋船の船員には異狀なく、同日の夜無事に出帆した船もあつたのである。海員の歩調の不揃ひなことに關して『北支那日報』の觀察に依れば、「我々の探知したところでは、海員工會は英國軍隊が孫傳芳氏を援助する事實の確かめられない間は罷工を好まない」。之れに對して共產主義者達は兩者の結合することは明白であり、之れを妨げるには速かに總罷工を行ひ、英軍をして他を顧みるに暇なからしむるにあると説いたとい



ふことである。此の記事がどこまで正しいかは知らないが、兎にも角にも埠頭作業が大部分に互つて故障なく行はれ、且つ外國通ひの汽船が格別の脅威を感じなかつたのが事實であるらしい。交通労働者の第三群は市内交通即ち電車及び乗合自動車従業員である。華商電車及び佛租界電車は容易に結束し、『北支那日報』に依れば佛租界電車労働者は最も早く罷工を開始した團體の一つであつたことである。佛租界電車の罷工に關して一つの注意すべき出来事がある。それは

佛租界電車會社は同時に乗合自動車・電燈及び水道の供給を管理して居り、従つて十九日朝には全機能が一時中止された。而して佛租界内の若干戸は一時水の不足に苦しんだと報ぜられた。但しそれは間もなく恢復された。(N.C.D.N. 21, Feb.)

此の簡単な記事でも充分に推測されることであるが、上海總工會は前にも述べた様に公衆の迷惑に顧みて電燈及び水道作業に手をつけるのを避けて居る。此の方針が佛租界電車罷工の場合にも敏速に現はれたと解釋すべきであらう。共同租界電車の労働者達は工作部を除いては極めて不揃ひであつた。之れに關して同日の『北支那日報』の報ずるところは左の如くである。

共同租界電車も亦佛租界の例に従つて罷工に入つた。東部工作所の労働者が其の中心となつた。彼等が上海總工會の命令を受取つて居ることは明白であり、十九日朝早く出勤はしたものの、自ら作業に就くことを拒んだのみならず、他部のものゝ作業をも妨害するの決心を示した。車務部従業員は從來著しい紛擾を起したことなく、此の日も常の如く作業を開始した。

然るに小頭や彼等の工會幹部や職業的煽動者等は出来得る限りの妨害を試みた。煽動者達は運轉する電車に關入し、車掌や運轉手に暴力を加へたばかりでなく、物を投げて車體を傷つくるに至つた。斯くの如くにして東區及び北區の電車系統は遂に運轉を停止するの已むなきに至つた。西區は比較的平穩であつたが、煽動者達は追々此の方面に集中し來り、其の中には佛租界及び支那街電車の糾察隊も交り、攻撃が乗客にまで及んだので、十九日午後に入るや電車及び無軌道車の全系統が停止した。警察官は被害者の保護に力を注ぎ、煽動者に對しては努めて平和な態度を保持した爲に、著しい紛争も起らずに済んだ。其後は經營者側の努力に拘らず罷工團の結束を破ることが出来なかつた。前表に記された通り、共同租界乗合自動車會社 (The China General Omnibus Co.) の従業員は全部罷工に参加したことになるが、二十二日の『北支那日報』には之れを訂正して居る。勿論妨害は連日試みられ、殊に二十日の午後には警察側の警告に依り二線だけ運轉を停止しただけであつたが、兎に角營業は困難を忍びつゝ繼續されて居たことである。

紡績工場の罷工狀況に關して二十一日『北支那日報』の記すところは次の如くである。

楊樹浦及び滙山の工場區域は、昨日午後六時頃二つの不愉快な事件の起るまで極めて平穩であつた。其の一つは警戒中の英國軍隊に投石したことであり、他の一つは上海紗廠第一及び第二工場に起つた暴動である。六時前に該工場の夜勤労働者等は平常通り出勤したが、煽動者及び他の紡績工場の罷工者等は之れを遮つた。警官のかけつけた迄に暴徒は窓及び器具に僅かばかりの損害を與へただけで退散した。但し此等の暴徒は深い根柢のものではないらしく、其の夜は平穩に過ぎた。